



租税特別措置等の効果検証手法の検討に係る調査・分析に関する報告書 (個別)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
2025年3月



目次

1. はじめに	P.3
2. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置	P.5
3. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	P.48
4. 船舶に係る特別償却制度	P.90
5. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等 の場合の課税の特例措置	P.120

1.はじめに

本調査では四つの租税特別措置を対象として効果検証を実施し、調査結果を取りまとめた

本調査で効果検証の対象とした租特の一覧

租税特別措置	略称	所管府省	概要
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置	地方拠点強化税制	内閣府	【オフィス減税】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、建物等の取得価額に応じて特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度 【雇用促進税制】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内に整備した特定業務施設で雇用を増やした場合、雇用者の増加数に応じて税額控除の適用を受けることができる制度
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	研究開発税制	経済産業省	企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度。一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）と中小企業技術基盤強化税制（中小型）、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型（OI型））がある
船舶に係る特別償却制度	船舶税制	国土交通省	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度
長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置	長期保有土地税制	国土交通省	長期保有（10年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けることができる制度

2.地方における企業拠点の強化を促進する税制措置

オフィス減税は、平成27年度に創設され、令和5年度の適用件数は35件、適用総額は約20億円となっている

本措置の概要

地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、建物等の取得価額に応じて特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度

分野

■ 政策目標区分
5：地方創生

法的根拠

租税特別措置法42条の11
の3

期間

平成27（2015）年度～令和7
（2025）年度

直近適用実績（法人）

年度	令和3 （2021）年度		令和4 （2022）年度		令和5 （2023）年度	
特別償却・税額控除 の別	特別 償却	税額 控除	特別 償却	税額 控除	特別 償却	税額 控除
適用件数	7	19	5	29	10	25
適用法人数	7	19	5	29	10	25
適用総額（億円）	4	13	3	9	14	6

出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7.2月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書
に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和6年度）の措置内容

■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画*1の認定を受けた法人等が、特定地域*2において特定業務施設を整備した場合、一定の減税*3の適用を受けることができる

*1 国から地域再生計画につき認定を受けた都道府県知事から上記整備計画の認定を受ける

*2 移転型と拡充型で対象地域は異なる

*3 国税のオフィス減税及び雇用促進税制だけでなく、地方税の優遇措置もある

項目	移転型事業	拡充型事業
適用要件	東京23区から地方に本社機能（事務所、研究所、研修所）の全部又は一部を移転する場合で、特定建物等（特定業務施設に該当する建物、附属設備、構築物）を取得等し、事業の用に供すること	次の場合（例示）で、特定建物等（特定業務施設に該当する建物、附属設備、構築物）を取得等し、事業の用に供すること ・ 地方に本社を置く企業がその本社を増築する場合 ・ 東京23区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転する場合 ・ 地方において、新しく起業するために本社を整備する場合
適用額	建物等の取得価額の25%の特別償却又は7%の税額控除	建物等の取得価額の15%の特別償却又は4%の税額控除
適用限度額	・特別償却：取得価額ベースで80億円までが上限 ・税額控除：取得価額ベースで80億円までが上限、かつ控除額ベースで調整前法人税額の20％が上限（雇用促進税制との合算）	

雇用促進税制は、平成27年度に創設され、令和5年度の適用件数は6件、適用総額は約0.1億円となっている

本措置の概要

地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内に整備した特定業務施設で雇用を増やした場合、雇用者の増加数に応じて税額控除の適用を受けることができる制度

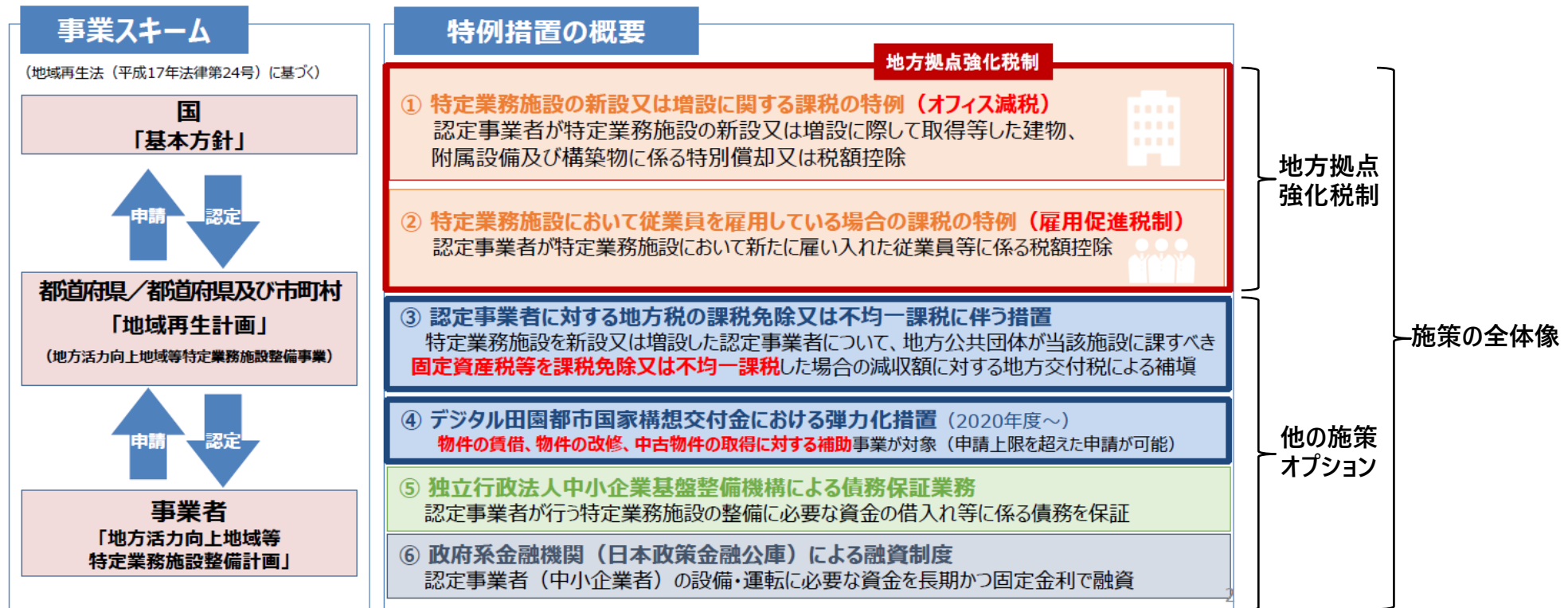
分野	■ 政策目標区分 5：地方創生			直近適用実績（法人）	移転型・拡充型別の 集計は無し	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
					適用件数	4	8	6
					適用法人数	4	8	6
					適用総額（億円）	0.03	0.11	0.1
					出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7 2月国会提出） ※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数			
法的根拠	租税特別措置法42条の12	期間	平成27（2015）年度～令和7（2025）年度					

現行（令和6年度）の措置内容	■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 ^{*1} の認定を受けた法人等が、特定地域 ^{*2} において特定業務施設を整備した場合、一定の減税 ^{*3} の適用を受けることができる		
	^{*1} 国から地域再生計画につき認定を受けた都道府県知事から上記整備計画の認定を受ける ^{*2} 移転型と拡充型で対象地域は異なる		
	^{*3} 国税のオフィス減税及び雇用促進税制だけでなく、地方税の優遇措置もある		
	項目	移転型事業	拡充型事業
	適用要件	東京23区から地方に本社機能（事務所、研究所、研修所等）の全部又は一部を移転する場合、新規雇用者又は転勤者を有する	次の場合（例示）で、新規雇用者又は転勤者を有する ・ 地方に本社機能を置く企業がその本社機能を増築する場合 ・ 東京23区以外の地方に本社機能を置く企業が、別の地方に本社機能の一部を移転する場合
	適用額	雇用者の増加数一人当たり最大170万円（50万円+上乗せ分120万円（3年間））の税額控除（上乗せ分のみオフィス減税との重複適用が可能）	雇用者の増加数一人当たり最大30万円の税額控除
	適用限度額	・税額控除：控除額ベースで調整前法人税額の20％が上限（オフィス減税との合算）	

地方拠点強化税制は、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者向けの特例措置の1つであり、特例措置は他の施策オプションも存在する

地方拠点強化税制を含む特例措置の全体像

前提として、地方拠点強化税制は、整備計画の認定を受けた事業者が適用できる施策オプションの一部という位置づけである



特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営をしている業務施設を指し、実際に（登記簿上の「本店」である必要無し）本社機能を有している業務施設を指す

特定業務施設



本措置の適用には、事前に都道府県知事から整備計画の認定を受ける必要がある

整備計画の認定

① 事業者から整備計画の申請

- 事業者は、整備計画を作成し、当該計画を開始する前（着工前）に移転・立地先として予定している都道府県（国から「地域再生計画」の認定を受けている場合に限る）知事に申請します。

（注）計画開始前（着工前）に認定を受ける必要がありますので、余裕を持って申請してください。

【添付書類】

- ①定款及び登記事項証明書、②貸借対照表、損益計算書及び財産目録、③常時雇用する従業員数を証する書類、④その他参考となる事項を記載した書類

② 都道府県知事による認定

- 都道府県による審査があり、一定の要件を満たすことで、認定されます。

【認定を受けるための要件】

- ① 都道府県の「地域再生計画」（国から認定を受けているものに限る）に適合すること
本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備（新設、増設、購入、賃借、用途変更）であること、等。
- ② 特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者*1人）以上増加すること
移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤者であること、又は、初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。
特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなすことができます。
*「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

※詳細な要件、手続き等については、各都道府県にお問合せください。

※税制等の優遇措置を受ける場合は、計画認定とは別に、一定の要件を満たす必要があります。

③ 事業者から整備計画の実施状況の報告

- 事業者は整備計画に記載されている整備期間中、事業年度ごとに都道府県知事に対して、一定の様式に基づき整備計画の実施状況について報告する必要があります。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

- (1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等については、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号又は第3項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・ 特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃借	用途変更
土地					
建物					

・ 特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃借	用途変更
土地					
建物					

・ 特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃借	用途変更
土地					
建物					

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m ²	m ²	
建物	延べ床面積	m ²	m ²	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

本措置については、前年度・翌年度に改正がない年度として、令和2年度及び令和4年度が差の差分析に適していると考えられる

改正の経緯（平成29年度～令和6年度）

		平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無		有	有	－	有	－	有	－	有
前年度 からの 主な 改正内容	共通	- 適用期間の延長（2年間） - 移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加 「整備計画」認定時の雇用者増加要件の要件緩和等			適用期間の延長（2年間）		- 適用期間の延長（2年間） - 情報サービス事業部門の追加 - 中小企業の従業員の増加要件を2人以上から1人以上に緩和		- 適用期間の延長（2年間） - 対象となる事務所に、商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を対象に追加 - 対象資産に保育施設等を追加*等
	オフィス減税	- 税額控除を引き上げる措置を1年間延長 - 中小企業者のうち適用除外事業者にあたるものの取得価額要件を2,000万円以上に変更					地方拠点の整備期間を2年以内から3年以内に延長		取得価額のうち本制度の対象となる金額を80億円に設定
上記改正 の主な 目的	共通	質の高い雇用に対する優遇の拡充、Uターン等の促進、東京一極集中の是正を図るため	東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため	- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和を行うため		- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出等を図るため - 新型コロナウイルス感染症後のビジネス環境や企業の動向の変化、人手不足等の環境変化の中、地方における企業の拠点強化を促進するため	

本措置については、前年度・翌年度に改正がない年度として、令和2年度及び令和4年度が差の差分析に適していると考えられる

改正の経緯（平成29年度～令和6年度）

		平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無		有	有	－	有	－	有	－	有
前年度 からの 主な 改正内容	共通	- 適用期間の延長（2年間） - 移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加 「整備計画」認定時の雇用者増加要件の要件緩和等			適用期間の延長（2年間）		- 適用期間の延長（2年間） - 情報サービス事業部門の追加 - 中小企業の従業員の増加要件を2人以上から1人以上に緩和		- 適用期間の延長（2年間） - 対象となる事務所に、商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を対象に追加 - 対象資産に保育施設等を追加*等
	雇用促進税制	- 対象を正規と非正規に分け、無期雇用かつフルタイムへの控除額を優遇 - 対象を新規雇用と転勤に分け、新規雇用への控除を優遇	- 雇用者数の増加に係る要件を一部緩和 - オフィス減税との併用不可に変更		- 移転型事業の税額控除額を3年間で最大150万円から170万円に拡充 - 企業全体の給与額の増加に関する要件を廃止等		- 従業員数の増加要件（2人以上増加すること）を廃止 - 整備完了前の雇用も対象に変更 - 雇用促進計画の提出期限の延長		- 施設を新設する場合の雇用促進税制の対象となる期間は事業供用開始年度から3年度間に変更 - 会社都合離職要件を適用年度を含め2年から3年に
上記改正 の主な 目的	共通	質の高い雇用に対する優遇の拡充、UITターンの促進、東京一極集中の是正を図るため	東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和を行うため		- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出等を図るため - 新型コロナウイルス感染症後のビジネス環境や企業の動向の変化、人手不足等の環境変化の中、地方における企業の拠点強化を促進するため

アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「特定業務施設の増加及び増築」及び「雇用の増加」が考えられ、測定指標として「建物等」及び「雇用者数」を設定した

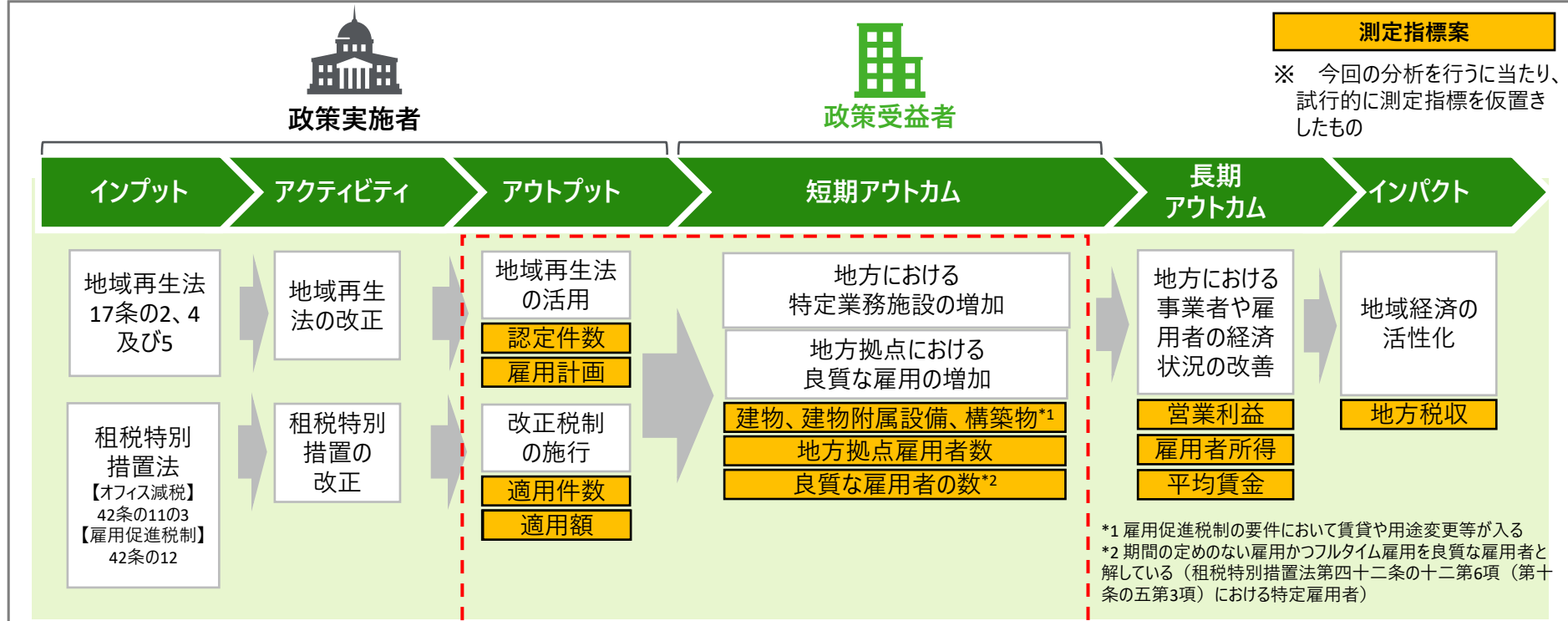
想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和5（2023）年度）より

- **政策目的**：企業の事務所、研究所、研修所の東京23区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。【参考：地域再生法1条「地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出～を総合的かつ効果的に推進するため、～」】
- **租税特別措置等の達成目標**：特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数（平成27（2015）～令和6（2024）年度累計）：3万人※改訂前の目標
- **測定指標**：特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：本措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。（以下略）

ロジックモデル



総務省によるヒアリングの結果、本措置があることにより、本社機能に移転し、あわせて研修施設や研究施設も設置したとのトリガー効果に関する事例が見られた

本措置適用事業者へのヒアリング結果（1/2）

項目	ヒアリング結果
（１）事務所、研究所、研修所の移転・拡充に与える影響	○本措置があることにより、本社機能等に移転した ・当初はあくまで人員増強という観点からの単なる拠点拡大として考えていたが、本措置を認知後、本措置が、本社機能の移転に加えて、当初予定より大規模な社屋を建設し、研修施設や研究施設の追加設置の意思決定材料となった。また、社員に移転について説明する際、本措置の存在をもって、国も地方への移転を推進しているとの説明材料となった。 ○本措置が移転の決め手にはなっていないものの、一定の後押し・助けにはなった ・財政状況が上向いたことが移転を決めた一番の理由ではあったが、税制優遇があるということは非常にありがたく、本措置は十分に移転の後押しとなった。 ・キャッシュの方がインパクトは強いのも事実であるが、減税によって「支払うべき金額を支払わなくてよい」ということも、十分にインパクトがあることも間違いない。最終的な費用、減税額、補助金額については取締役会で報告しており、「本措置があり助かった」という受け止めであったと認識している。 ・適用可能な税制や補助金等を調べ、検討していく中で、取締役会でも本措置の積極的な活用が当初から議題に上がっていた。本措置の有無に関わらず移転は実行しただろうが、移転の一助となる要素であったことは確かである。 ・本措置は非常にありがたい制度だと考える一方、移転は会社としての意思決定があれば実行するものであり、本措置がなければ行わなかったわけではない。一概には言えないが、「非常に助かる制度だが、制度がなくても実行しなければならないときは実行する」という感覚である。 ○本措置はあまり移転の後押しにはならなかった ・本措置には多くの適用条件があり、結果として適用されたものは予想していたよりも少なかった。当初より本措置の適用範囲が確実に把握でき、より幅広に適用できるのであれば、意思決定の際にも重視し、より積極的に活用した可能性もあったが、適用前に条件詳細の多くが把握できず、計画段階で各種の経営判断をすることは難しかった。 ・本措置はあまり意思決定の判断基準とはなっておらず、本措置の適用がなくとも移転は行っていた。税制については、設備等の購入時期と減税を受けられる時期がずれており、減税分を当てにして何かを購入するということはない。

*ヒアリング対象には、本措置の適用を目指していたものの、結果的に適用されなかった事業者を含む

総務省によるヒアリングの結果、本措置には一定の雇用創出効果があるとの意見が聞かれた

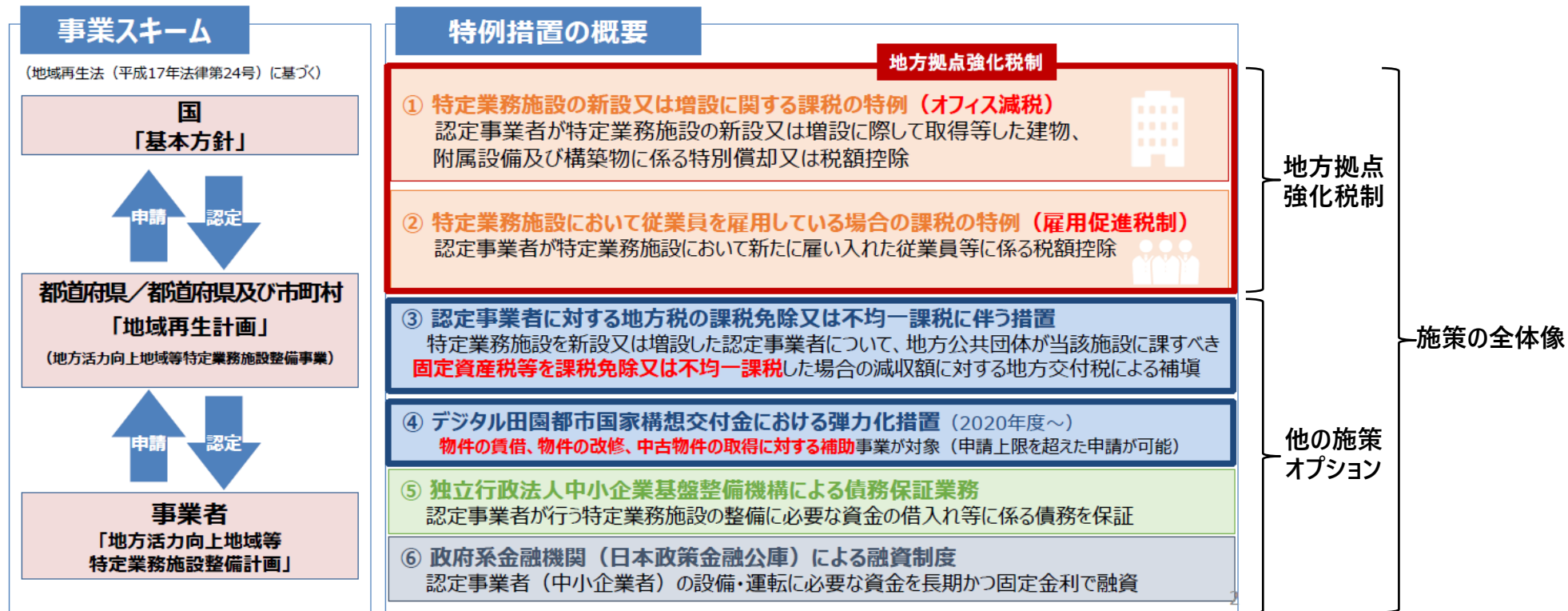
本措置適用事業者へのヒアリング結果（2/2）

項目	ヒアリング結果
（２）地方における雇用創出への効果	○本措置による雇用創出効果はある ・社会全体で見ても効果が見えにくいかもしれないが、当社がこの数年で雇用者数を増加させることが可能となったのは、本措置の大きな効果である。税負担が軽減されるため、その軽減された分を人員整備や環境整備といった各方面の事業に活用でき、十分に効果があった、役に立ったと感じている。会社の財務状況が改善することで雇用者数を増加させるという流れであると考えられる。 ・移転先で社員やその家族の新しい生活基盤ができ、人口移転が発生したと考える。当社は移転したものの、最終的には条件未達で雇用促進税制が適用されなかったが、地方に雇用を発生させるきっかけになるだろう。
（３）予算に与える影響	○経営判断材料として活用できる ・移転にかかる総事業費が少しでも安価となることを示すことが可能となるので、減税分も踏まえた総事業費の試算は、経営判断材料として社内説明に活用できる。 ○経営判断の俎上には上がらなかった ・適用可能である補助金については試算し取締役会に共有したが、税制については、プロジェクトメンバーは把握し積極的に活用しようとしていたものの、経営判断の俎上には上がらなかった。
（４）上記以外の影響	○財務状況が改善され環境改善等につながった ・本措置の適用により会社全体としての負担が軽減され、財務状況が改善されるため、その軽減相当額を人員整備や環境整備といった各方面の事業に活用できた。 ○互いの部署に対する理解が深まり、今後の事業運営に役立つ ・整備計画の作成作業において総務部門と管理部門にて連携をとったことにより、互いの部署に対する理解が深まり、今後の事業運営に役立つと考えている。また、本移転を契機として、会社全体としても会社組織に対する理解が深まり、連携が取りやすくなったものと考えられる。

*ヒアリング対象には、本措置の適用を目指していたものの、結果的に適用されなかった事業者を含む

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者全体と、オフィス減税・雇用促進税制それぞれを適用した事業者に注目し、分析を行った

地方拠点強化税制を含む特例措置の全体像（再掲）



記述統計によって適用事業者の特徴を分析した後、本措置適用の効果に焦点を当てたプロペンシティスコアマッチングによる因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した

PICODAを用いたリサーチデザインの整理

	分析パターン	
	①記述統計	②プロペンシティスコアマッチング（PSM）
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	平成27（2015）年度～令和5（2023）年度に整備計画の認定を受け、本措置を適用した事業者	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	【オフィス減税】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、建物等の取得価額に応じて特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度 【雇用促進税制】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内に整備した特定業務施設で雇用を増やした場合、雇用者の増加数に応じて税額控除の適用を受けることができる制度	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成27（2015）年度～令和5（2023）年度に整備計画の認定を受けており、本措置を適用していない事業者	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	- 適用件数 - 新規雇用者数（事業所別）	新規雇用者数（事業所別）
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	- 地方拠点強化税制に関する調査（地方拠点強化税制アンケート調査） - 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（実績報告書）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、本措置を適用した事業者の特徴分析	プロペンシティスコアを用いた平均処置効果*の推定

データ項目の制約上、他のアウトカム指標は取得できなかった

* 事業者が本措置を適用した際にどれくらいの効果が得られるかを測る指標。ここでは、処置群と対照群の平均の差によって推定される

本措置に関連する既存データのうち、担当府省で把握している実績報告書と地方拠点強化税制アンケート調査を活用する方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

: 今回利用したデータ

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（実績報告書）	報告書（地域再生法施行規則第36条第1項の規定に基づき報告を求めるもの）	都道府県	対象：認定事業者 頻度：整備実施期間中の各事業年度（終了後1か月以内に都道府県知事へ提出することが義務付けられている）	・ 事業者名、整備状況、雇用実績、特定業務施設における雇用実績、各措置の適用実績 等
地方拠点強化税制に関する調査（地方拠点強化税制アンケート調査）	担当部局等が実施するアンケート調査（公的統計以外のもの）	内閣府	調査対象：認定事業者 頻度：年次*	・ 本社所在地、事業者名、業種、大企業・中小企業の区分、計画認定日、移転型・拡充型の別、オフィス減税・雇用促進税制の適用有無・予定、対象施設における当該事業年度の雇用者増加数 等
経済産業省企業活動基本調査（企活）	公的統計（基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業 頻度：年次	・ 法人番号、資本金額又は出資金額、従業員数、経常利益、売上高 等
賃金構造基本統計調査	公的統計（基幹統計：標本調査）	厚生労働省	調査対象：5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所 頻度：年次	・ 法人番号、事業所番号、事業所ごとの雇用者数、雇用形態、給与額、労働時間数 等

データの活用方針

- 分析に当たっては、法人番号や新規雇用者数等のデータを取得する必要があると判断し、検討を行った。
- 検討の結果、地方拠点強化税制アンケート調査を用いて適用有無及び適用年度を把握した上で一部のアウトカム指標の取得を行い、実績報告書にてアウトカム指標を追加取得して補う方針が適切であると判断した
- なお、企活は取得できる情報が事業者単位であること、賃金構造基本統計調査は標本調査でパネルデータの作成ができないことを踏まえ、本調査では活用しない方針とした

本分析では、地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書からデータセットを作成し、記述統計とプロペンシティスコアマッチングに利用した

データの接続方法

接続イメージ

整備計画認定事業者：464社*

地方拠点強化税制
アンケート調査
(平成29年度～
令和5年度調査)

- 処置群の把握
- 対照群の把握
- 企業情報等のアウトカム指標の取得
→記述統計（適用件数）データ完成

事業者名と移転又は拡充先の都道府県でマッチング

事業者名でマッチングしたため、地方拠点強化税制アンケートと実績報告書で事業者名が一致しなかったものは、どれが正しいか判別できず、接続できない

整備計画認定事業者：386社

実績報告書
(平成31年度～
令和5年度調査)

- 新規雇用者数のアウトカム指標の取得
→記述統計（新規雇用者数）データ完成
→プロペンシティスコアマッチングデータ完成

【注意点】

下記の点を踏まえ、分析結果の解釈には一定の留意が必要である

- ・ 整備計画の認定を受けていない事業者を地方拠点強化税制アンケート調査や実績報告書から把握できなかったため、整備計画認定事業者のうち本措置を適用していない事業者を対照群としている。対照群の事業者は、施策パッケージ内の固定資産税の課税免除等の他の施策オプションを適用している可能性があるため、本分析は他の適用可能な施策オプションとの比較による相対的な変化の分析に留まっている
- ・ プロペンシティスコアマッチング実施に当たり、サンプルサイズの制約から更に仮定を置いて分析を実施している（プロペンシティスコアの分析結果にて詳細を記載）

処置群・対照群の定義

処置群	平成29（2017）年度～令和5（2023）年度に地方拠点強化税制アンケート調査に回答し、かつ平成31（2019）年度～令和5（2023）年度に実績報告書を提出した、地方拠点強化税制を適用した事業者
対照群	平成29（2017）年度～令和5（2023）年度に地方拠点強化税制アンケート調査に回答し、かつ平成31（2019）年度～令和5（2023）年度に実績報告書を提出した、地方拠点強化税制を適用していない事業者

本分析は、担当府省が実施しているアンケート調査を用いて記述統計やプロペンシティスコアマッチングを実施したが、実施に当たり強い仮定を置いている点に留意する必要がある

本分析の前提と制約

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析

- 地方拠点強化税制アンケート調査（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）と実績報告書（平成31（2019）年度～令和5（2023）年度）を用いた。ただし適用件数は地方拠点強化税制アンケート調査のみで分析した
- 雇用促進税制よりもオフィス減税の方が多く選択されていることを確認した
- 適用件数については、製造業で適用が多く、中小企業がより多く本措置を適用していることを確認した。一方、適用による新規雇用者数については、大企業がより多くの新規雇用者を雇用していることを確認した

プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定

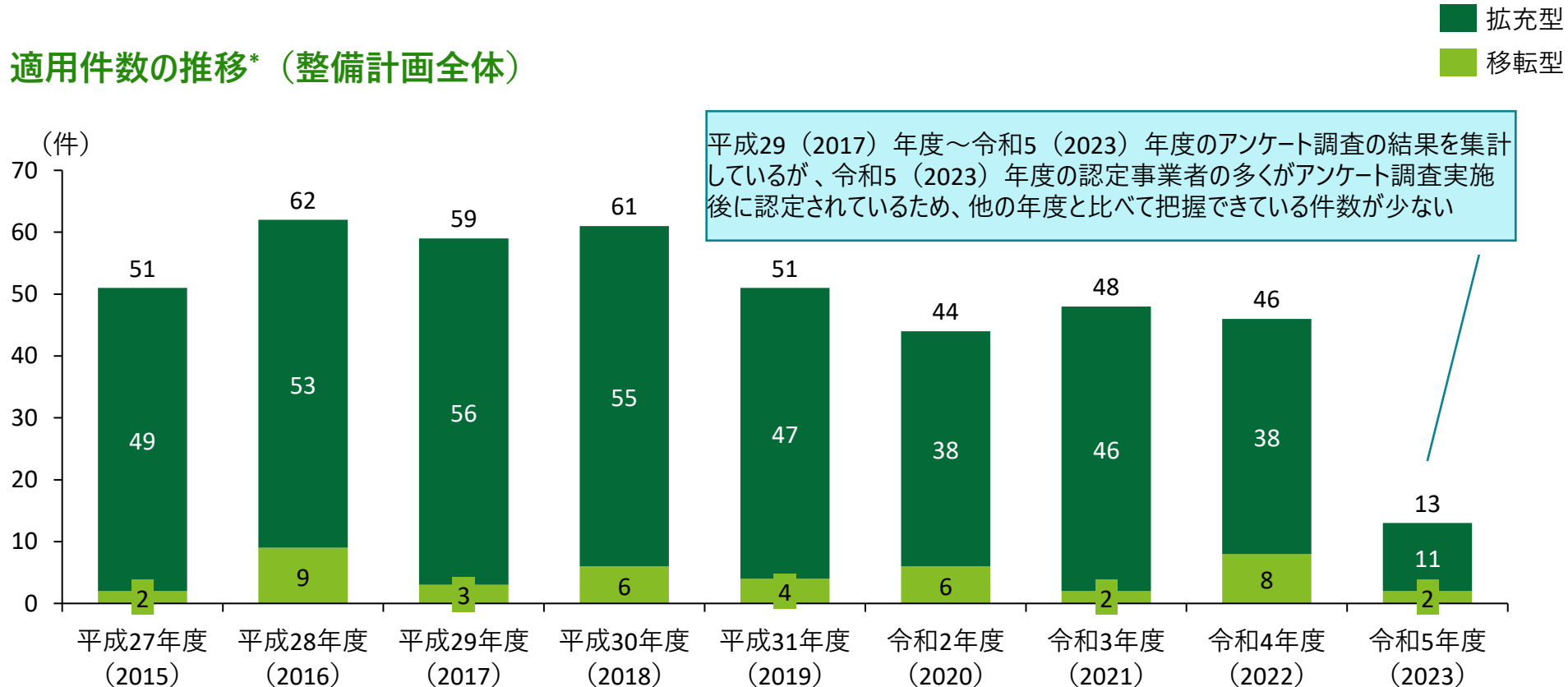
- 地方拠点強化税制アンケート調査（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）と実績報告書（平成31（2019）年度～令和5（2023）年度）を用いた。ただし、「適用年度は揃えない」という強い仮定を置き、整備計画の認定から2年経過した時点での処置群と対照群の新規雇用者数の平均を比較した
- 分析の結果、強い仮定の下ではあるが、オフィス減税については、新規雇用者数を増加させる可能性が示唆された
- 雇用促進税制については、統計的に有意な結果は確認されなかった

分析の限界点

- 今回、整備計画の認定を受けた事業者に対して実施している地方拠点強化税制アンケート調査結果を用いたが、整備計画の認定を受けた事業者が適用可能な特例措置には、固定資産税の課税免除等の地方拠点強化税制以外の施策オプションも存在するため、今回の分析で対照群とした事業者は、他の施策オプションを適用している可能性がある。つまり、本分析は施策全体が及ぼす影響ではなく、他の適用可能な施策オプションとの比較による相対的な変化の分析に留まっている
- また、本措置の適用事業者数が少なく、特定の適用年度を対象に分析するには十分なサンプルサイズを取得できなかったため、適用年度を揃えるのではなく、整備計画の認定から2年経過時点の変化を分析することとした

整備計画全体では、いずれの年度においても80%以上が拡充型を適用しており、地方拠点強化税制を含む特例措置全体が、特に拡充型において活用されている

適用件数の推移*（整備計画全体）



ポイント

- 地方拠点強化税制アンケート調査では毎年約40～60件の新規計画認定をコンスタントに捕捉している
- 整備計画全体では、いずれの年度においても移転型よりも拡充型の件数が多く、認定件数の80%以上を占めており、特に拡充型が活用されていると考えられる
- 移転型については各年度のサンプルサイズが小さいため、移転型に限定した定量分析を実施しても有効な結果を得ることは難しいと考えられる

オフィス減税と雇用促進税制に分けて時系列で確認したところ、雇用促進税制に限れば、整備計画全体と比較して移転型の割合が大きい

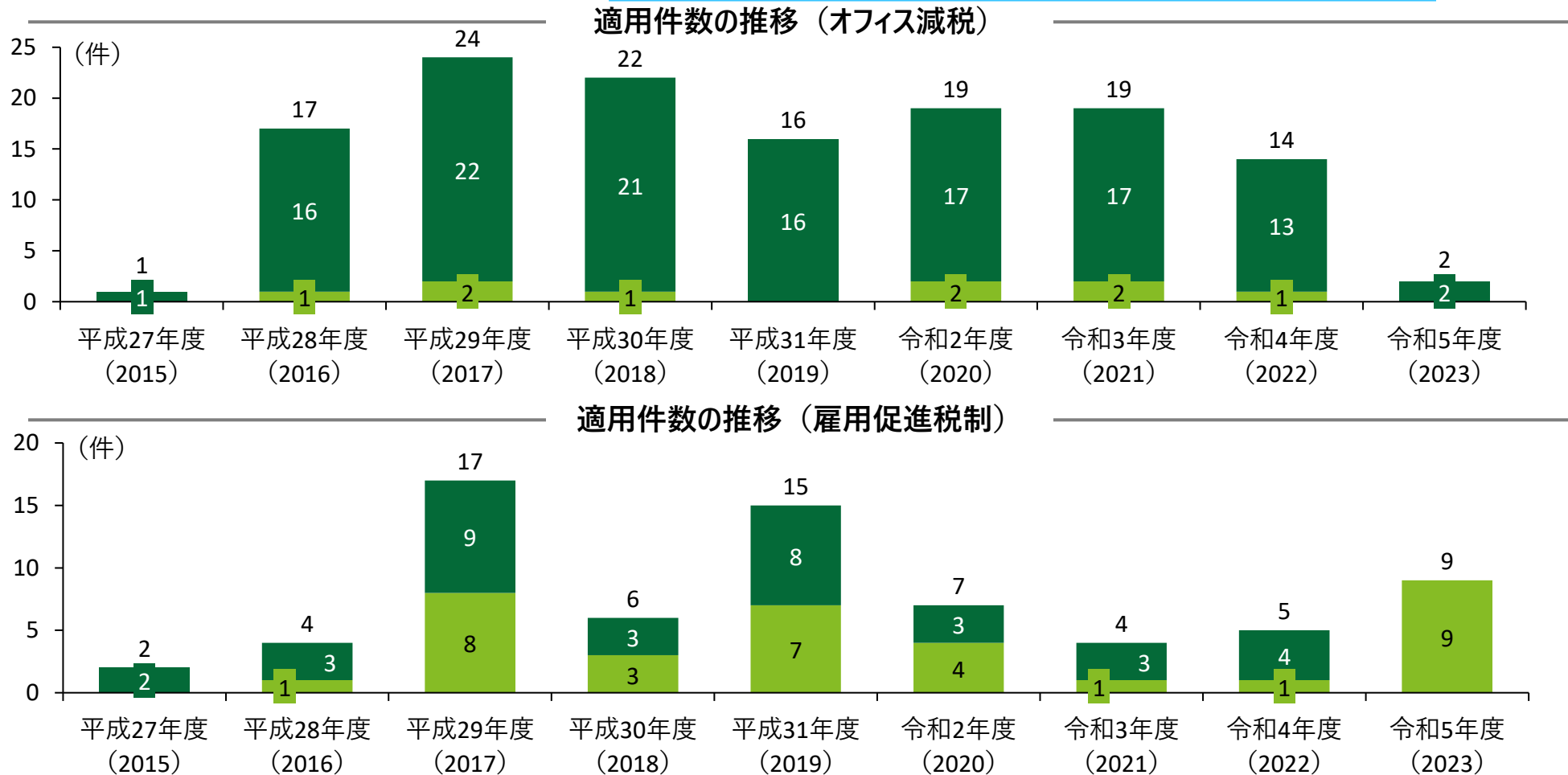
適用件数の推移*



ポイント

- オフィス減税ではいずれの年度も移転型の割合が11%以下と小さいが、雇用促進税制については移転型の割合が50%を超える年度も存在する
- ただし、雇用促進税制は各年度の適用件数が少なく、雇用促進税制に限定した定量分析を実施しても有効な結果を得ることは難しいと考えられる

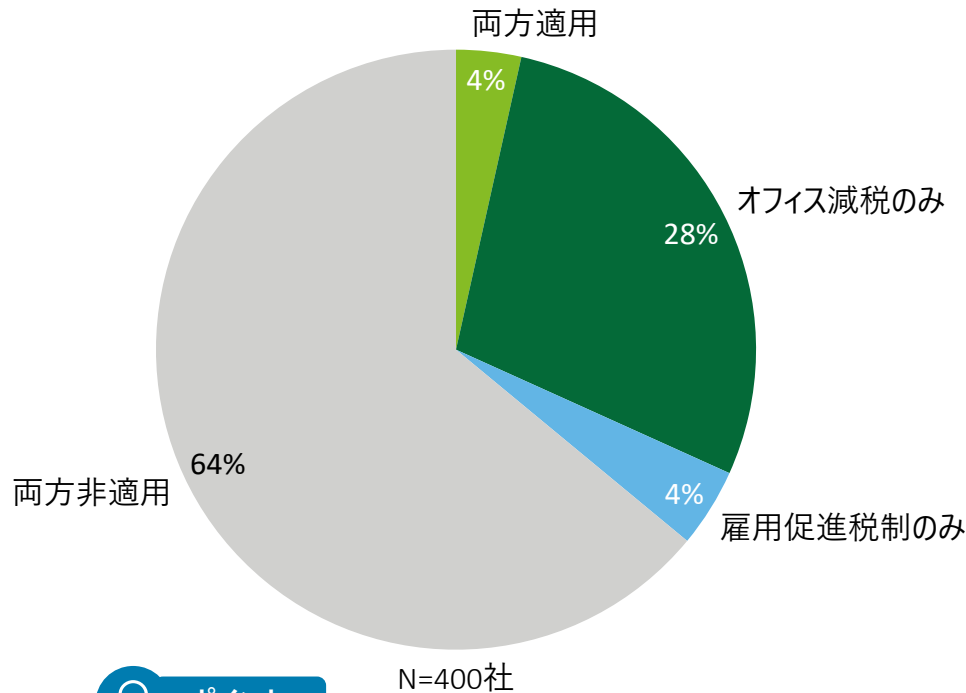
■ 拡充型
■ 移転型



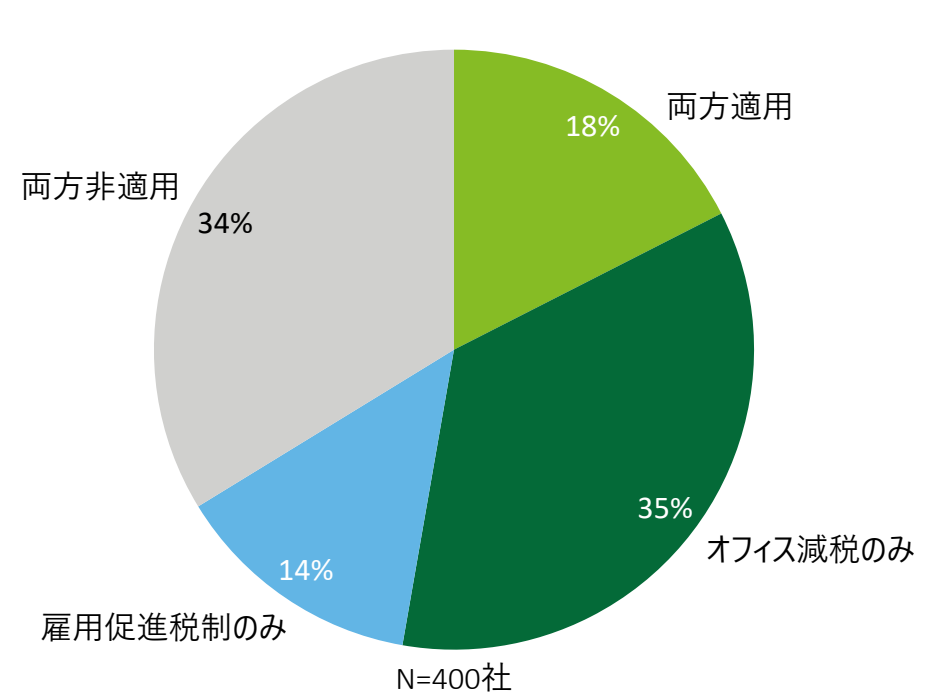
整備計画の認定を受けた事業者では、オフィス減税を適用予定の事業者が半数以上を占めており、オフィス減税を主目的として整備計画を申請する事業者が多い可能性がある

適用の組み合わせ*

適用の組み合わせ
(既に適用した場合のみ集計)



適用の組み合わせ
(適用予定も含めた集計)



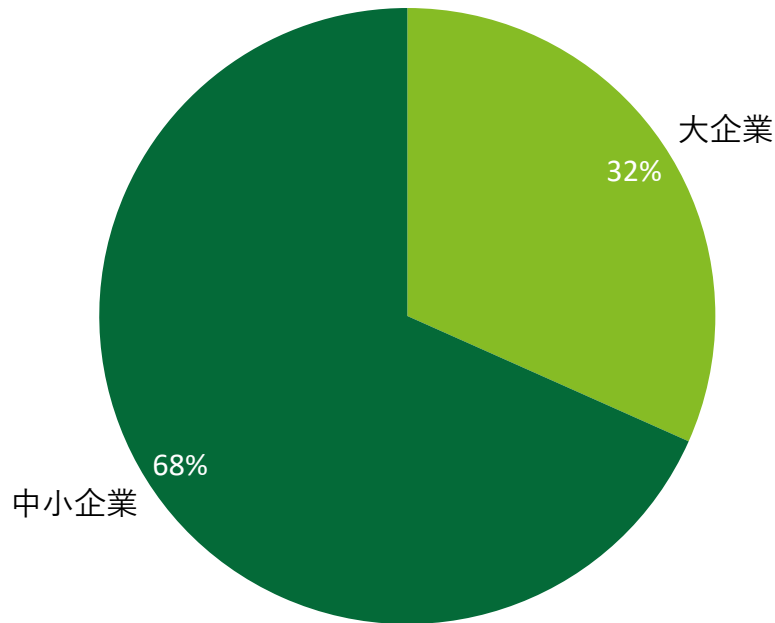
ポイント

- 本措置を適用した事業者のうち、最も多いのはオフィス減税のみを適用する（予定の）事業者であり、両方適用する（予定の）事業者までを含めると、すでに適用した事業者では32%、適用予定の事業者も含めると53%の事業者がオフィス減税を適用している（もしくは適用する予定）。そのため、雇用促進税制と比べ、主としてオフィス減税を選好する事業者が多い可能性がある
- 一方で、適用予定の事業者を考慮しても、両方とも適用しない予定の事業者は全体の34%を占める。そのため、本措置以外の特例措置を目的として整備計画を申請するケースもあると想定される

オフィス減税と雇用促進税制のいずれも中小企業の割合が大きい、大企業は雇用促進税制に比べオフィス減税の割合が大きい

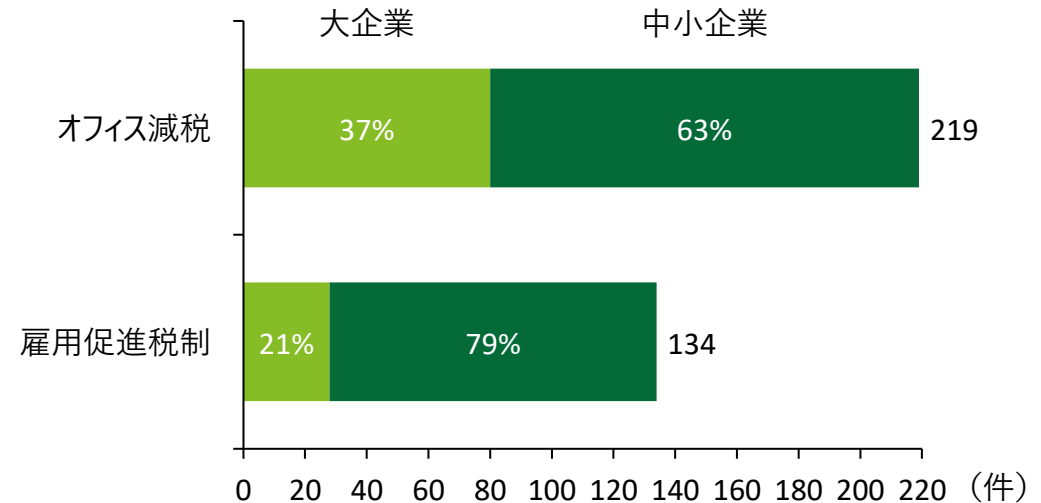
適用事業者の特徴（企業規模*）

企業規模（整備計画全体）



N=461社

企業規模（措置別）

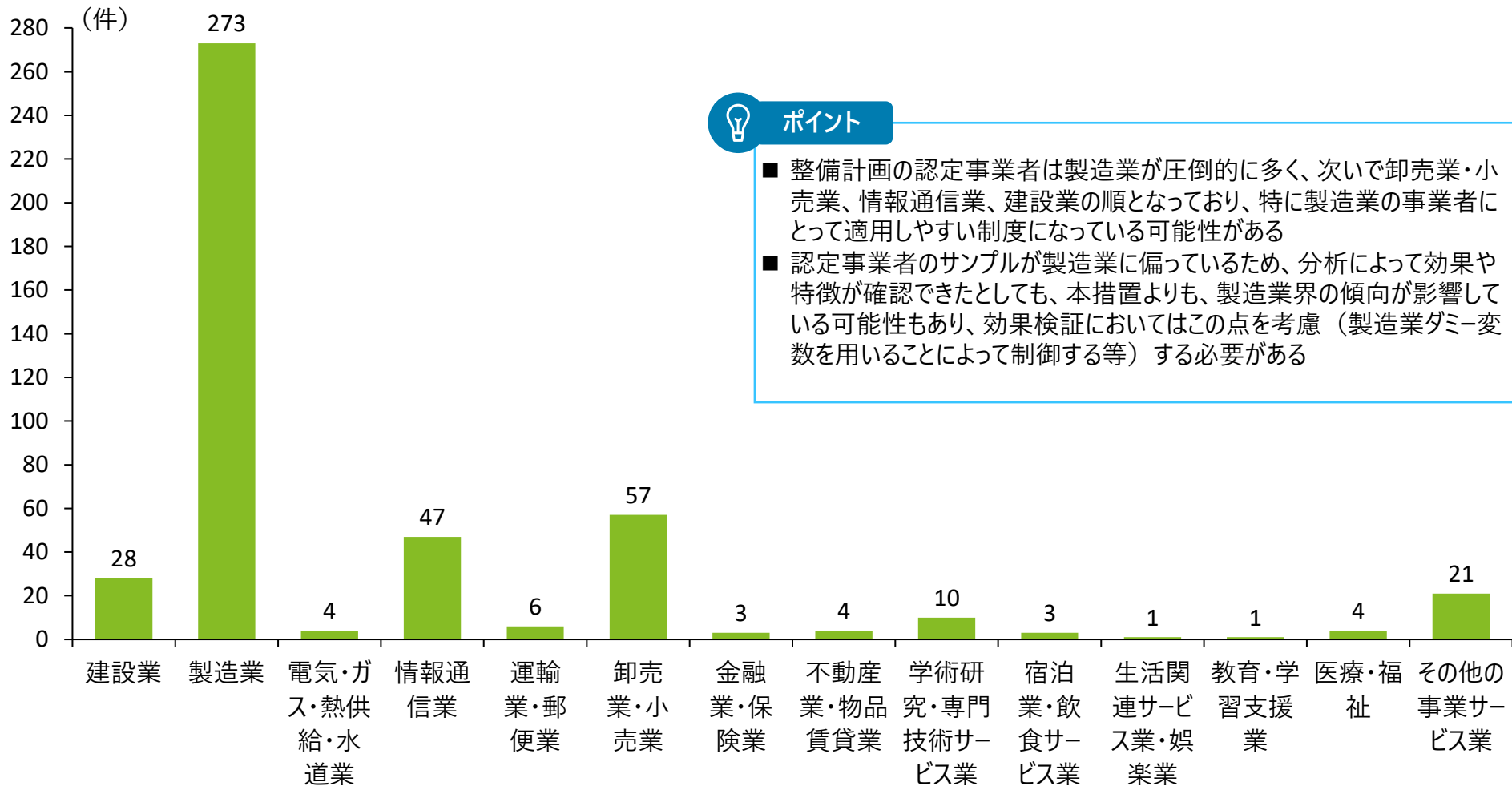


ポイント

- 全体としては、本措置を適用する事業者は中小企業が多い
- 大企業・中小企業に関わらず、雇用促進税制と比べてオフィス減税の方が適用件数が多いが、特に大企業においてその傾向が顕著である。そのため、特に大企業ではオフィス減税の方が選択されやすい傾向にあると考えられる

業種別に適用件数を確認すると、製造業の割合が圧倒的に大きく、特に製造業の事業者にとって適用しやすい制度になっている可能性がある

適用事業者の特徴（業種*：整備計画全体）



オフィス減税・雇用促進税制それぞれの適用状況を確認すると、大半の業種ではオフィス減税の方が活用されているが、情報通信業のみ雇用促進税制の適用件数が多い

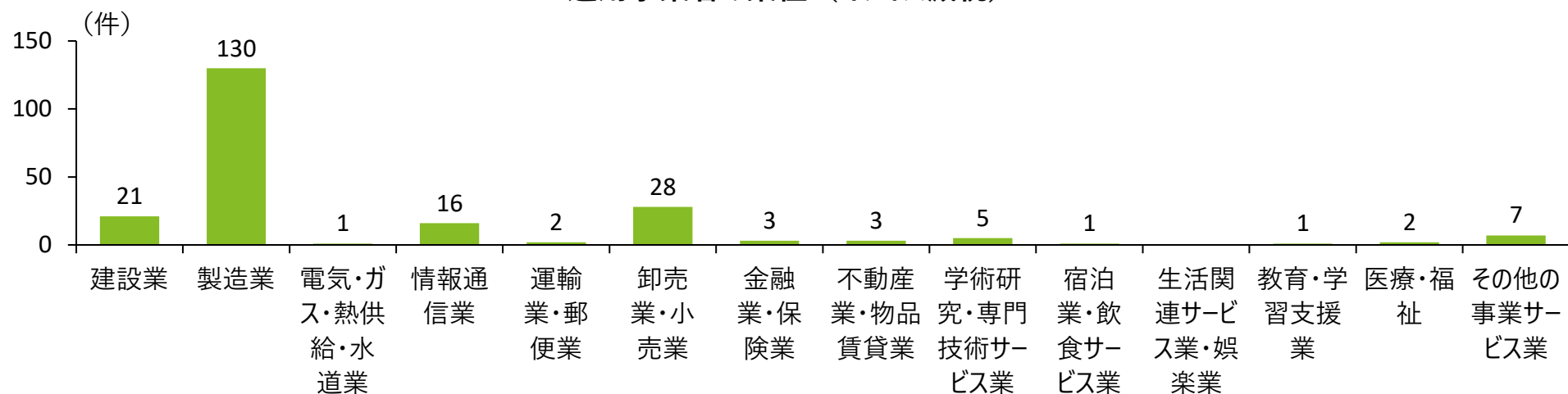
適用事業者の特徴（業種*）



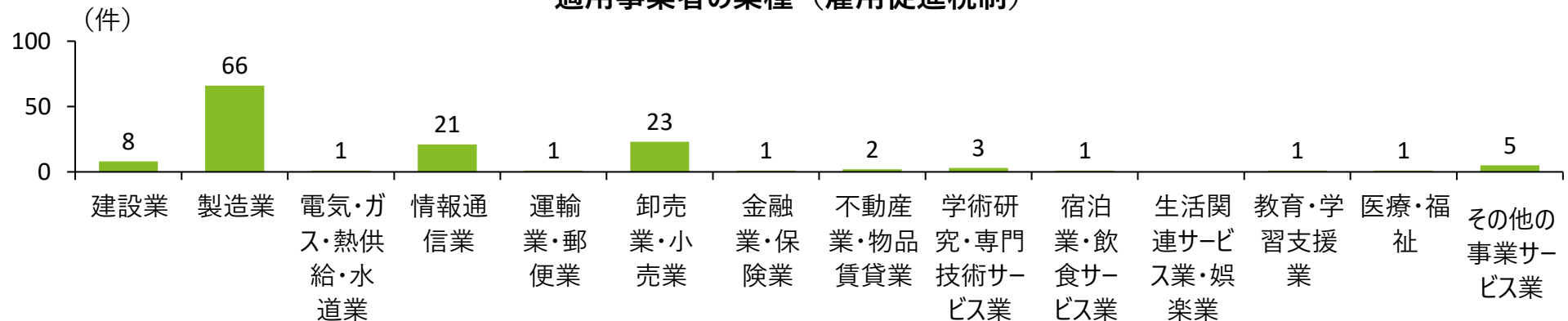
ポイント

- オフィス減税、雇用促進税制のいずれにおいても、製造業の適用が多い傾向は共通している
- 大半の業種で雇用促進税制よりもオフィス減税の適用件数が多いが、情報通信業のみ雇用促進税制の適用件数が多い

適用事業者の業種（オフィス減税）

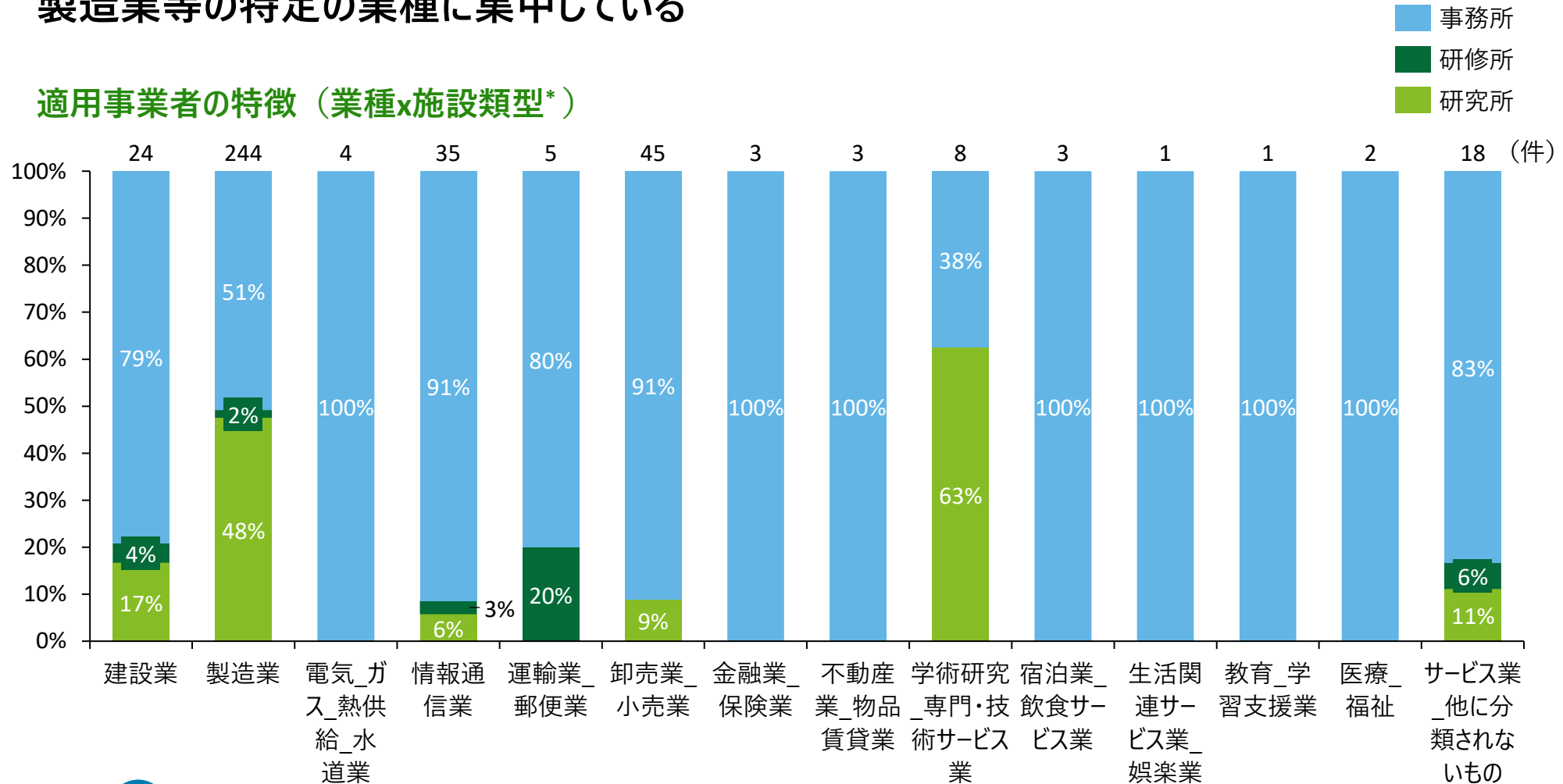


適用事業者の業種（雇用促進税制）



業種別の施設類型では、いずれの業種でも事務所を対象とした適用が多いが、研究所は製造業等の特定の業種に集中している

適用事業者の特徴（業種×施設類型*）

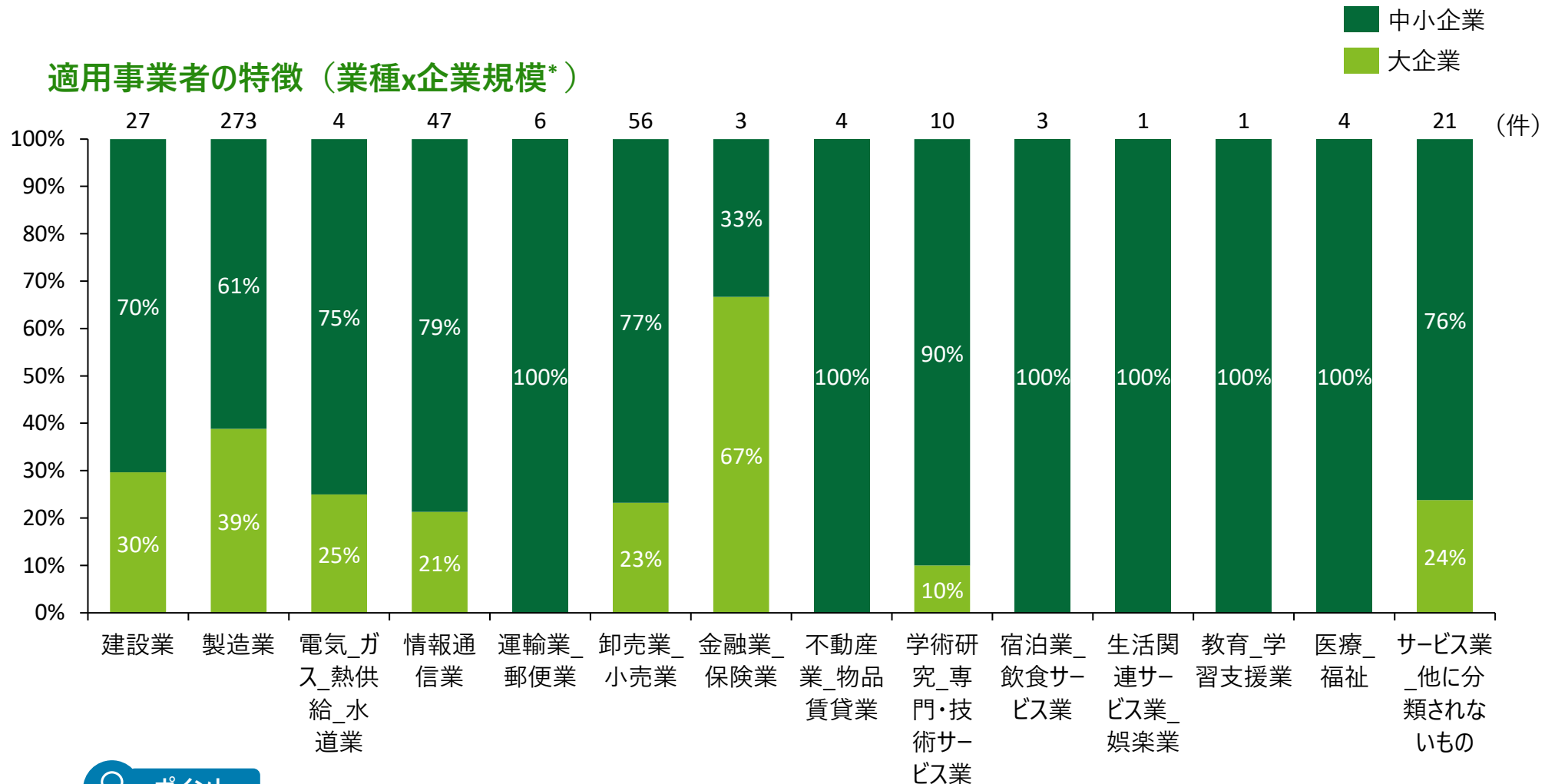


ポイント

- 「学術研究_専門・技術サービス業」を除くと、いずれの業種も事務所を対象とした適用が最も多い
- 研究所の適用件数は業種によって大きく偏りがあり、製造業や学術研究業、専門・技術サービス業で適用が多い
- 本措置は業種によって適用件数に偏りがあるが、特に研究所については適用業種がより限られる制度となっている可能性がある

企業規模別では、ほとんどの業種において中小企業の方が適用件数が多いが、一定程度は大企業でも適用している業種がある

適用事業者の特徴（業種×企業規模*）



ポイント

- 「金融業_保険業」を除くと、いずれの業種においても中小企業の方が適用が多い
- ただし、サンプルサイズが一桁の業種を除くと概ね大企業が20～40%ほどを占めており、最も件数が多い製造業においては大企業が40%近くを占めている
- 本措置は主に中小企業の移転・拡充で適用されているが、一部の業種では大企業も適用している

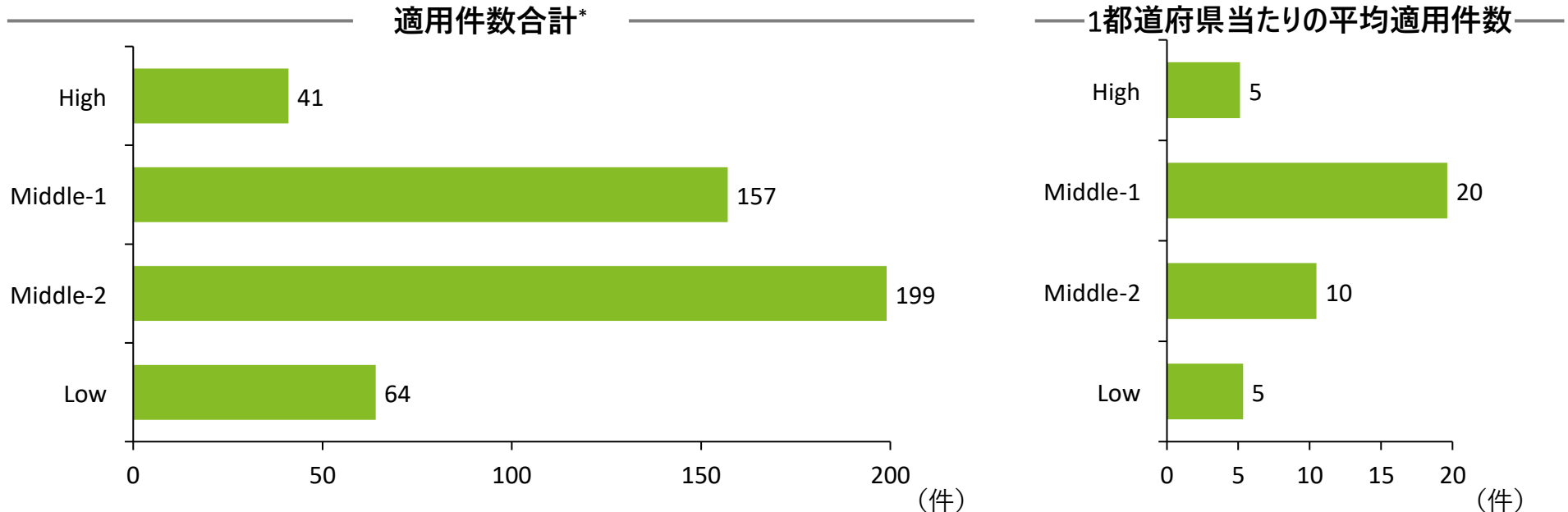
各都道府県の最低賃金を基に、移転・拡充先の地域（都道府県）を4つに区分し、各地域における適用件数と平均適用件数を算出した

移転・拡充先地域の分布（最低賃金区分別）

- 本措置によって、どのような最低賃金水準の地域への移転・拡充につながっているかを確認するため、令和6（2024）年8月末時点での最低賃金水準で47都道府県を四つに区分し、各区分に該当する適用件数を算出した（区分によって都道府県数が異なるため、1都道府県当たりの平均適用件数も確認）

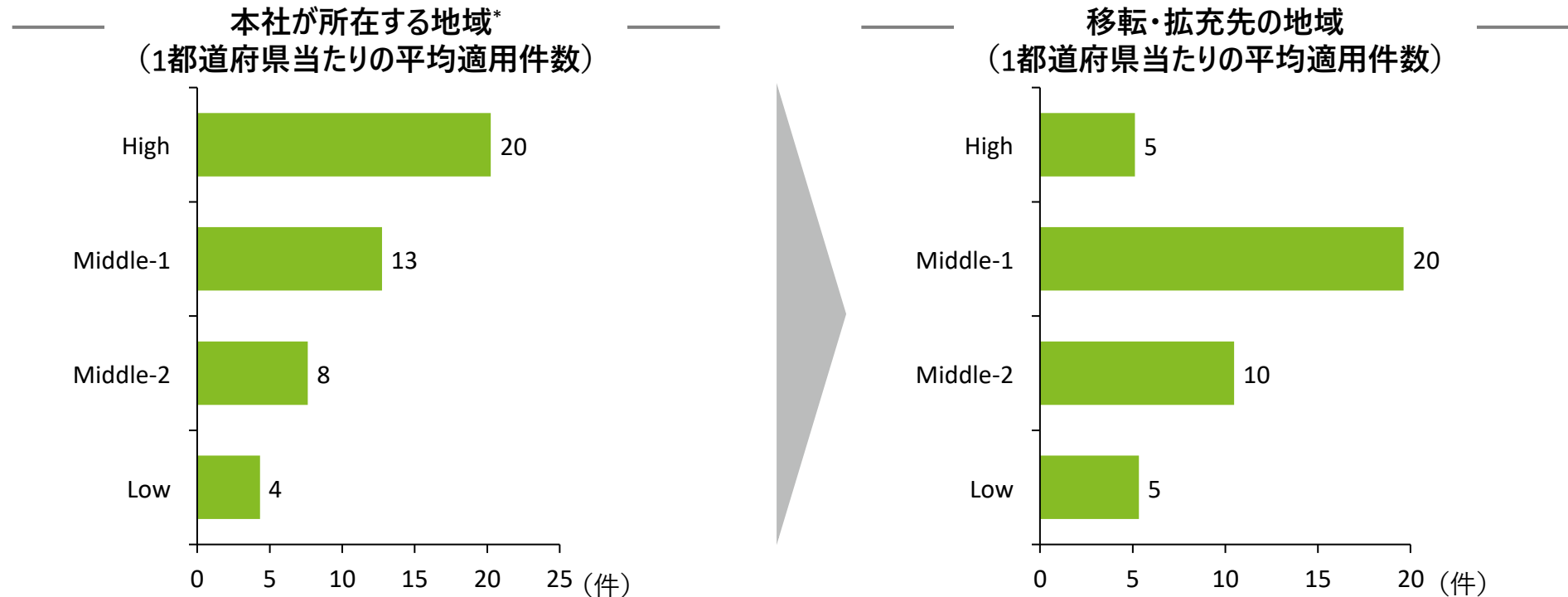
< 最低賃金による区分の定義 >

区分	定義（最低賃金）	対象都道府県数	主な都道府県
High	1,000円以上	8	東京都、大阪府、愛知県等
Middle-1	950円以上1,000円未満	8	北海道、茨城県、静岡県等
Middle-2	900円以上950円未満	19	宮城県、新潟県、福岡県等
Low	900円未満	12	青森県、徳島県、長崎県等



本社と比較して、移転・拡充先はより最低賃金が低い地域へ分布しており、賃金水準が低い地域における良質な雇用に貢献している可能性がある

本社と移転・拡充先の分布（最低賃金区分別）



* 各区分で該当する都道府県数が異なるため、本社と移転・拡充先の平均適用件数の区分間合計は一致しない



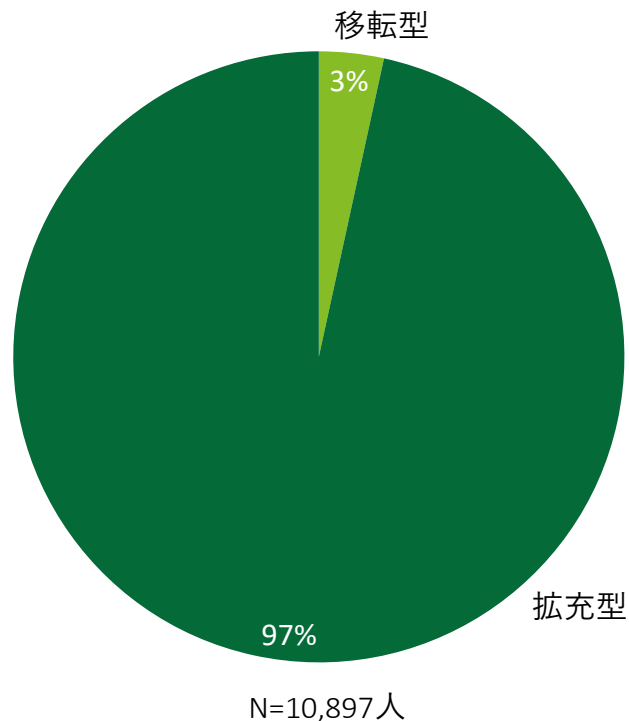
ポイント

- 平均適用件数で確認したところ、本社と比較して移転・拡充先は最低賃金がより低い地域へ分布しており、賃金水準が低い地域への移転・拡充で雇用が創出されている可能性がある
- ただしMiddle-1の地域の拠点増加数がMiddle-2やLowに比べて大きく、比較的都心に近い地域や地方の中心地域への移転が活発である可能性がある
- また、Highの地域への移転・拡充の平均適用件数が少ないが、これは東京や愛知・大阪の一部地域等、本措置の対象外地域が多く含まれていることも影響していると考えられる

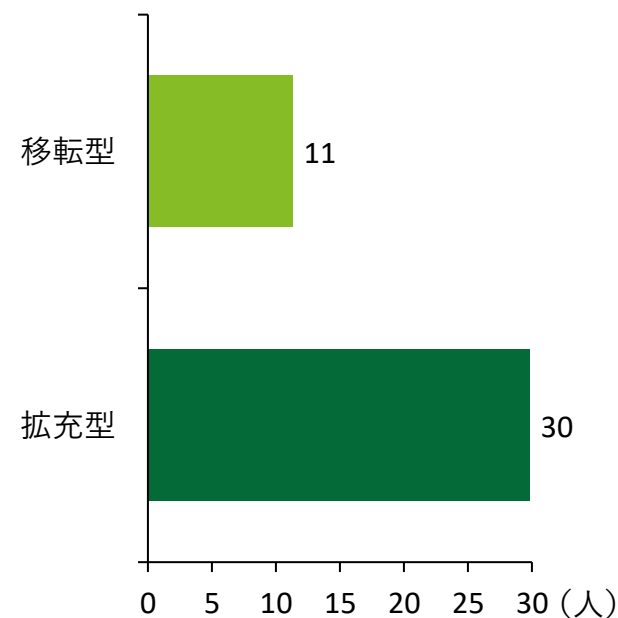
整備計画全体では、新規雇用者数の約97%が拡充型であり、1件当たりの新規雇用者数においても移転型より拡充型が多い

新規雇用者数とその内訳（整備計画全体）

新規雇用者数合計



平均新規雇用者数

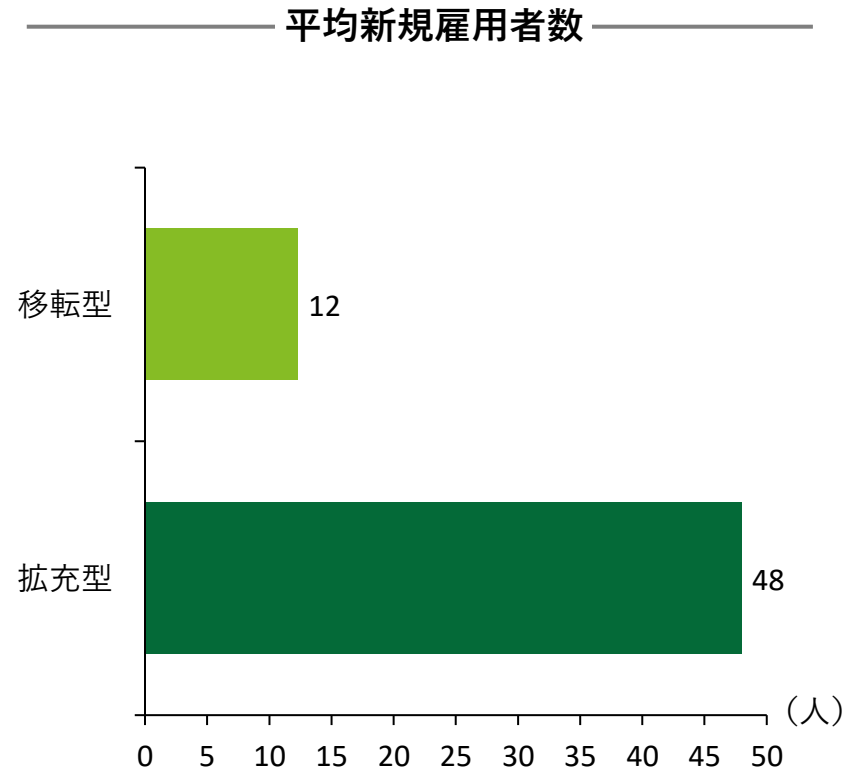
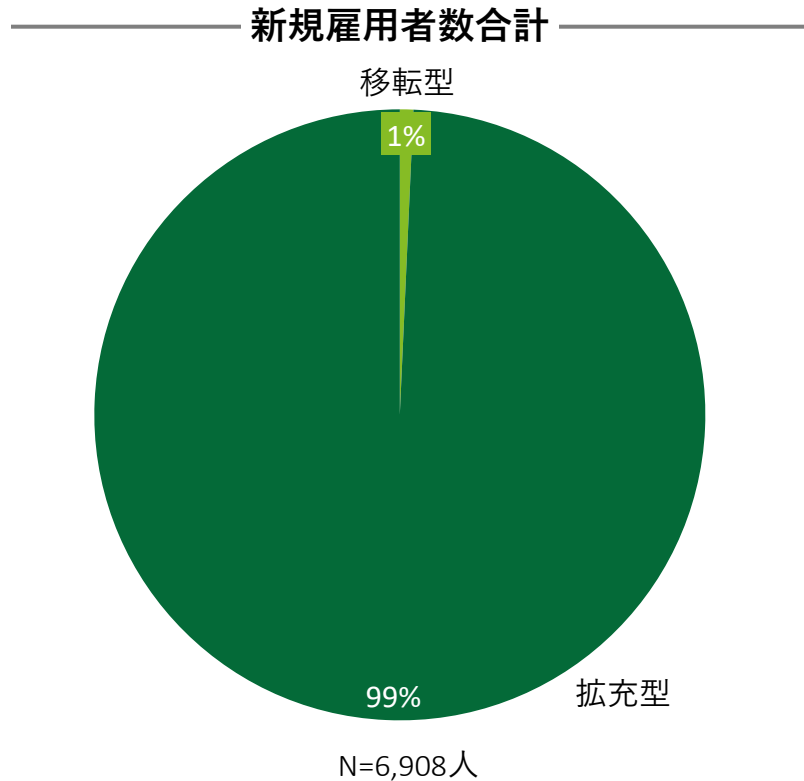


ポイント

- 整備計画全体では、拡充型を選択した事業者による特定業務施設における新規雇用者数が特定業務施設における新規雇用者数全体の約97%を占めている。また、1件当たりの新規雇用者数も拡充型が約30人と、移転型の約3倍である
- 適用件数の集計結果も踏まえ、適用件数・新規雇用者数ともに拡充型が大半を占めている

オフィス減税に限定すると、拡充型では1件当たりの新規雇用者数が約48人であり、新規雇用者数が多い大規模な拠点拡充で適用されている可能性がある

新規雇用者数とその内訳（オフィス減税）



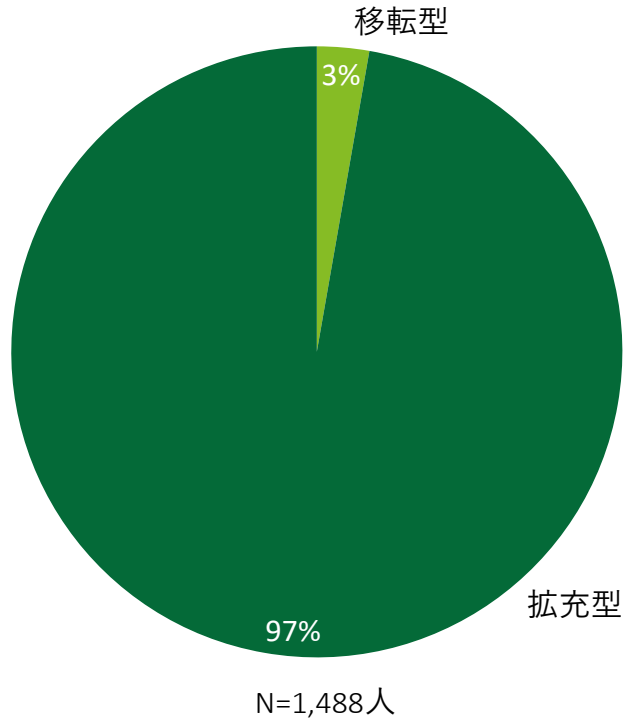
ポイント

- オフィス減税に限定すると、拡充型による新規雇用者数は全体の99%を占め、1件当たりの新規雇用者数も拡充型が約48人と、移転型の約4倍である
- 整備計画全体と比較して、拡充型の平均新規雇用者数が多くなっており、特にオフィス減税については新規雇用者数が多い大規模な拠点拡充で適用されている可能性がある

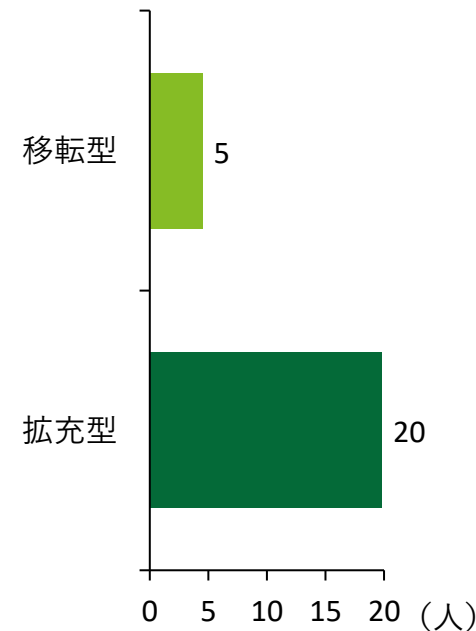
雇用促進税制では、1件当たりの新規雇用者数が移転型・拡充型ともにオフィス減税と比べて少なく、小規模な拠点移転・拡充で適用されている可能性がある

新規雇用者数とその内訳（雇用促進税制）

新規雇用者数合計



平均新規雇用者数



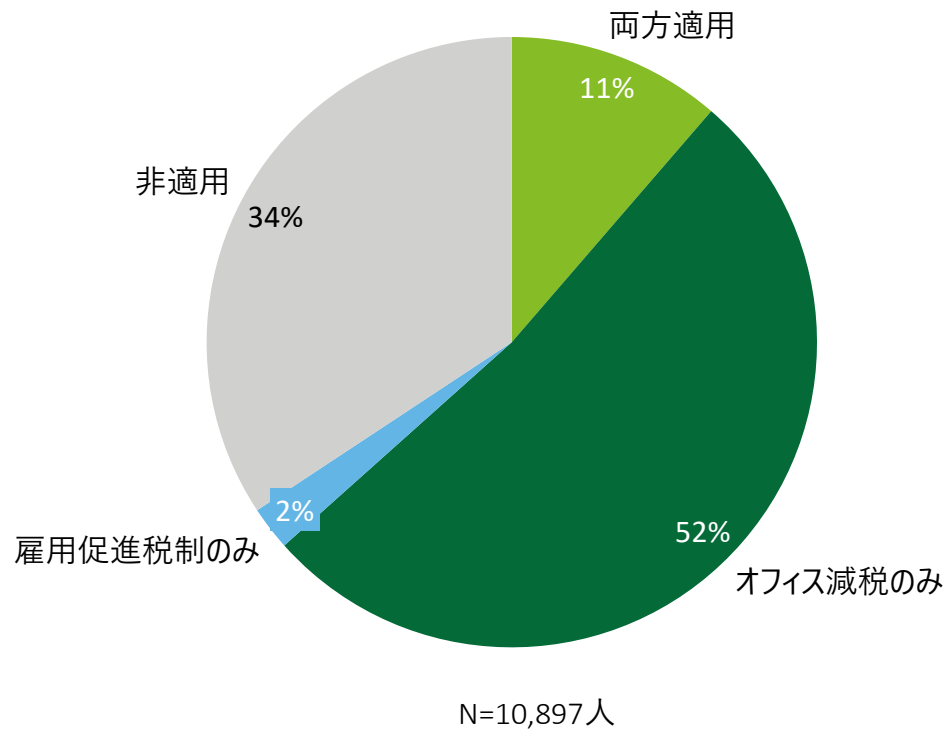
ポイント

- 雇用促進税制に限定すると、拡充型による新規雇用者数は全体の97%を占め、1件当たりの新規雇用者数も移転型の約4倍である
- オフィス減税と比較して拡充型の割合は大きくは変わらないが、1件当たりの平均新規雇用者数は移転型・拡充型ともにオフィス減税よりも少ない
- そのため、雇用促進税制についてはオフィス減税に比べ、新規雇用者数が少ない小規模の拠点移転・拡充で適用されている可能性がある

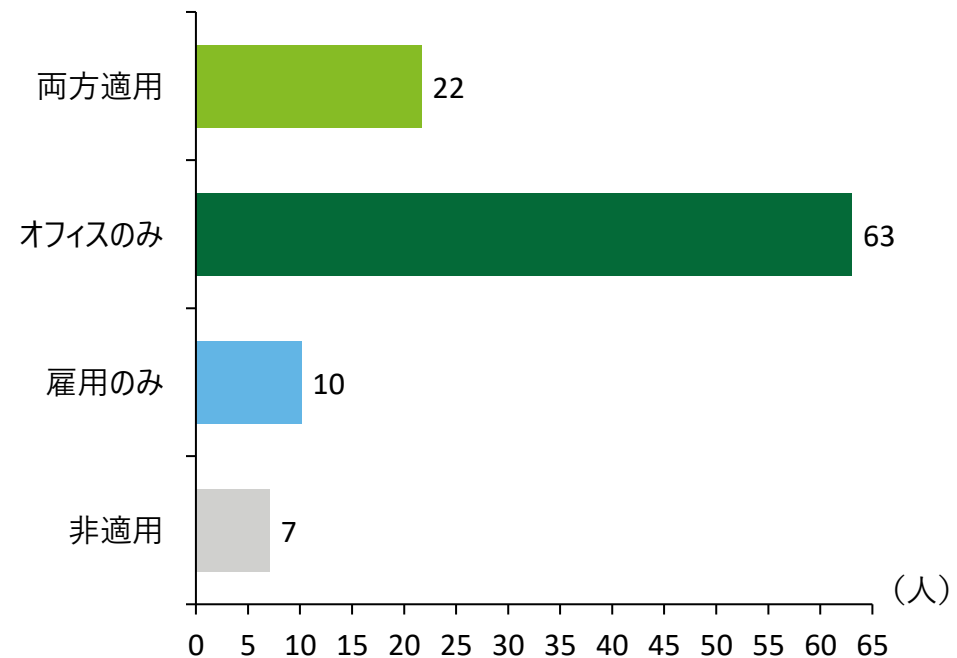
オフィス減税のみ適用した事業者の新規雇用者数が最も多く、平均新規雇用者数も多い
ため、オフィス減税が大規模な新規雇用者数創出と関係している可能性がある

適用の組み合わせ別の新規雇用者数

—— 適用の組み合わせ（新規雇用者数合計） ——



—— 適用の組み合わせ（1件当たりの平均新規雇用者数） ——



ポイント

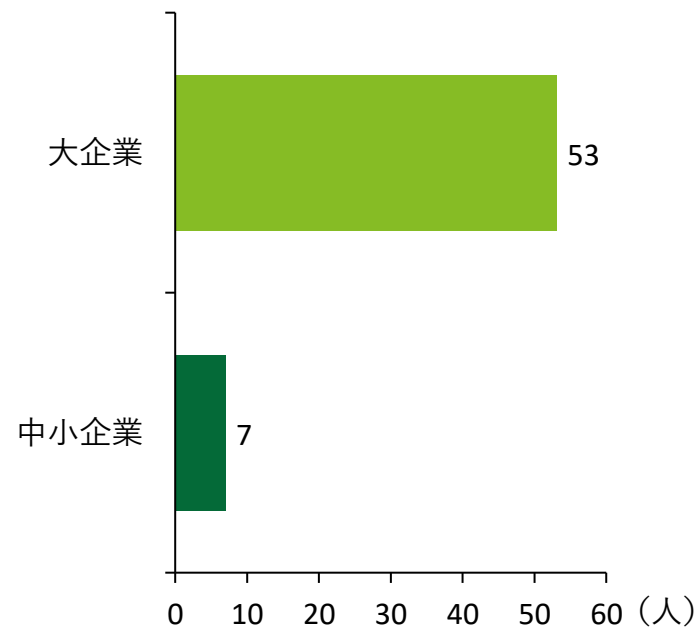
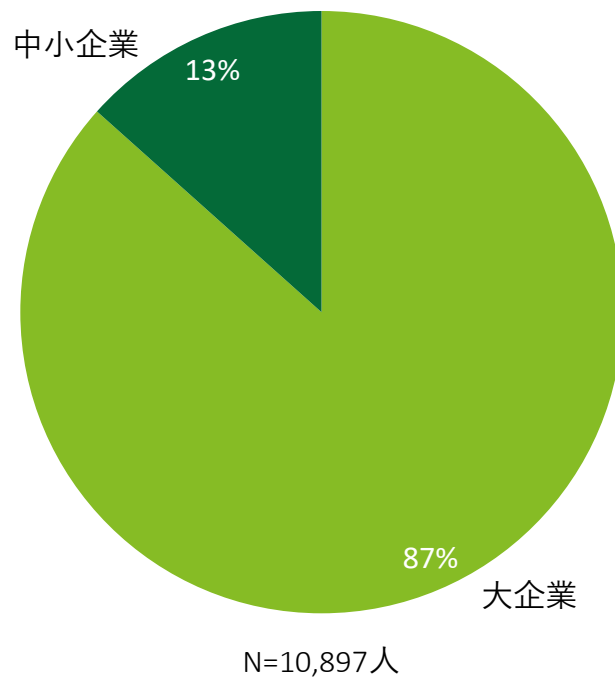
- オフィス減税のみを適用している事業者の新規雇用者数が全体の半数以上を占めている。また、1件当たりの平均新規雇用者数もオフィス減税のみの事業者が最も高い
- 他措置と比較して、特にオフィス減税が大規模な新規雇用者数の創出と関係している可能性がある

整備計画全体では、大企業の新規雇用者数が全体の約9割を占めており、大企業の本措置適用が新規雇用者数の創出へ繋がっている可能性がある

企業規模別の新規雇用者数（整備計画全体）

企業規模（新規雇用者数合計）

企業規模（平均新規雇用者数）



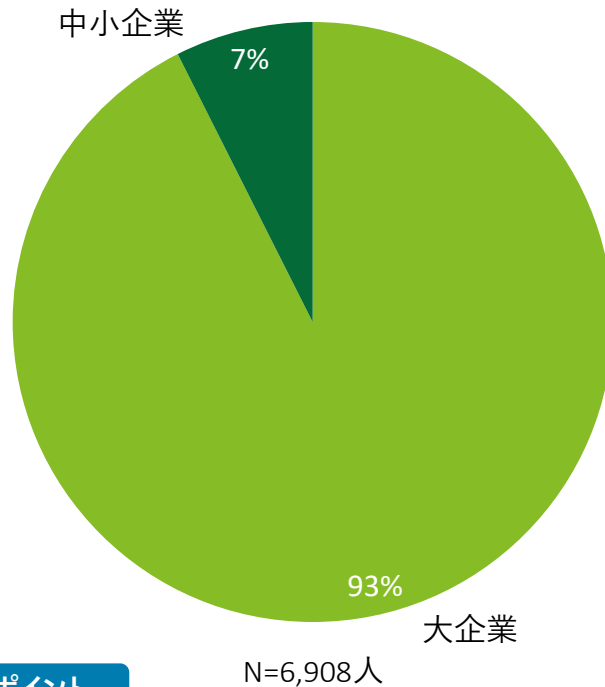
ポイント

- 企業規模別では、大企業の新規雇用者数が全体の約87%を占めており、1件当たりの新規雇用者数も中小企業の約7倍である
- 適用件数は中小企業の方が多いことから、本措置の適用事業者としては中小企業が多いが、本措置のアウトカム指標である新規雇用者数については大企業の影響が大きい可能性がある

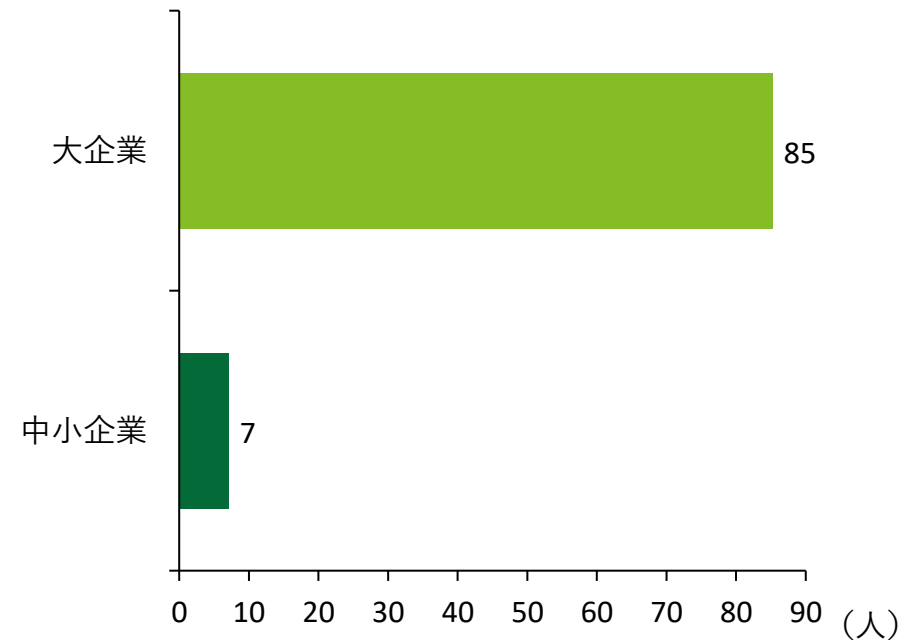
オフィス減税に限定すると、大企業の平均新規雇用者数が特に多く、オフィス減税が大企業の大規模な新規雇用者数創出へ影響している可能性がある

企業規模別の新規雇用者数（オフィス減税）

企業規模（新規雇用者数合計）



企業規模（平均新規雇用者数）



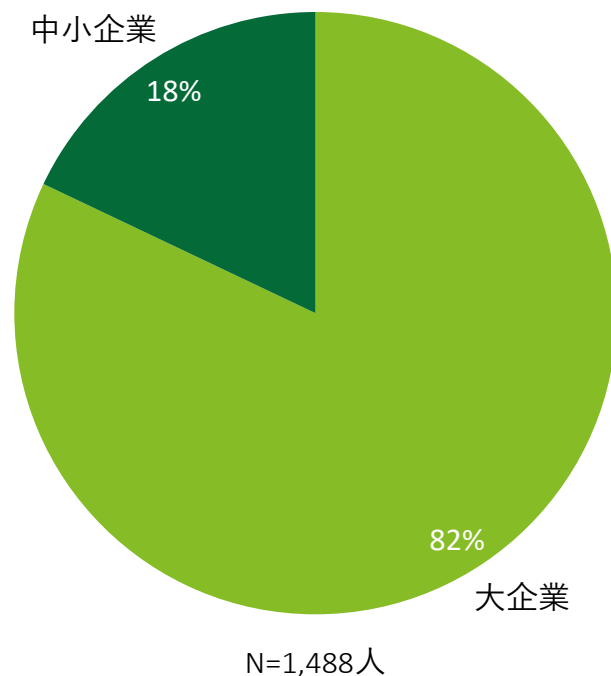
ポイント

- オフィス減税に限定すると、大企業の新規雇用者数が全体の約93%を占めており、1件当たりの平均新規雇用者数は中小企業の約12倍である
- 整備計画全体と比較して、大企業の平均新規雇用者数が高くなっており、特にオフィス減税が大企業の大規模な新規雇用者数創出へ影響している可能性がある
- 適用の組み合わせにおいて、オフィス減税のみ適用している事業者の新規雇用者数が半数以上を占めていたが、オフィス減税適用事業者のうち、特に大企業での新規雇用者数が大きいことが影響していると考えられる

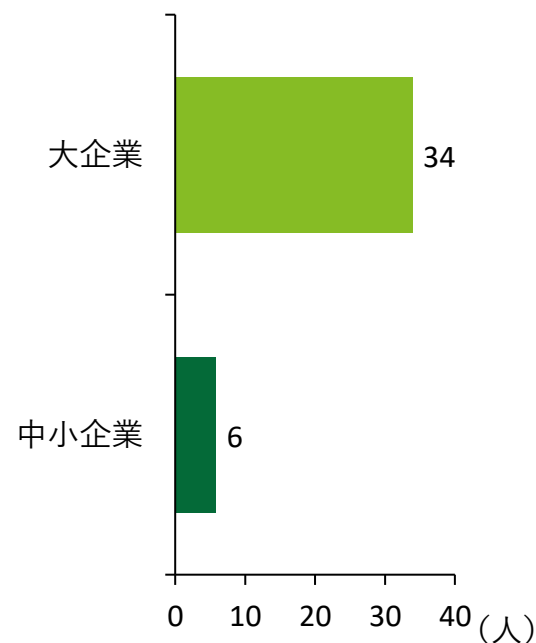
雇用促進税制では、整備計画全体と比較して中小企業の新規雇用者が占める割合が多い

企業規模別の新規雇用者数（雇用促進税制）

企業規模（新規雇用者数合計）



企業規模（平均新規雇用者数）



ポイント

- 雇用促進税制に限定すると、大企業の新規雇用者数が全体の82%を占めており、1件当たりの平均新規雇用者数は中小企業の約5倍である
- ただし、整備計画全体やオフィス減税と比較して、中小企業の新規雇用者数が占める割合が高い
- また、中小企業について、1件当たりの平均新規雇用者数はオフィス減税と大きな差は無く、中小企業についてはオフィス減税と同様の効果が得られている可能性がある

因果推論による分析に当たり、サンプルサイズの制約から、処置群・対照群の設定に仮定を置いたプロペンシティスコアマッチングを実施した

分析の方針・データの制約

【分析の方針】

差の差分分析やプロペンシティスコアマッチングの実施のため、地方拠点強化税制アンケート調査と実績報告書を接続

- ・ 地方拠点強化税制アンケート調査：各事業者のオフィス減税・雇用促進税制それぞれの適用年度が把握可能
- ・ 実績報告書：各事業者の累計新規雇用者数が把握可能（毎年度提出している事業者は各年度の新規雇用者数の変化も把握可能）

【データの制約】

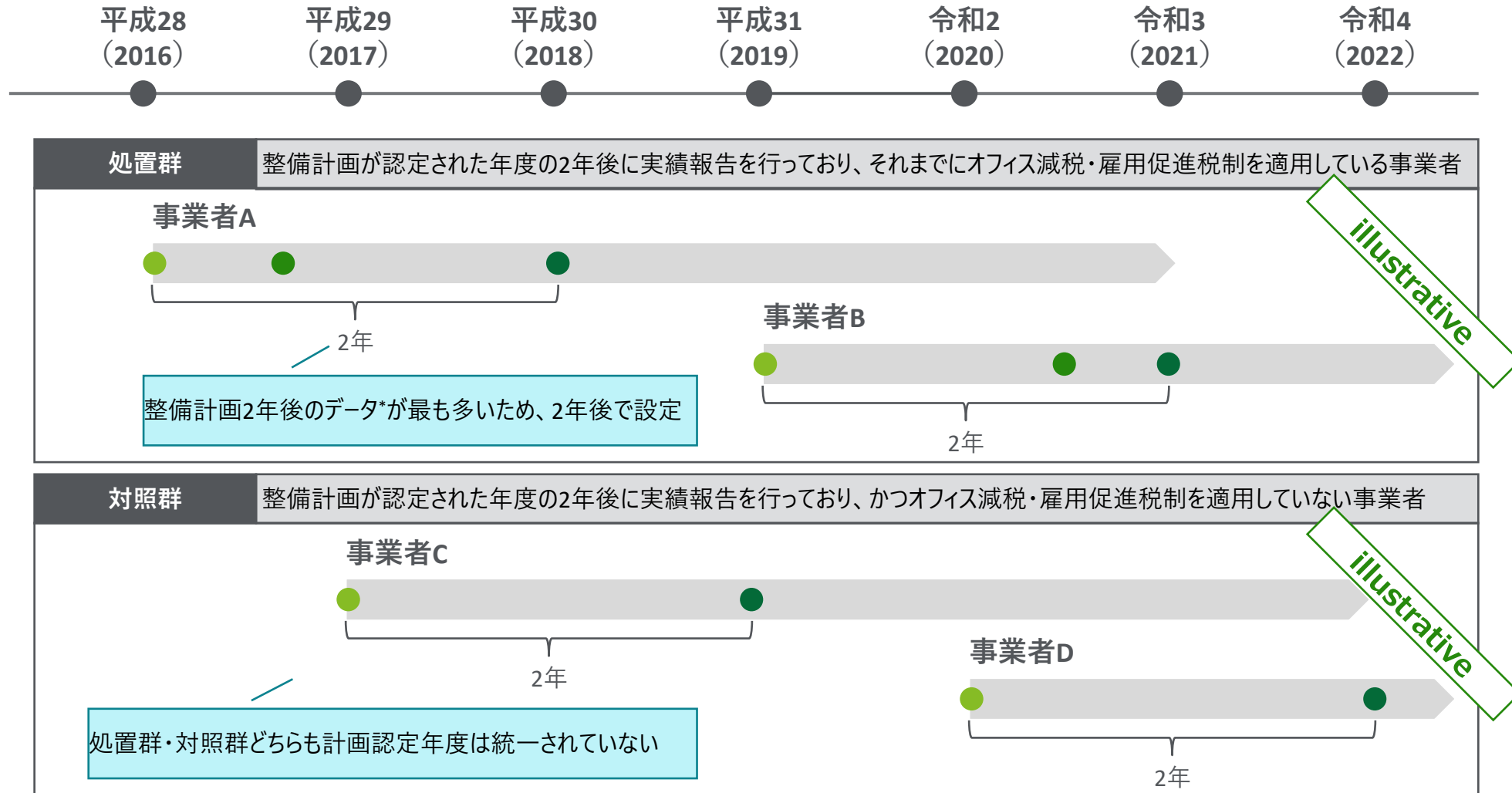
オフィス減税も雇用促進税制も、分析条件を満たすサンプルサイズが小さく、手法の変更や、処置群・対照群の設定に仮定を置いた分析が必要

	詳細	アウトカム	実績報告までの年数	適用年
差の差分分析	■ 処置群と対照群で、改正前後の新規雇用者数の変化を比較する ■ 分析のためには処置群・対照群それぞれの改正前後の年単位での新規雇用者数が必要 ■ 実績報告書と地方拠点強化税制アンケート調査を接続したところ、最新の改正年度である令和4（2022）年度にオフィス減税を適用し、かつ令和4（2022）年度前後とも実績を報告している事業者は2件	改正前後における新規雇用者数の変化率の差	統一する	統一する
プロペンシティスコアマッチング	■ 処置群と対照群の、適用の一定期間後における新規雇用者数の差を確認する ■ 分析のためにはオフィス減税・雇用促進税制それぞれを適用した年度と、データ取得までの年数が同じ事業者が必要 ■ 実績報告書と地方拠点強化税制アンケート調査を接続したところ、最も明細が多かった令和4（2022）年度にオフィス減税を適用し、かつ翌年に実績を報告している事業者は6件	適用後における新規雇用者数の差	統一する	統一する
	■ 処置群と対照群の、最新の報告時点での新規雇用者数の差を確認する ■ 地方拠点強化税制の適用有無及び実績報告までの年数にて処置群・対照群を判断し、サンプルサイズを確保するため、適用年度は揃えない状態で分析を実施 ※適用年度が異なる事業者の平均を取るため、推定結果の数値は特定の改正における効果を表していない（本措置が具体的にどのくらいの期間でどの程度の効果があるかを検証できない）点に留意が必要である	適用後における新規雇用者数の差	統一する（2年）	<u>統一しない</u>
	今回実施			

本分析では、計画から実績報告までの年数が同じものを処置群・対照群としてそれぞれ設定をし、分析を実施した

本分析における処置群・対照群の設定

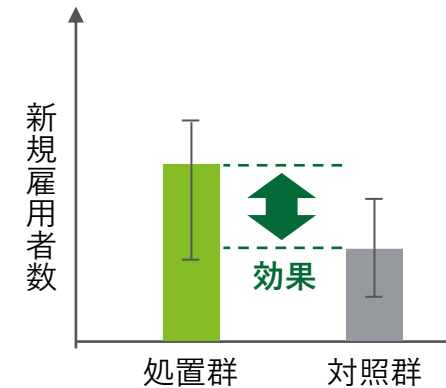
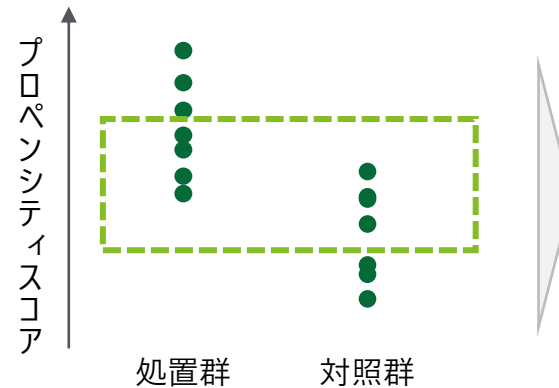
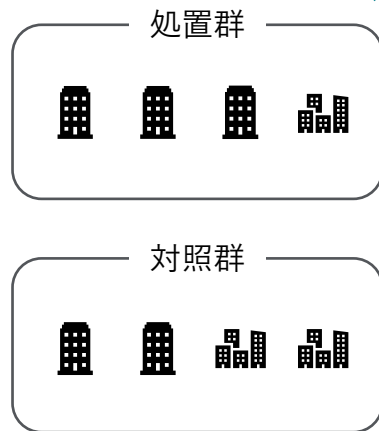
- ：計画認定
- ：租特適用
- ：実績報告



今回の分析では、プロペンシティスコアマッチングにて処置群と対照群を絞り込むことで企業特性の差異をコントロールし、両者の新規雇用者数の差を確認した

今回行った分析の概要

このまま分析を行うと、処置群と対照群の間に存在する差（企業規模等）が新規雇用者数へ及ぼす影響も効果に含まれてしまう



- 処置群・対照群を下記にて設定する
 - 処置群：地方拠点強化税制を適用した事業者
 - 対照群：整備計画が認定されたが、地方拠点強化税制を適用していない事業者

- 企業規模や移転先の市町村の状況から、地方拠点強化税制の適用可能性（プロペンシティスコア）を算出し、処置群・対照群間でスコアが似ているサンプルを抽出する

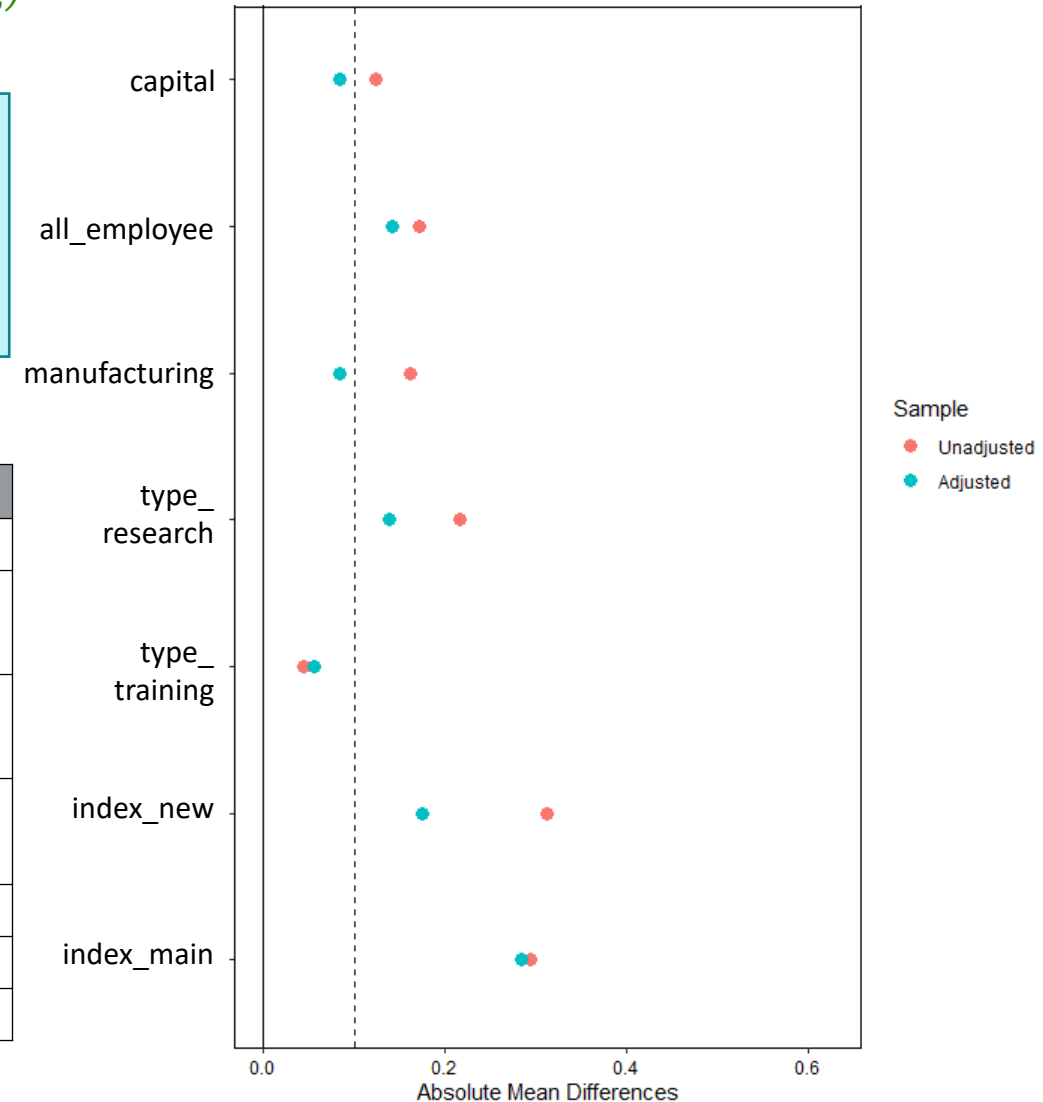
- 抽出したサンプルで処置群・対照群の新規雇用者数の平均をそれぞれ算出し、その差を確認する

オフィス減税について、資本金等、7つの変数を用いてプロペンシティスコアマッチングを実施し、処置群と対照群におけるアウトカム指標以外の変数の差を小さくした

プロペンシティスコアマッチング実施結果（オフィス減税）

- プロペンシティスコアマッチングには下記7つの変数を使用した
- 右図はプロペンシティスコアマッチング前後での各変数の処置群・対照群の平均の差をプロットしたもので、0に近いほど変数の差が小さいことを表している
- 大半の変数においてマッチング後（青点）の方が0に近くなっており、ある程度適切にコントロールされていると考えられる

変数	詳細
capital	資本金
all_employee	事業者全体の総雇用者数
manufacturing	製造業ダミー
type_research	施設類型ダミー（研究所）
type_training	施設類型ダミー（研修所）
index_new	移転・拡充先の財政力指数（市区町村）
index_main	本社所在地の財政力指数（都道府県）

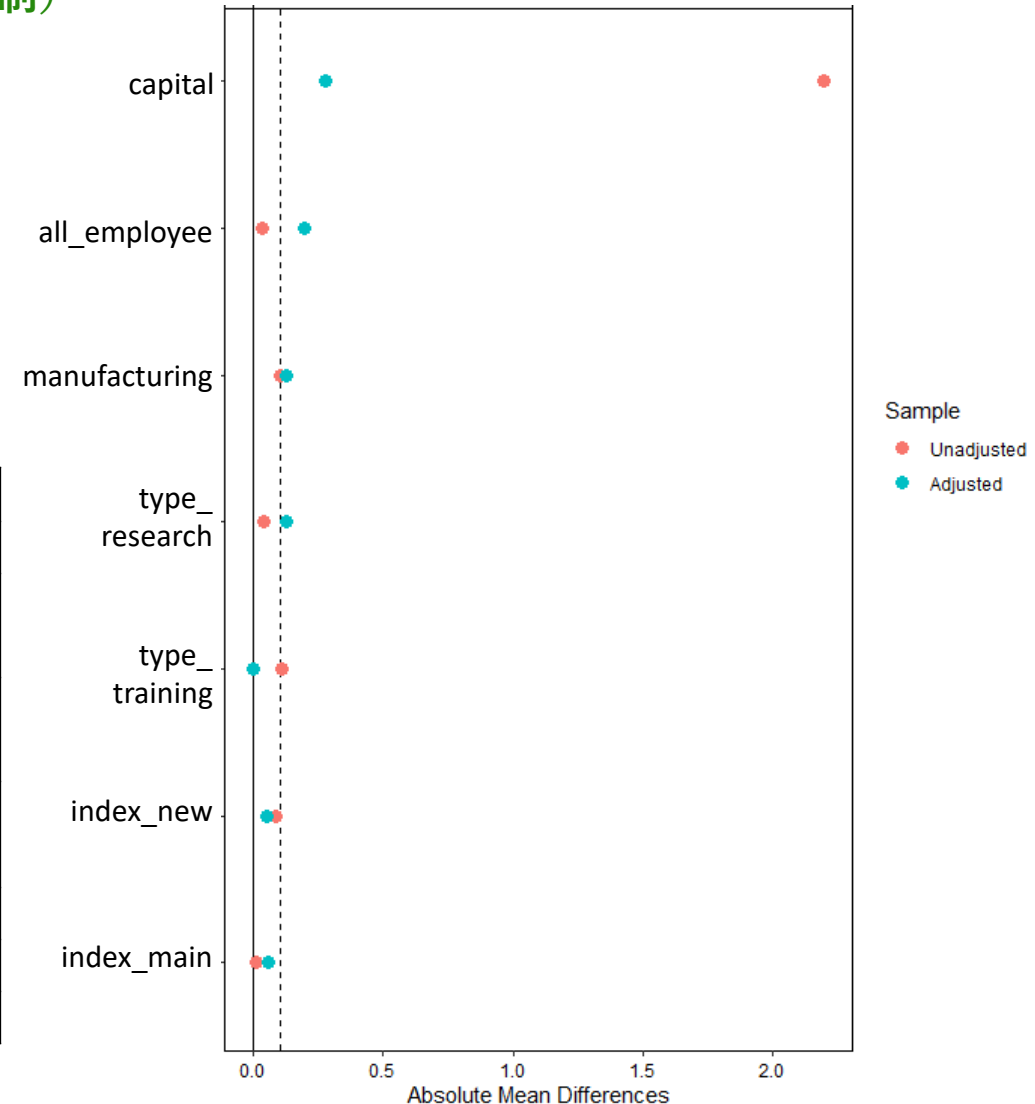


雇用促進税制においても、7つの変数を用いてプロペンシティスコアマッチングを実施し、処置群と対照群におけるアウトカム指標以外の変数の差を小さくした

プロペンシティスコアマッチング実施結果（雇用促進税制）

- プロペンシティスコアマッチングには下記7つの変数を使用した
- 右図はプロペンシティスコアマッチング前後での各変数の処置群・対照群の平均の差をプロットしたもののだが、大半の変数においてマッチング後（青点）の方が0に近くなっており、これらの変数はある程度適切にコントロールされていると考えられる

変数	詳細
capital	資本金
all_employee	事業者全体の総雇用者数
manufacturing	製造業ダミー
type_research	施設類型ダミー（研究所）
type_training	施設類型ダミー（研修所）
index_new	移転・拡充先の財政力指数（市区町村）
index_main	本社所在地の財政力指数（都道府県）



データについて強い仮定を置いているため十分に信頼できる結果とはいえないが、オフィス減税は新規雇用者数を増加させる可能性がある

分析結果（オフィス減税）

- オフィス減税適用事業者と非適用事業者の新規雇用者数について、有意水準10%ではあるが、統計的に有意な差が確認できた
- 適用事業者と非適用事業者を比較すると、その差の平均値は約32人であり、オフィス減税の適用によって約32人の新規雇用が発生している可能性がある
- ただし、今回の分析は、処置群・対照群ともに適用年度を揃えておらず、強い仮定の下で実施しており、またサンプルサイズも小さいため、十分に信頼できる結果とはいえない
- また、プロペンシティスコアマッチングを実施する前と比べて処置群・対照群の間での新規雇用者数の差分がやや小さくなっており、プロペンシティスコアマッチング前と比べ、資本金等の他の変数による新規雇用者数への影響がコントロールされている

	適用事業者	非適用事業者	差	t値
事業者数	36	36		
新規雇用者数 (人)	50.2	18.1	32.1* (18.3)	1.75

() 内は標準偏差

*有意水準10%、**有意水準5%、***有意水準1%

—— プロペンシティスコアマッチング前の平均値 ——

	適用事業者	非適用事業者
事業者数	36	45
新規雇用者数 (人)	50.2	17.5
資本金 (百万円)	12,019	7,544
総雇用者数 (人)	4,437	2,358

—— プロペンシティスコアマッチング後の平均値 ——

	適用事業者	非適用事業者
事業者数	36	36
新規雇用者数 (人)	50.2	18.1
資本金 (百万円)	12,019	9,019
総雇用者数 (人)	4,437	2,712

データについて強い仮定を置いているため十分に信頼できる結果とはいえないが、雇用促進税制について新規雇用者数増加の効果は確認できなかった

分析結果（雇用促進税制）

- 分析の結果、雇用促進税制適用事業者と非適用事業者の比較において、新規雇用者数の統計的に有意な差は確認できなかった
- ただし、今回の分析は、処置群・対照群ともに適用年度を揃えておらず、強い仮定の下で実施しており、またサンプルサイズも小さいため、十分に信頼できる結果とはいえない
- また、記述統計の分析結果より、雇用促進税制は雇用者が少ない中小企業向けの租特と考えられるため、新規雇用者数増加の効果は小さいことが想定される

	適用事業者	非適用事業者	差	t値
事業者数	16	16		
新規雇用者数 (人)	23.2	21.4	1.81 (15.6)	0.116

() 内は標準偏差

*有意水準10%、**有意水準5%、***有意水準1%

—— プロペンシティスコアマッチング前の平均値 ——

	適用事業者	非適用事業者
事業者数	16	65
新規雇用者数 (人)	23.2	34.2
資本金 (百万円)	2,034	11,379
総雇用者数 (人)	3,028	3,344

—— プロペンシティスコアマッチング後の平均値 ——

	適用事業者	非適用事業者
事業者数	16	16
新規雇用者数 (人)	23.2	21.4
資本金 (百万円)	2,034	844
総雇用者数 (人)	3,028	1,110

地方拠点強化税制アンケート調査や実績報告書によって一部のアウトカム指標は取得できているが、他のアウトカム指標や適用前の状況についても取得を目指す必要がある

データ整理の状況

	現状	達成状況
1 租特適用事業者の特定	○	整備計画を認定した事業者が把握できるため、全ての適用事業者に対してアンケート調査が実施できている（ただし回収率は100%ではないため、全適用事業者が把握できるわけではない）
2 租特適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	新規雇用者数等の一部アウトカム指標については地方拠点強化税制アンケート調査等で取得できているが、良質な雇用者の数等、一部取得できていないアウトカム指標も存在する
3 租特非適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	整備計画を申請した事業者の中では、本措置を適用していない事業者を把握できるが、そもそも整備計画を申請していない事業者については把握やアウトカム指標の取得ができていない
4 租特適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	租特適用前（拠点の拡充・移転前）のアウトカム指標については、アンケート調査等で取得しておらず、データが存在しない
5 租特非適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	租特適用前（拠点の拡充・移転前）のアウトカム指標については、アンケート調査等で取得しておらず、データが存在しない
6 租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	△	分析モデルに組み込むことで制御が期待できる、事業者ごとの資本金や従業員数等のアウトカム指標に影響を与え得る指標は一部取得できているが、拠点の規模（拠点における雇用者数や売上等）を考慮できるようなデータは取得できていない

【参考】データ整理のフレームワーク

	改正前	改正後
適用事業者	4	2
非適用事業者	5	3

アンケート調査によって租特適用事業者や一部のアウトカム指標は取得できる状態だが、改正前のアウトカム指標や拠点単位の数値等、因果推論アプローチを実施する上で必要なデータ項目を更に取得していくことが今後に向けた課題と考えられる

今回はロジックモデルで定めたアウトカム指標の一部や、年単位でのデータが取得できなかったため、アンケート調査内容にこれらの項目を追加するよう、検討することが望ましい

分析課題と対応案（1/2）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アンケート調査と実績報告書の接続	地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書の接続キーとして事業者名と移転又は拡充先の都道府県を用いたが、事業者名の表記ゆれ等が存在したため、一部の事業所が接続できなかった	- 文字情報での接続は限界があるため、地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書の間で、例えば事業所番号のような共通キーとなる項目を設ける - 地方拠点強化税制アンケート調査・実績報告書で法人番号を把握できるようにする
2		アウトカム指標の取得	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書上で、新規雇用者数以外のアウトカム指標を取得できなかったため、ロジックモデルの他のアウトカム指標については効果が検証できなかった	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書にて、新規雇用者数に加え、事業所の雇用者数や雇用者の雇用形態、賃金等も把握する
3		回答時点の統一	実績報告書において、本措置適用前に回答した事業者と適用後に回答した事業者が混合しているため、本措置の適用年と、適用から報告までの年数が同一の事業者を特定できず、本措置が具体的にどのくらいの期間でどの程度の効果があるかを検証できなかった	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書について、整備計画の期間終了後に提出を求める等、回答時点を揃える
4		年単位でのデータ取得	実績報告書では提出時点で累計での新規雇用者数を質問しているが、実績報告書を毎年度提出している事業者が少ないため、年単位の新規雇用者数の増減を捕捉できず、当初想定していた差の差分析ができなかった	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書にて新規雇用者数を取得する際、回答時点の累計でなく、回答時点までの年単位での新規雇用者数を設問に設ける

また、本措置には他の類似施策が存在しており、現状においては切り分けた分析が難しい。
そのため、解釈の際には他施策を含めた効果を検証している点に留意する必要がある

分析課題と対応案（2/2）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
5	データ	対照群の把握	本来は、整備計画の認定を受けていない事業者も含めた、本措置を適用していない事業者全体を母集団として対照群を設定すべきだが、整備計画の認定を受けていない事業者を地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書から把握できなかったため、整備計画認定事業者のうち本措置を適用していない事業者を対照群としており、対照群の事業者も、施策パッケージ内の他の施策オプションを適用している可能性がある	• 可能であれば整備計画の認定を受けていない事業者についてもアンケート調査を実施し、新規雇用者数等を取得することが望ましい • アンケート調査により、適用事業者の対象事業所における雇用者数や平均賃金を把握する。さらに、賃金構造基本統計調査により、適用事業者の移転先の都道府県・市区町村における事業所1か所当たりの雇用者数、平均賃金を算出し、アンケートで取得した適用事業者の値と比較する
6	制度	施策内措置の効果の切り分け	本措置は、整備計画の認定を受けた事業者が適用できる複数の特例措置の一部という位置づけであるが、本措置の適用事業者は、地方税の課税免除等、施策パッケージ内の他の施策オプションを併用している可能性があるため、対象となる措置の効果を切り出して確認できず、効果の中には他の措置によるものが含まれる可能性があるということに留意しつつ分析を行った	• 個別の支援策について切り出して効果検証を実施したい場合、対象措置を適用していないが、それ以外の措置の適用状況等が処置群とできる限り同じ状態の事業者を対照群として分析を行うか、対象措置にのみ大きな変更が生じた時期を対象に分析を行うことが望ましい • 一方で、このような個々の措置を切り出して効果を検証する場合、処置群及び対照群のサンプルサイズが小さくなる可能性があるため、大きいサンプルサイズで分析するためにパッケージで効果を検証することも、有益な手段として認識される

3.試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

本措置は、その創設から50年以上経過しており、令和5年度の適用総額は約9,479億円と他の租特と比較して大きい。本措置は一般型・中小型・OI型の3つの類型がある

本措置の概要

企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度。一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）と中小企業技術基盤強化税制（中小型）、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型（OI型））がある

分野

■ 政策目標区分
3：産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及

法的根拠

租税特別措置法第42条の4

期間

昭和42（1967）年度～
令和7(2025)年度

直近適用実績（法人）

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
適用件数	9,707	16,402	17,845
適用法人数	9,700	16,339	17,791
適用総額（億円）	6,526.6	7,636.1	9,478.5

出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R72月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数
※令和4年度よりグループ通算制度が開始し、適用額明細書を親法人・通算子会社法人がそれぞれ提出されることとされた。

現行（令和6年度）の措置内容	■ 法人税額から「試験研究費×控除率」を控除できる（上限あり）			
	※「試験研究費」とは、研究開発費の一部であり、以下の1.～3.を満たすもの 1. 各事業年度の所得の金額の計算上、 ①損金の額に算入される費用、②研究開発費として損金経理され、ソフトウェア等の取得価額に算入される費用 2. 以下の①～③に関して、「試験研究費＝（研究開発）」を行うための費用 ①製品の製造、②技術の改良、考案若しくは発明、③対価を得て提供する新たなサービスの開発（一定条件あり） 3. ①原材料費、人件費、経費、②委託試験研究費、③技術研究組合の賦課金 ※なお、特別試験研究費とは、試験研究費の額のうち、国の試験研究機関、大学等と共同して行うもの、委託するもの、中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究等を指す			
	類型	対象者*3	控除率	控除上限
	一般型	全企業	1～14%*1	・法人税額の25±5%*1（変動型） ・法人税額の25%（試験研究費割合10%超の場合は最大10%） ※ベンチャー企業の場合は15%上乘せ
	中小型	中小企業	12～17%*1	・法人税額の25%（試験研究費割合が10%超又は増減試験研究費割合が12%超の場合は最大10%上乘せ）
	OI型	全企業	20～30%*2	・法人税額の10%
*1 増減試験研究費割合により増減 *2 研究の相手方により異なる *3 青色申告書を提出した法人				

15%上乘せはベンチャー企業に限る

売上高試験研究費割合10%超

変動型

15%上乘せ

最大10%上乘せ

法人税額の20-30%

法人税額の25%

【一般型】

法人税額の20%上限

法人税額の45%上限

法人税額の10%上限

売上高試験研究費割合10%超 OR 増減試験研究費割合12%超

最大10%上乘せ

10%上乘せ

法人税額の35%上限

法人税額の25%

【中小企業技術基盤強化税制】

【オープンイノベーション型】

前後に改正が行われていない年度が分析時期に適しているが、平成21年度～平成28年度において、前後に改正が入っていない会計年度は見当たらない

改正の経緯（平成21年度～平成28年度）

	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
改正有無	有	微改正	－	微改正	微改正	有	有	－
前年度からの主な改正内容	【総額型】 ①試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例の創設（控除上限を20％から30％に引上げ、税額控除限度超過額の繰越期限） 【OI型】 ②特別試験研究費の範囲の見直し	【総額型】 「増加型」と「高水準型」の2年延長	－	【総額型】 「増加型」と「高水準型」の2年延長	【総額型】 ①控除上限を20％から30％に引き上げ 【OI型】 ②特別試験研究費の範囲の見直し（一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を追加）	【総額型】 ①「増加型」による税額控除割合が、従前の5％均一から、増加率に応じて5～30％の間で変化する制度に変更	【総額型】 ①控除上限の変更（法人税額の20％（*特例により30％）→25％） ※②により特例の場合の総枠（30％）を維持 【OI型】 ②控除上限（法人税額の5％）の別枠化 ③特別試験研究費の範囲の見直し、控除率の引上げ 【その他】 ④控除限度超過額の繰越控除の廃止	－
上記改正の主な目的	① 最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処するため ② 産業技術力強化法の一部改正に伴う改正	－	－	－	①オープンイノベーションの促進	①インセンティブ強化	①～③オープンイノベーションの推進	－

※総額・一般型とOI型に係る改正のうち主なものを記載

前年度に改正が無く、翌年度は軽微な改正内容であるため、理想の条件とは言い難いが平成29年度、平成31年度及び令和3年度の改正が効果検証に適していると考えられる

改正の経緯（平成29年度～令和6年度）

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無	有	－	有	微改正	有	－	有	
前年度からの 主な 改正内容	【総額型】 ①試験研究費の増減に応じた控除率の導入（控除率上限を10%→14%に引き上げる特例の設置） ②試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の追加） ③「増加型」の廃止（「高水準型」が「試験研究費割合が10%を超える場合の控除上限上乗せ特例」のいずれかを選択適用） 【OI型】 ④特別試験研究費の範囲の見直し	－	【総額型】 ①控除率の見直し、研究開発型ベンチャーに対する控除上限の引上げ ②「高水準型」の廃止（「試験研究費割合が10%を超える場合の控除上限上乗せ特例」のみ） 【OI型】 ③特別試験研究費の範囲の見直し、控除上限の引上げ（5%→10%） ④研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の控除率の引上げ（20%→25%）	【OI型】 ①特別試験研究費の範囲の見直し	【総額型→一般型への改名】 ①要件を満たす場合（コロナ特例）の控除上限の引上げ（25%→30%） ②控除率の上乗せ措置の要件である増減試験研究費割合の見直し（8%→9.4%）、控除率の下限の引下げ（6～14%→2%～14%） ③税務上資産として扱われるソフトウェアを試験研究費の対象に追加	【共通】 租税特別措置の不適用措置の要件を見直し 【一般型】 ①試験研究費の額の増減に応じた控除上限の変動措置を導入し、コロナ特例を廃止 ②控除率カーブの見直し、控除率の下限の引下げ（2%～14%→1%～14%） 【OI型】 ③スタートアップ企業の定義の見直し ④高度研究人材に係る人件費に20%の控除率を設定 【共通】 ⑤試験研究費の範囲の見直し		【共通】 租税特別措置の不適用措置の要件を見直し
上記改正の主な 目的	①インセンティブ強化 ②第4次産業革命による新たなビジネスの創出の後押し（ビッグデータ等を活用したサービス開発の促進） ④OI型の利用促進	－	①～④インセンティブ強化、研究開発型ベンチャーの支援強化、質の高い研究開発の促進	－	①②コロナ禍の厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業へのインセンティブ強化	－	①②メリハリの効いたインセンティブをより多くの企業に働かせるため ③④スタートアップ企業との共同研究や高度研究人材の活用を促進するため ⑤デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しするため	

※総額・一般型とOI型に係る改正のうち主なものを記載

アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「研究開発の増加」が考えられ、測定指標として「適用件数」「適用額」「研究開発投資額」等を設定した

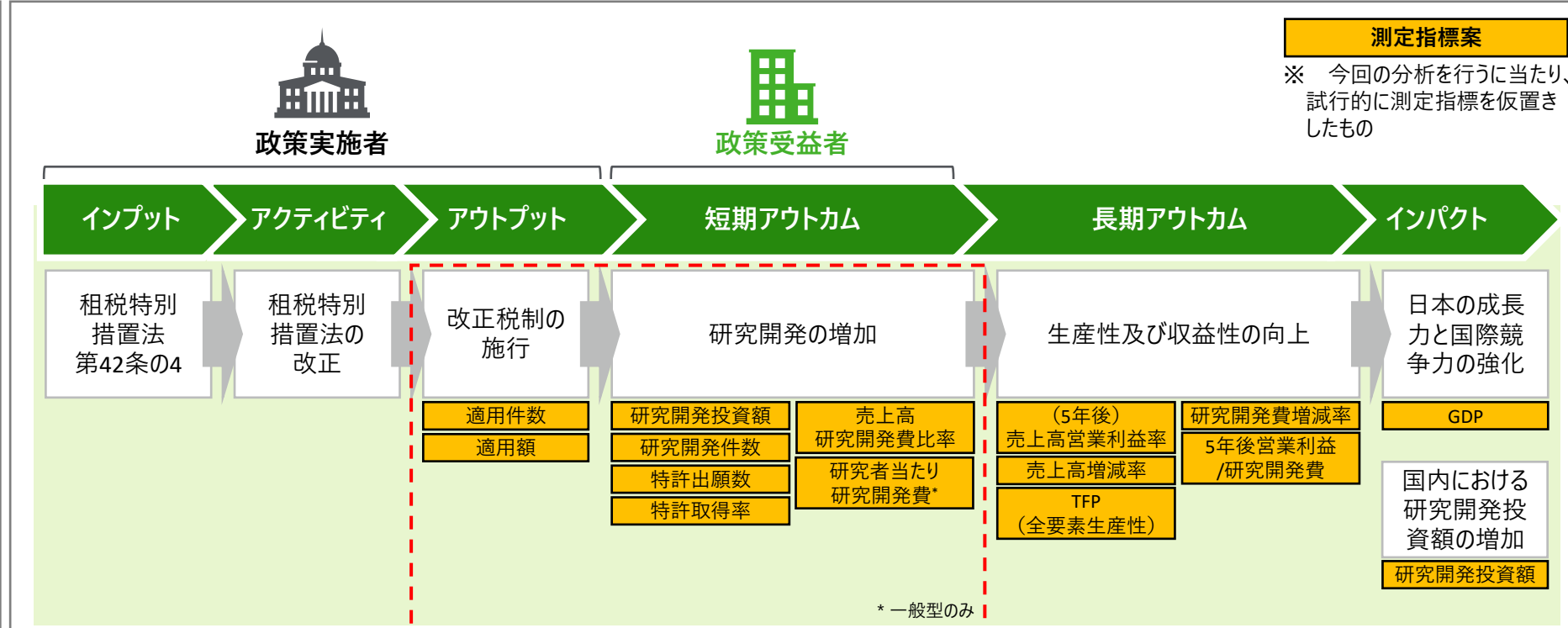
想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する
- **租税特別措置等の達成目標**：官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）
- **測定指標**：研究開発投資額、研究開発件数、売上高研究開発費比率、研究者当たり研究開発費、特許出願数、特許取得率
- **その他**：R2年度及びR3年度の経産省の委託調査「研究開発税制等の利用状況及び経済波及効果に関する調査」では、研究開発税制による研究開発投資額や実質GDPの押し上げ効果があるという推計結果が得られている

ロジックモデル



アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「研究開発の増加」が考えられ、測定指標として「適用件数」「適用額」「共同・委託研究開発投資額」等を設定した

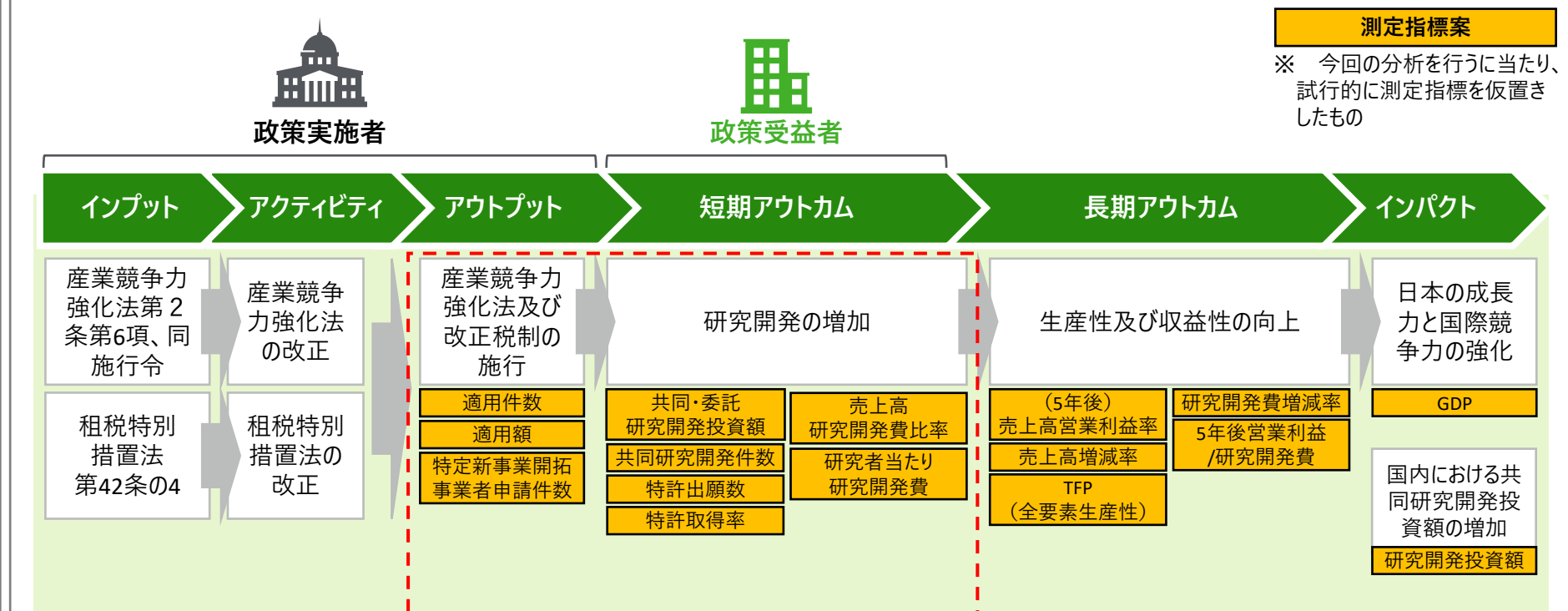
想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

- **政策目的**：我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する
- **租税特別措置等の達成目標**：官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）
- **測定指標**：共同・委託研究開発投資額、共同研究開発件数、売上高研究開発費比率、研究者当たり研究開発費、特許出願数、特許取得率
- **その他**：R2年度及びR3年度の経産省の委託調査「研究開発税制等の利用状況及び経済波及効果に関する調査」では、研究開発税制による研究開発投資額や実質GDPの押し上げ効果があるという推計結果が得られている

ロジックモデル



総務省によるヒアリングの結果、本措置が研究開発の実施有無や内容に直接与える影響は大きくないが、研究開発の助けになっているとの押し上げ効果に関する意見が聞かれた

本措置適用事業者へのヒアリング結果（1/2）

項目	ヒアリング結果
(1) 研究開発の実施に与える影響	< 本措置全般 > ○本措置は研究を継続して行うために役に立つ租特であり、効果は相当程度ある ・研究開発は中長期的な計画で実施しているため、本措置があることにより研究開発を強力に推し進めているとはい切れないが、研究開発を継続して行うための下支えとなる有益な租特であり、相当程度の押し上げ効果があると認識している。 < 中小型 > ○本措置が研究開発の実施有無・内容に直接的に与える影響は大きくはないが、一定の助けになっている ・研究開発及び研究開発予算については、中長期計画に基づき実施しているため、本措置が研究内容や研究開発費に直接的に与える影響は大きくないが、一方で本措置によるインパクトは非常に大きいと感じており、メリットを十分に受けていることは認識している。 ・研究開発は会社目標に沿って進めており、研究開発費のうち本措置が適用されるものを後から集計する形となる。本措置を適用できないため研究開発を行わないという選択肢はないが、研究開発継続のインセンティブとして認識している。 < OI型-税制適用企業 > ○OI型には一般型と比べて一定のメリットがある ・共同研究の実施可否は研究部門も含めての最終判断となるが、OI型が利用できる共同研究を取り下げの可能性は低いと思われる。理由は、OI型は短期間で相当程度複雑な手続が必要であるものの、税控除のメリット、財務状況に与える影響を考えると、できるだけ利用し、共同研究を実施した方が良いとの判断となるからである。 ・共同研究を実施したいが、社内決裁を取りづらい大規模な予算となった場合に、税制メリットのより大きいOI型を提案の一つのツールとして活用することは、あり得る。 ・OI型は一般型と別枠であり、一般型の控除額上限まで達している企業においても、OI型の上乗せ上限まで活用していない場合が多いと思われ、活用意義は非常に大きいと思われる。

総務省によるヒアリングの結果、本措置が研究開発予算に及ぼす影響についての意見が聞かれた

本措置適用事業者へのヒアリング結果（2/2）

項目	ヒアリング結果
（１）研究開発の実施に与える影響（続き）	< OI型ー共同研究相手方 > ○共同研究相手方では、本措置のメリットをあまり活かせていない・感じられていない ・本措置は、共同研究相手方には優遇措置がないが、マクロで見た時には、税制適用企業がスタートアップ企業等との共同研究に係る予算を増額する動機付けになっている部分はあると考えられ、間接的なメリットはあると言える。 ・税制適用企業から見て、複数の共同研究相手候補を比較した際に、控除率の高い類型の相手先を選定するほどの動機付けにはならないのではないか。理由は、研究開発は、他企業と競合するようなものではなく、また、共同研究費の相場もないため、適用割合の数%の違いが共同研究相手方を決定づけるものではないと思われるため。 ・共同研究相手方は、煩雑な事務手続を行う必要があるが、優遇措置は適用されず、事務コストだけがかかる状況なので、メリットは税制適用企業側にだけにあり、共同研究相手方にはないと感じる。
（２）研究開発予算に与える影響	○現状、本措置が研究開発予算に直接影響を与えているわけではないが、事業規模が拡大すれば予算にも影響を与える等の可能性がある ・研究開発活動を拡大していくフェーズであるため、研究開発費増額ための後押しとなる考える。 ・研究開発のテーマ検討・実施可否の段階で、あらかじめ本措置による控除額を見越して研究開発に係る予算を増額するようなレベルの事業規模の会社ではないが、OI型を利用する場合は、一般型と比較して控除割合が大きくなるため社内でも説明しやすく、通常よりもテーマが通りやすくなる可能性はある。 ・研究開発税制創設時から毎年本措置を活用しており、年度当初に予算案を精査する際は、本措置の適用は所与のものとして控除額の試算を行っている。 ・本措置が研究開発費や営業利益に直接影響を与えるわけではないが、研究開発費と本措置による控除額・税引き後の金額を試算し、社としてバランスが良いと考える財務状況に持っていくようにしている。
（３）再投資効果	○控除額の運転資金への転用メリットがある ・税控除相当額を運転資金へ転送できる等、財務状況の改善に寄与している。
（４）本措置が廃止された場合の影響	○研究開発予算への影響と海外移転を検討する可能性がある ・研究開発予算へ影響を及ぼす可能性があるほか、すぐにはないが、事業規模が更に拡大すれば、海外移転を検討する局面が後に出てくる可能性も大いにある。

中小型では、記述統計によって適用事業者の特徴を分析した後、プロペンシティスコアを用いた差の差分分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した

PICODAを用いたリサーチデザインの整理

	分析パターン	
	①記述統計	②プロペンシティスコアを用いた差の差分分析
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	令和3（2021）年度に中小型を適用した中小企業者	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度 【令和3（2021）年度の改正】 ①要件を満たす場合の控除上限の引上げ（25%→30%） ②控除率の上乗せ措置の要件である増減試験研究費割合の見直し（8%→9.4%）	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	令和3（2021）年度に研究開発投資を行っているが、中小型を適用していない中小企業者	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	- 資本金 - 従業員数 - 経常利益 - 業種	- 研究開発費 - 売上高研究開発費比率 - 特許所有数 - 研究開発費増加率
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	- 中小企業実態基本調査（中小実） - 経済産業省企業活動基本調査（企活）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、租特を適用した事業者の特徴分析	プロペンシティスコアを用いた差の差分分析による因果推論

中小型に関連する既存データのうち、企活と中小実を活用する方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

 : 今回利用したデータ

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
経済産業省企業活動基本調（企活）	公的統計（基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業* 頻 度：年次	法人番号、資本金額又は出資金額、従業員数、経常利益、売上高、研究費 等
中小企業実態基本調査（中小実）	公的統計（一般統計：標本調査）	経済産業省	調査対象：中小企業（業種により企業規模の範囲の指定あり） 頻 度：年次	法人番号、租特適用有無（中小型）、資本金額、従業員数、売上高、設備投資額 等
科学技術研究調査	公的統計（基幹統計：標本調査）	総務省	調査対象：資本金又は出資金が1,000万円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等 頻 度：年次	資本金額、売上高、従業員数、研究費、研究員数 等
研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査	担当部局等が実施するアンケート調査（公的統計以外のもの）	経済産業省	調査対象：中小企業向けの支援事業に採択された事業者等 頻 度：年次	売上高、従業員数、租特適用有無（一般型・中小型・〇I型）、研究費、研究員数 等

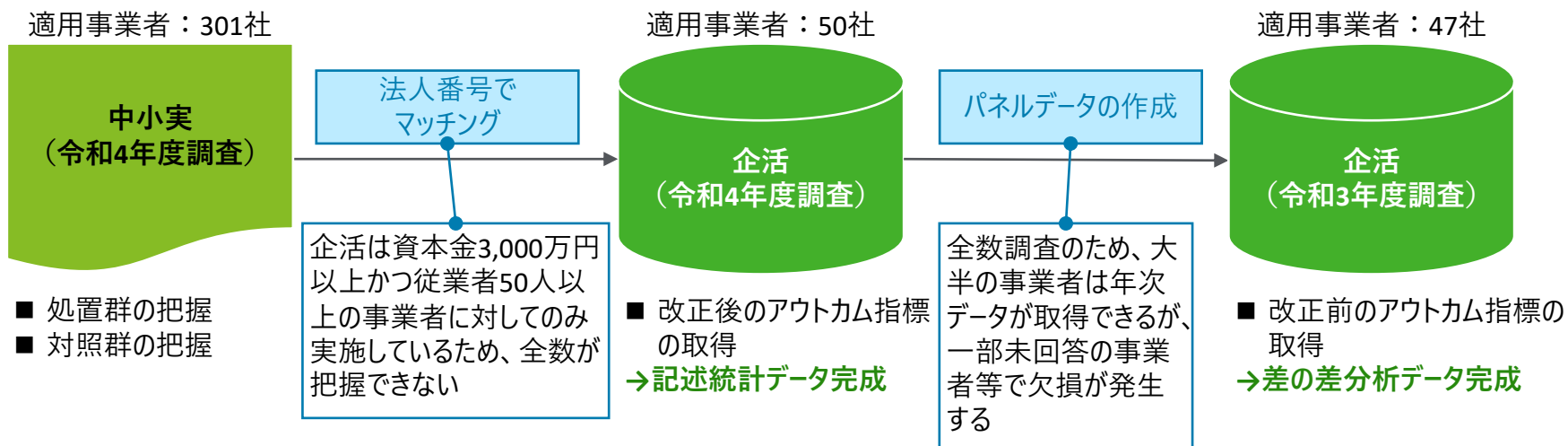
データの利用方針

- 分析に当たっては、資本金や研究開発費等のデータを取得する必要があり、検索の結果、上記4種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った
- 検討の結果、中小実を用いて適用有無を識別した上で、法人番号を用いて全数調査の企活と接続してパネルデータを作成する方針が適切であると判断した
- なお、科学技術研究調査は、本措置の適用有無を把握できず、また標本調査でパネルデータを作成できないため、本調査では活用しない方針とした
- また、研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査については、他府省等への外部提供は利用目的外であるため、本調査では活用しない方針とした

中小型の分析については、中小実と企活からデータセットを作成し、記述統計とプロペンシティスコアを用いた差の差分析に使用した

データの接続方法

接続イメージ



処置群・対照群の定義

処置群	令和4（2022）年度の中小実で令和3（2021）年度に「研究開発を実施した」かつ「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用した」と回答しており、かつ令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の企活にも回答している事業者
対照群	令和4（2022）年度の中小実で令和3（2021）年度に「研究開発を実施した」かつ「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用していない」と回答しており、かつ令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の企活にも回答している事業者

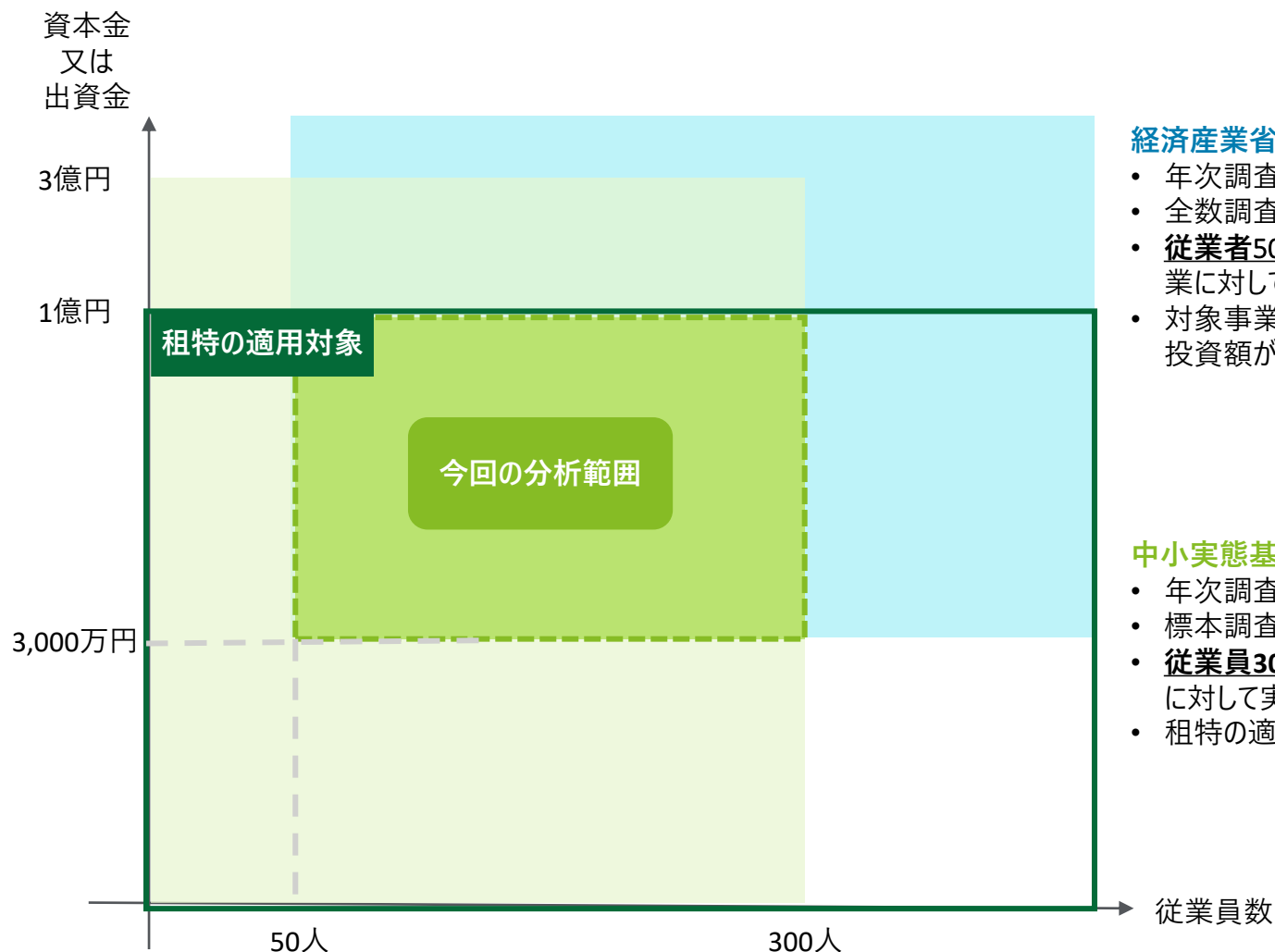
【注意点】

下記の点を踏まえ、分析結果の解釈には一定の留意が必要である

- ・ 中小実では、中小型の適用実態しか把握できないため、対照群には一般型やOI型を適用した事業者が含まれている可能性がある
- ・ 中小実では、単年度の適用有無しか把握できないため、対照群には直近（前年等）に中小型を適用した事業者が含まれている可能性がある

分析で使用した中小実・企活はそれぞれ対象範囲が異なっており、分析で使用した中小型の適用事業者のサンプルにはバイアスがあるため、分析そのものに限界がある

データの捕捉範囲（イメージ）



経済産業省企業活動基本調査（企活）

- 年次調査
- 全数調査
- 従業員50人以上又は資本金3,000万円以上の企業に対して実施
- 対象事業者について年次の売上や営業利益、設備投資額が把握できる

中小実態基本調査（中小実）

- 年次調査
- 標本調査
- 従業員300人以下又は資本金3億円以下の企業に対して実施*
- 租特の適用有無について把握できる

本調査では、主に企活の項目からアウトカム、説明変数、プロペンシティスコアマッチング（PSM）に使用する変数を取得した

分析に使用したデータ項目一覧

データ項目	出典	アウトカム	説明変数	PSM	備考
法人番号	中小実「法人番号」企活「法人番号」				データセットの作成に利用
租特適用有無*	中小実「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）利用の有無」		●		
資本金	企活「資本金額」			●	
経常利益	企活「経常利益」			●	
従業員数	企活「正社員正職員数」			●	
自己資本金額	算出（企活「資本金額」+企活「資本剰余金」+企活「利益剰余金」+企活「自己株式」）			●	
研究開発費	算出（企活「自社研究費」+企活「委託研究費」）	●			
売上高研究開発費比率	算出（企活「売上高」/企活「研究開発費」）	●			
特許所有数	企活「特許所有数」	●			
研究開発費増加率	算出（企活「研究開発費」）	●			前年度からの増加分を算出

* 単年度における租特適用有無を質問しており、過年度の適用有無については把握できない

本分析は、公的統計を用いて分析を実施したが、一部の租特適用事業者についてデータが取得できず、分析結果自体の信頼性は高くないことに留意する必要がある

本分析の前提と制約

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析

- ・ 中小実（令和4（2022）年度）と、企活（令和4（2022）年度）を接続したデータを用いて分析を実施した
- ・ 分析可能なデータの範囲では、中小企業の中でも、比較的企業規模が大きい事業者が積極的に本措置を活用している

プロペンシティスコアを用いた 差の差分析

- ・ 中小実（令和4（2022）年度）と、企活（令和3（2021）年度、令和4（2022）年度）を接続したデータを用いて、令和3（2021）年度の改正による効果を分析した
- ・ 分析の結果、統計的に有意な結果は得られなかった
- ・ 分析対象期間の変更や、対照群の変更を行い、追加的に分析を実施したが、いずれも統計的に有意な結果は得られなかった

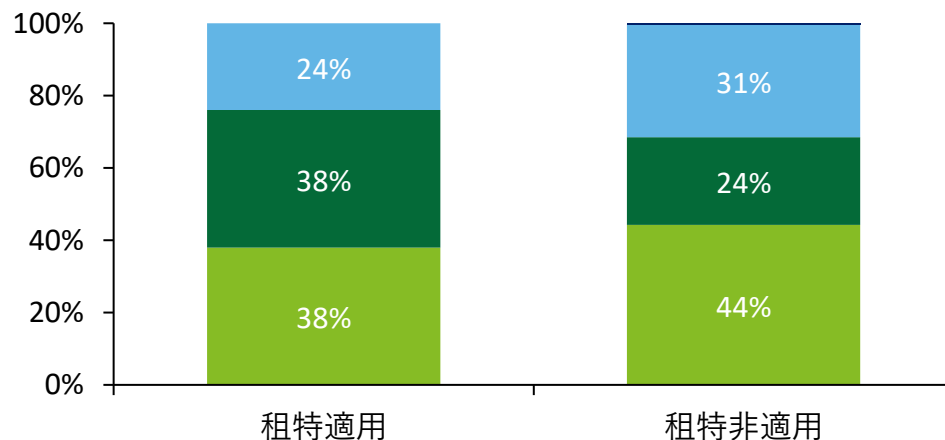
分析の限界点

- ・ 中小実や企活の調査対象範囲と租特の適用対象範囲が一致しておらず、一部の業種・企業規模に偏ったデータを用いた分析となっている
- ・ また、本措置は創設から長期間が経過しているため、①本措置の存在が既に企業行動に織り込まれている可能性が高く、本措置そのものの効果を分析することが難しい、②データの制約上、近年の改正が分析対象となるが、改正が大きなものではない場合、統計的に有意な結果が確認できない可能性が高いといった問題が存在する
- ・ 上記を前提に定量的分析を実施しているため、分析結果の信頼性は十分でなく、今回の分析結果は本措置の効果を正確に測定できているものとは言い難い

分析可能なデータの範囲では、租特適用事業者は資本金5,000万円以上の事業者が最も多い

資本金の分布

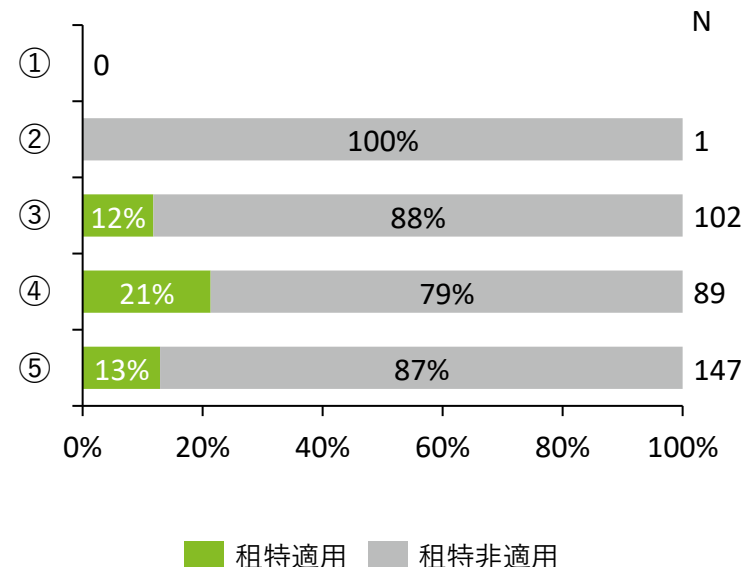
租特適用別の資本金区分別割合



- ① 1,000万円未満
- ② 1,000万円以上～3,000万円未満
- ③ 3,000万円以上～5,000万円未満
- ④ 5,000万円以上～8,000万円未満
- ⑤ 8,000万円以上～1億円以下

件数	50	289
平均値 [百万円]	68.72	67.85
標準偏差	23.56	26.46

資本金区分別の租特適用割合



■ 傾向

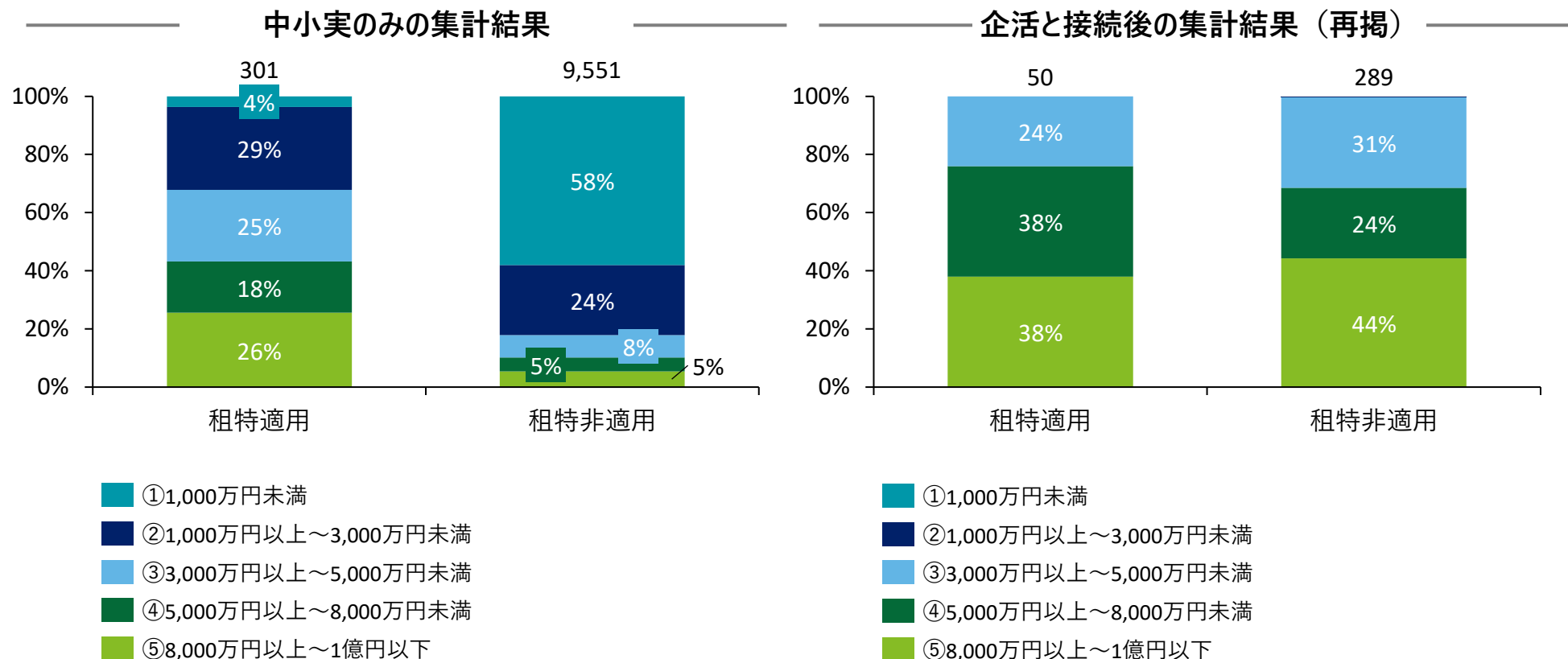
- 適用事業者と非適用事業者の間で、資本金の平均や標準偏差で大きな違いは確認できない
- 租特適用別で比較すると、適用事業者は、5,000万円以上の事業者の割合が大きい
- 資本金区分別で比較すると、5,000万円以上～8,000万円未満の適用事業者の割合が最も大きい

■ 示唆

- 分析可能なデータの範囲では、中小企業の中では比較的規模の大きい事業者が租特を適用している
- ただし企話が基本的に資本金3,000万円以上の事業者に対して調査を行っているため、バイアスがかかっている可能性がある

中小実のデータには資本金3,000万円未満の租特適用事業者を含むが、後続の分析用に
企活と接続したデータには含まれないため、バイアスが生じていることに留意が必要である

【参考】中小実のみで確認した資本金の分布



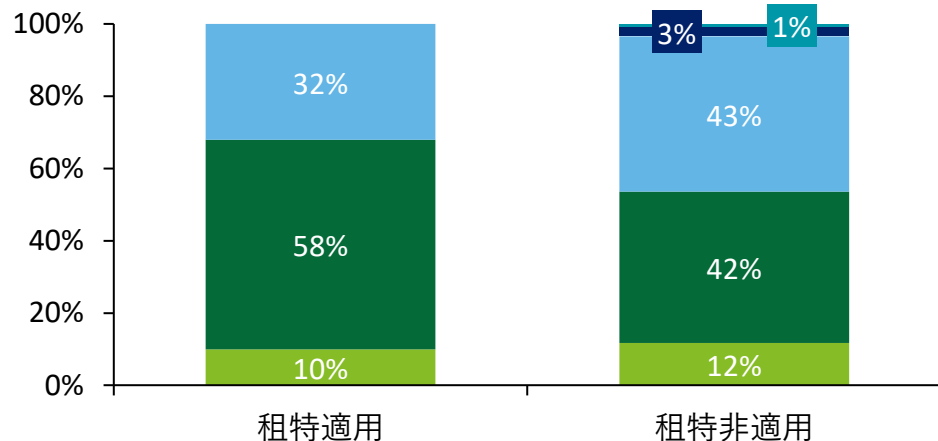
ポイント

- 租特適用事業者の中で、資本金3,000万円未満の小規模な事業者は約33%を占めているが、分析で使用している中小実×企活のデータセットからは、これらの事業者は除外されており、バイアスが生じている
- 後続の分析結果について、使用したデータでは小規模な事業者が含まれていないことに留意する必要がある

分析可能なデータの範囲では、租特適用事業者は従業員数100人以上300人未満の事業者が最も多い

従業員数の分布

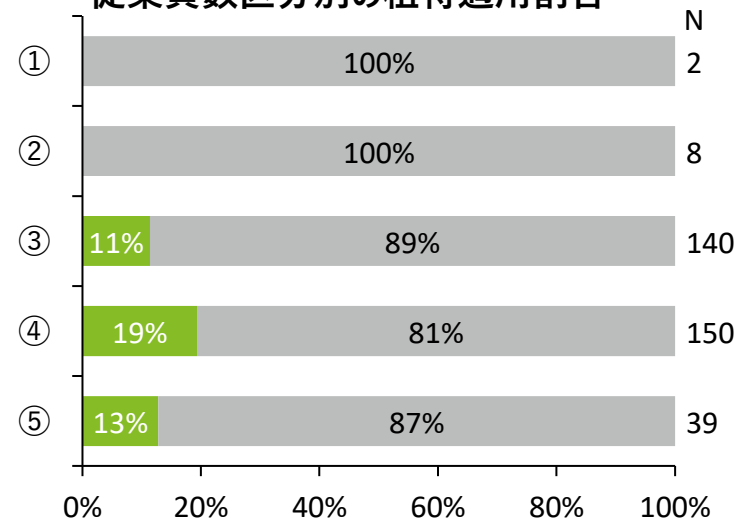
租特適用別の従業員数区分別割合



- ① 20人未満
- ② 20人以上～50人未満
- ③ 50人以上～100人未満
- ④ 100人以上～300人未満
- ⑤ 300人以上

件数	50	289
平均値 [人]	173.98	175.65
標準偏差	123.53	278.11

従業員数区分別の租特適用割合



租特適用 租特非適用

■ 傾向

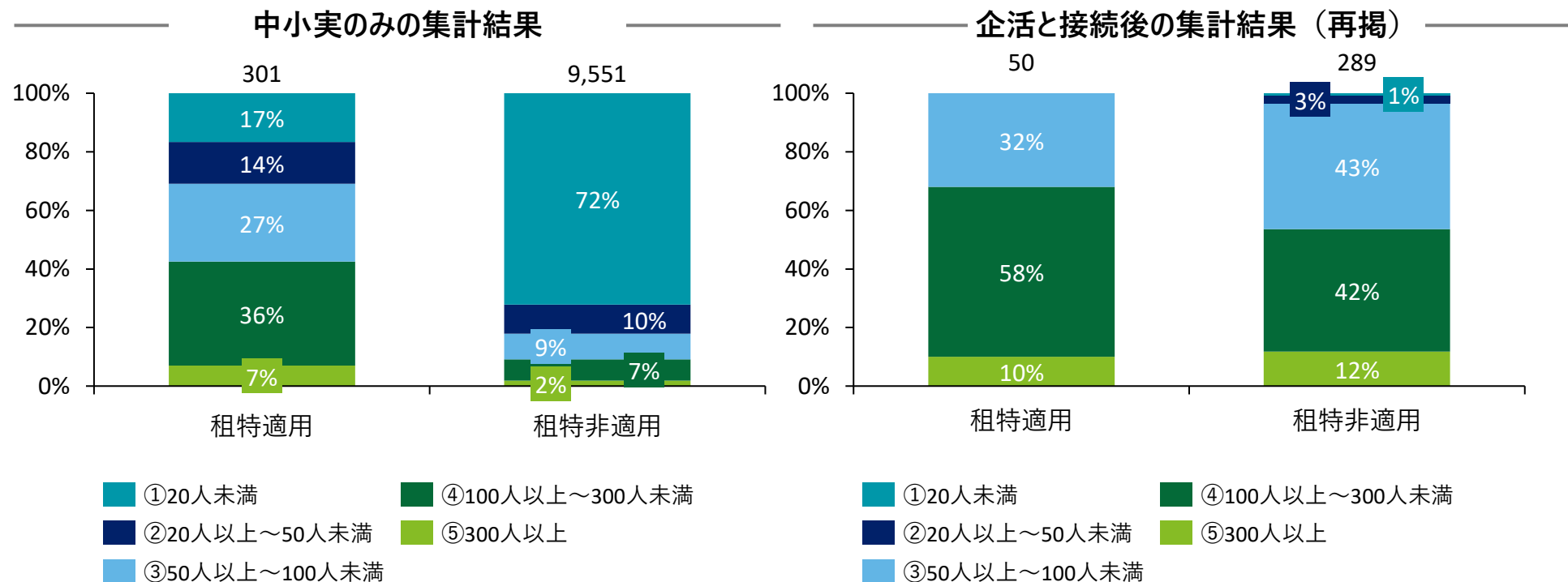
- 適用事業者と非適用事業者の間で、従業員数の平均に大きな違いは確認できない
- ただし適用事業者は、従業員数が100人以上300人未満の区分に集中しており、事業者ごとのばらつきが小さい

■ 示唆

- 分析可能なデータの範囲では、中小企業の中では比較的規模が大きい事業者が租特を適用している
- ただし企活は基本的に従業員50人以上の事業者に対して調査を行っているため、バイアスがかかっている可能性がある

中小実のデータには従業員数50人未満の租特適用事業者を含むが、後続の分析用に企活と接続したデータには含まれないため、バイアスが生じていることに留意が必要である

【参考】中小実のみで確認した従業員数の分布



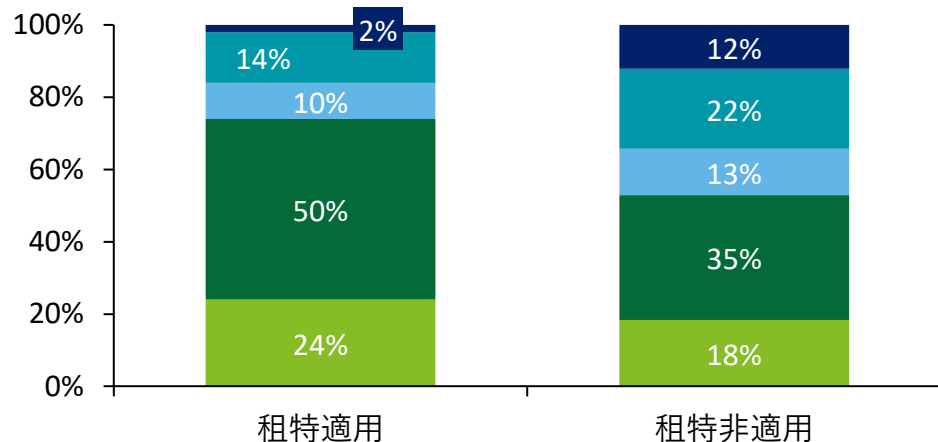
ポイント

- 租特適用事業者の中で、従業員数50人未満の小規模な事業者は約31%を占めているが、分析で使用している中小実×企活のデータセットからは、これらの事業者は除外されており、バイアスが生じている
- 後続の分析結果について、使用したデータでは小規模な事業者が含まれていないことに留意する必要がある

分析可能なデータの範囲では、租特適用事業者は、非適用事業者と比較して経常利益の平均額が大きく、経常利益が高い事業者が積極的に租特を適用している

経常利益の分布

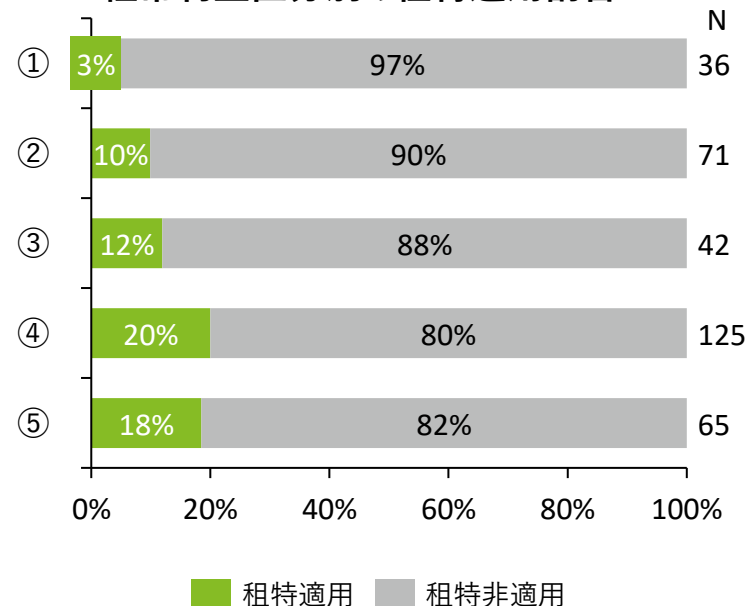
租特適用別の経常利益区分別割合



- ①赤字
- ②0円以上～5,000万円未満
- ③5,000万円以上～1億円未満
- ④1億円以上～5億円未満
- ⑤5億円以上

件数	50	289
平均値 [百万円]	492.2	417.33
標準偏差	750.65	1,323.69

経常利益区分別の租特適用割合



■ 傾向

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、経常利益の平均が大きい
- 租特適用別で比較すると、適用事業者は、経常利益が1億円以上の事業者の割合が大きい
- 資本金区分別で比較しても、1億円以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい

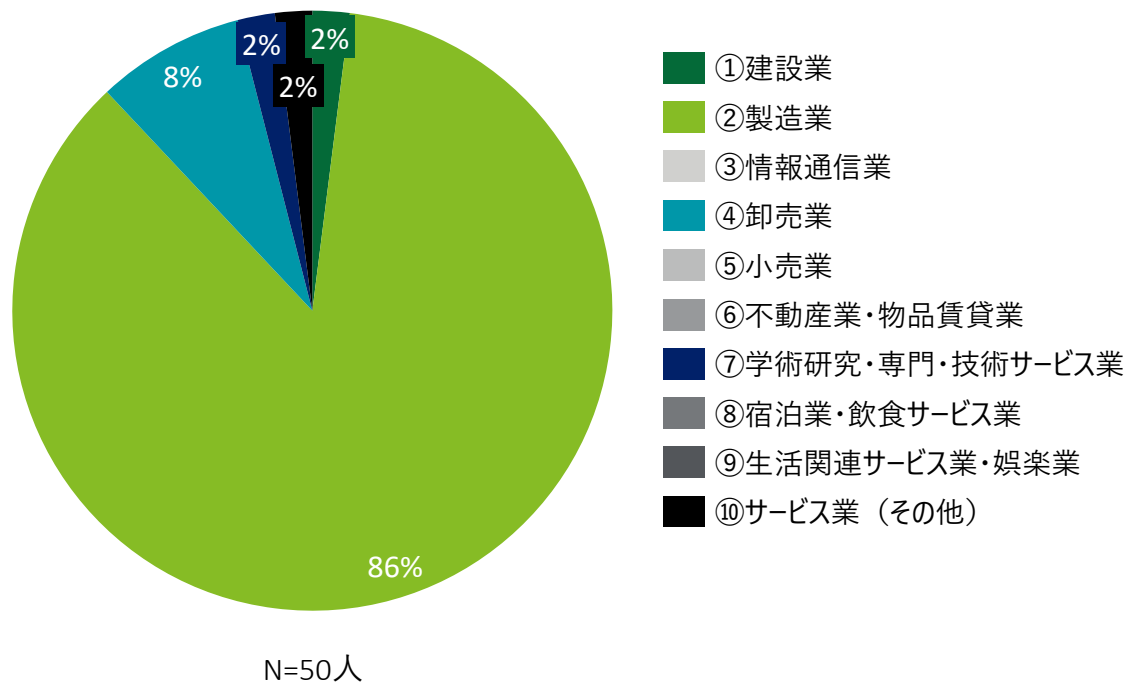
■ 示唆

- 分析可能なデータの範囲では、経常利益が高い事業者が積極的に租特を適用している

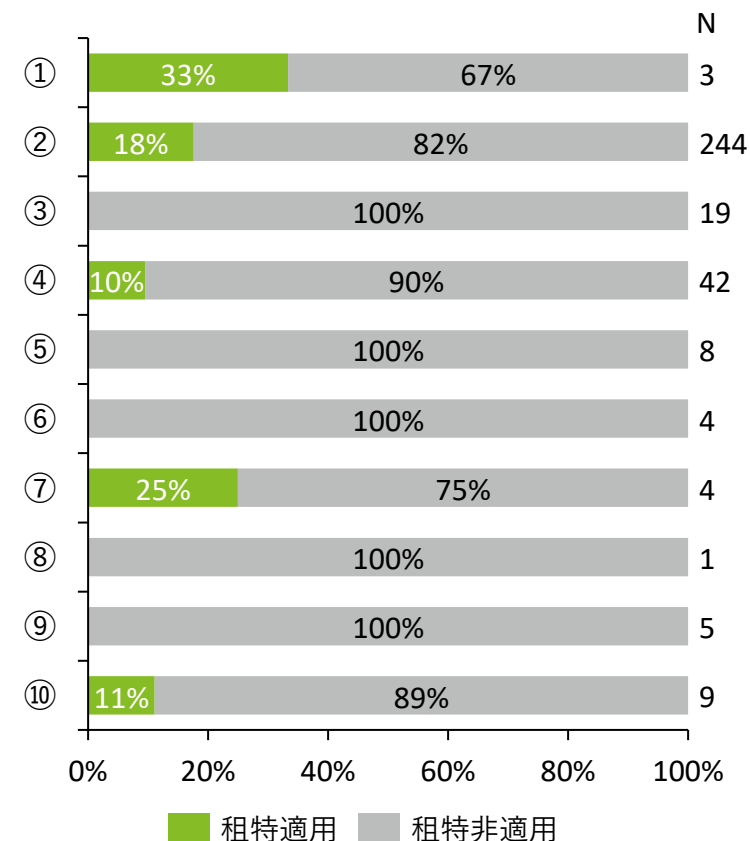
租特適用事業者・非適用事業者ともに、製造業や卸売業が多いため、以降の分析結果にはこれらの業種における効果が大きく反映されている可能性がある

業種の分布

租特適用事業者の業種割合



業種別の租特適用割合



■ 傾向

- 適用事業者数では一番に製造業、次いで卸売業の適用が多い
- 建設業や学術研究業では、租特適用事業者の割合が大きいが、該当する母数が少ない

■ 示唆

- 適用事業者・非適用事業者ともに業種の偏りが大きい
- そのため、以降の分析結果には特定業種における効果が大きく反映されている可能性がある

令和3年度の改正に対する分析をベースに、アプローチを変えて複数の分析を実施したが、いずれも統計的に有意な結果は得られなかった

プロペンシティスコアを用いた差の差分析の分析内容・結果まとめ

1 中小型非適用と比較+企業規模でPSM（ベースとなる分析）

- 対象：令和3（2021）年度の改正
- 処置群：中小型の適用事業者
- 対照群：中小型非適用かつ処置群と類似した事業者

2 中小型非適用と比較+企業規模でPSM（対象期間の変更）

- 対象：平成29（2017）年度の改正
- 処置群：中小型の適用事業者
- 対照群：中小型非適用かつ処置群と類似した事業者

3 一般型と比較+企業規模でPSM

- 対象：令和3年（2021）度の改正
- 処置群：中小型の適用事業者
- 対照群：資本金1億円超かつ処置群と類似した事業者

4 中小型非適用と比較（PSM無し）

- 対象：令和3年（2021）度の改正
- 処置群：中小型の適用事業者
- 対照群：中小型非適用の事業者（PSM無し）

5 中小型非適用と比較+自己資本金額でPSM

- 対象：令和3年（2021）度の改正
- 処置群：中小型の適用事業者
- 対照群：中小型非適用の事業者（自己資本金額でPSM）

分析結果

- いずれも統計的に有意な結果は得られなかった

示唆

- 本措置は創設から長期間が経過しており、改正による大きな効果は出ていない可能性がある
- 下記の理由から、正しく効果が推定できていない可能性がある
 - ・ 中小実x企活のデータは資本金3,000万円以上の事業者しか捕捉できておらず、分析結果にバイアスが生じている
 - ・ サンプルサイズが小さい
 - ・ 研究開発税制全体として完全に適用要件自体を満たせない事業者は多くないことが想定され、いずれのアプローチも「あえて適用しない」事業者によるバイアス（自己選択バイアス*）が発生している可能性が考えられる

* 適用の有無を事業者自らが選択できる場合に生じるバイアス。このバイアスがあると、結果が特定のグループや傾向に偏り、全体を正確に反映しなくなる可能性がある

令和3年度の改正について、企業規模を用いたプロペンシティスコアマッチングによる分析を行ったところ、統計的に有意な結果は得られなかった

1 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（中小型非適用との比較x企業規模によるPSM）：概要

処置群	令和3（2021）年度に中小型を適用した事業者	
対照群	令和3（2021）年度に研究開発を行ったが、中小型を適用せず、処置群と企業規模が類似している事業者	
	改正年度の効果 （令和3（2021）年度）	改正翌年度の効果 （令和4（2022）年度）
アウトカム		
研究開発費[百万円]	2.957 (0.824)	-16.064 (0.205)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.001 (0.860)	-0.005 (0.443)
特許所有数[件]	-1.800 (0.585)	-6.174 (0.553)
研究開発費増加率[pt]	-1.114 (0.100)	-
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	47	47

() 内はp値、*** : $p<0.01$, ** : $p<0.05$, * : $p<0.1$

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

コロナ前の平成29年度の改正に対する分析も行ったが、統計的に有意な結果は得られなかった

2 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（対象期間の変更）：概要

処置群	平成29（2017）年度に中小型を適用した事業者	
対照群	平成29（2017）年度に研究開発を行ったが、中小型を適用せず、処置群と企業規模が類似している事業者	
	改正年度の効果 （平成29（2017）年度）	改正翌年度の効果 （平成30（2018）年度）

アウトカム

研究開発費[百万円]	2.205 (0.772)	8.409 (0.484)
売上高研究開発費比率[pt]	0.001 (0.682)	-0.000 (0.896)
特許所有数[件]	0.378 (0.811)	4.000 (0.289)
研究開発費増加率[pt]	0.779 (0.479)	-

サンプルサイズ*

処置群	44	44
対照群	44	44

() 内はp値、*** : $p < 0.01$, ** : $p < 0.05$, * : $p < 0.1$

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

一般型と比較した分析も行ったが、統計的に有意な結果は得られなかった

3 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（一般型との比較x企業規模によるPSM）：概要

処置群	令和3（2021）年度に中小型を適用した事業者	
対照群	令和3（2021）年度に研究開発を行ったが、本措置の適用対象外（資本金1億円超）の事業者	
	改正年度の効果 (令和3（2021）年度)	改正翌年度の効果 (令和4（2022）年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	4.957 (0.690)	-17.809 (0.110)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.003 (0.514)	-0.007 (0.108)
特許所有数[件]	-3.302 (0.342)	0.707 (0.837)
研究開発費増加率[pt]	0.947 (0.523)	
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	47	47

() 内はp値、*** : $p < 0.01$, ** : $p < 0.05$, * : $p < 0.1$

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

プロペンシティスコアマッチングを行わない分析も行ったが、統計的に有意な結果は得られなかった

4 差の差分析の結果（PSM無し）：概要

処置群	令和3（2021）年度に中小型を適用した事業者	
対照群	令和3（2021）年度に研究開発を行ったが、中小型を適用しなかった事業者	
	改正年度の効果 （令和3（2021）年度）	改正翌年度の効果 （令和4（2022）年度）
アウトカム		
研究開発費[百万円]	-13.440 (0.489)	-21.804 (0.101)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.003 (0.424)	-0.005 (0.588)
特許所有数[件]	-2.428 (0.229)	-1.545 (0.837)
研究開発費増加率[pt]	0.015 (0.959)	
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	247	240

() 内はp値、*** : $p < 0.01$, ** : $p < 0.05$, * : $p < 0.1$

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

自己資本金額を用いたプロペンシティスコアマッチングによる分析も行ったが、統計的に有意な結果は得られなかった

5 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（自己資本金額によるPSM）：概要

処置群	令和3（2021）年度に中小型を適用した事業者	
対照群	令和3（2021）年度に研究開発を行ったが、中小型を適用せず、処置群と自己資本金額が類似している事業者	
	改正年度の効果 （令和3（2021）年度）	改正翌年度の効果 （令和4（2022）年度）
アウトカム		
研究開発費[百万円]	7.277 (0.653)	-13.979 (0.272)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.003 (0.481)	-0.006 (0.223)
特許所有数[件]	-5.724 (0.169)	-10.425 (0.307)
研究開発費増加率[pt]	0.541 (0.598)	-
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	47	47

() 内はp値、*** : $p < 0.01$, ** : $p < 0.05$, * : $p < 0.1$

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

73 ※ただしp.61で記載したとおり、一部の業種・企業規模に偏ったデータを用いた分析となっているため、分析結果の信頼性は高くない

〇I型では、記述統計によって適用事業者の特徴を分析した後、プロペンシティスコアを用いた差の差分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した

PICODAを用いたリサーチデザインの整理

	分析パターン	
	①記述統計	②プロペンシティスコアを用いた差の差分析
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	平成31（2019）年度に〇I型を適用した事業者	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度 【平成31（2019）年度の改正】 ①特別試験研究費の範囲の見直し、控除上限の引上げ（5％→10％） ②研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の控除率の引上げ（20％→25％）	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成31（2019）年度に研究開発投資を行っているが、〇I型を適用していない事業者	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	- 資本金 - 従業員数 - 経常利益	- 研究開発費 - 売上高研究開発費比率 - 研究部門人数当たりの研究開発費 - 特許所有数 - 研究開発費増加率
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	- 民間企業の研究活動に関する調査（民研調査） - 経済産業省企業活動基本調査（企活）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、租特を適用した事業者の特徴分析	プロペンシティスコアを用いた差の差分析による因果推論

OI型に関連する既存データのうち、企活と民研調査を活用する方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

 : 今回利用したデータ

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
経済産業省企業活動基本調（企活）	公的統計（基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業* 頻 度： 年次	法人番号、資本金額又は出資金額、従業員数、経常利益、売上高、研究費 等
民間企業の研究活動に関する調査（民研調査）	公的統計（一般統計：全数調査）	文部科学省	調査対象：総務省「科学技術研究調査」において、社内で研究開発活動を行っていると回答した資本金1億円以上の企業 頻 度： 年次	資本金額、売上高、正社員数、租特適用有無（一般型・OI型）、適用金額、研究費、研究員数 等
科学技術研究調査	公的統計（基幹統計：標本調査）	総務省	調査対象：資本金又は出資金が1,000万円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等 頻 度： 年次	資本金額、売上高、従業員数、研究費、研究員数 等
研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査	担当部局等が実施するアンケート調査（公的統計以外のもの）	経済産業省	調査対象：研究開発に関する民間開示データをもとに、研究開発投資額上位2,000社程度 頻 度： 年次	売上高、従業員数、租特適用有無（一般型・中小型・OI型）、研究費、研究員数 等

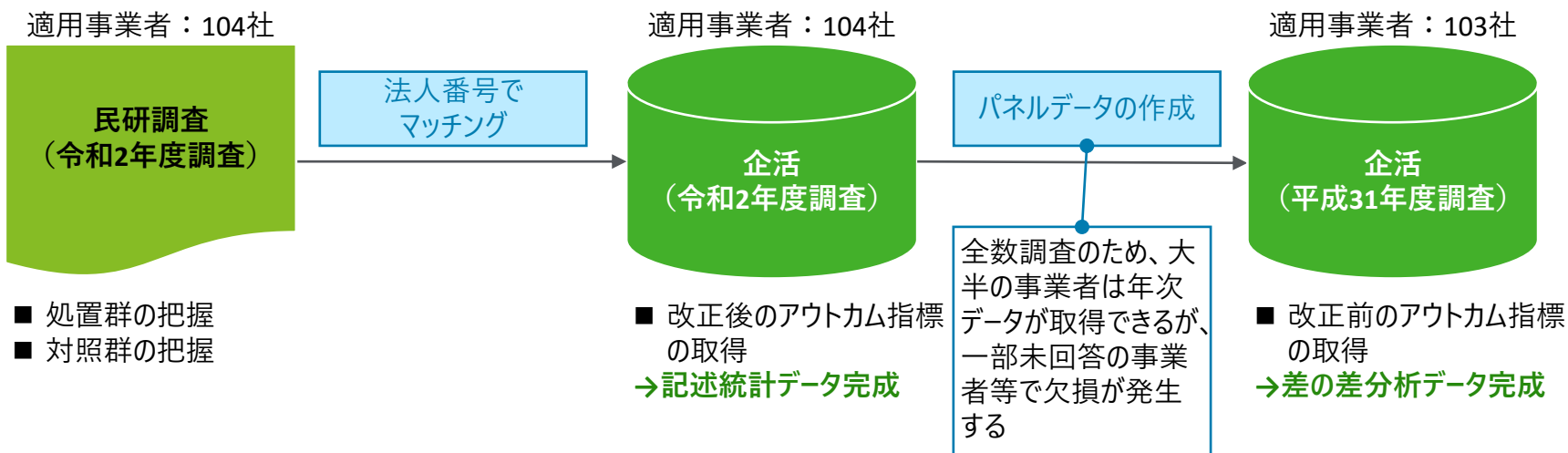
データの活用方針

- 分析に当たっては、資本金や研究開発費等のデータを取得する必要があると判断し、検討を行った
- 検討の結果、民研調査を用いて適用有無を識別した上で、法人番号を用いて全数調査の企活と接続してパネルデータを作成する方針とした
- なお、科学技術研究調査は、本措置の適用有無を把握できず、また標本調査でパネルデータを作成できないため、本調査では活用しない方針とした
- また、研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査については、他府省等への外部提供は利用目的外であるため、本調査では活用しない方針とした

〇I型の分析については、民研調査と企活からデータセットを作成し、記述統計とプロペンシ ティスコアを用いた差の差分析に使用した

データの接続方法

接続イメージ



処置群・対照群の定義

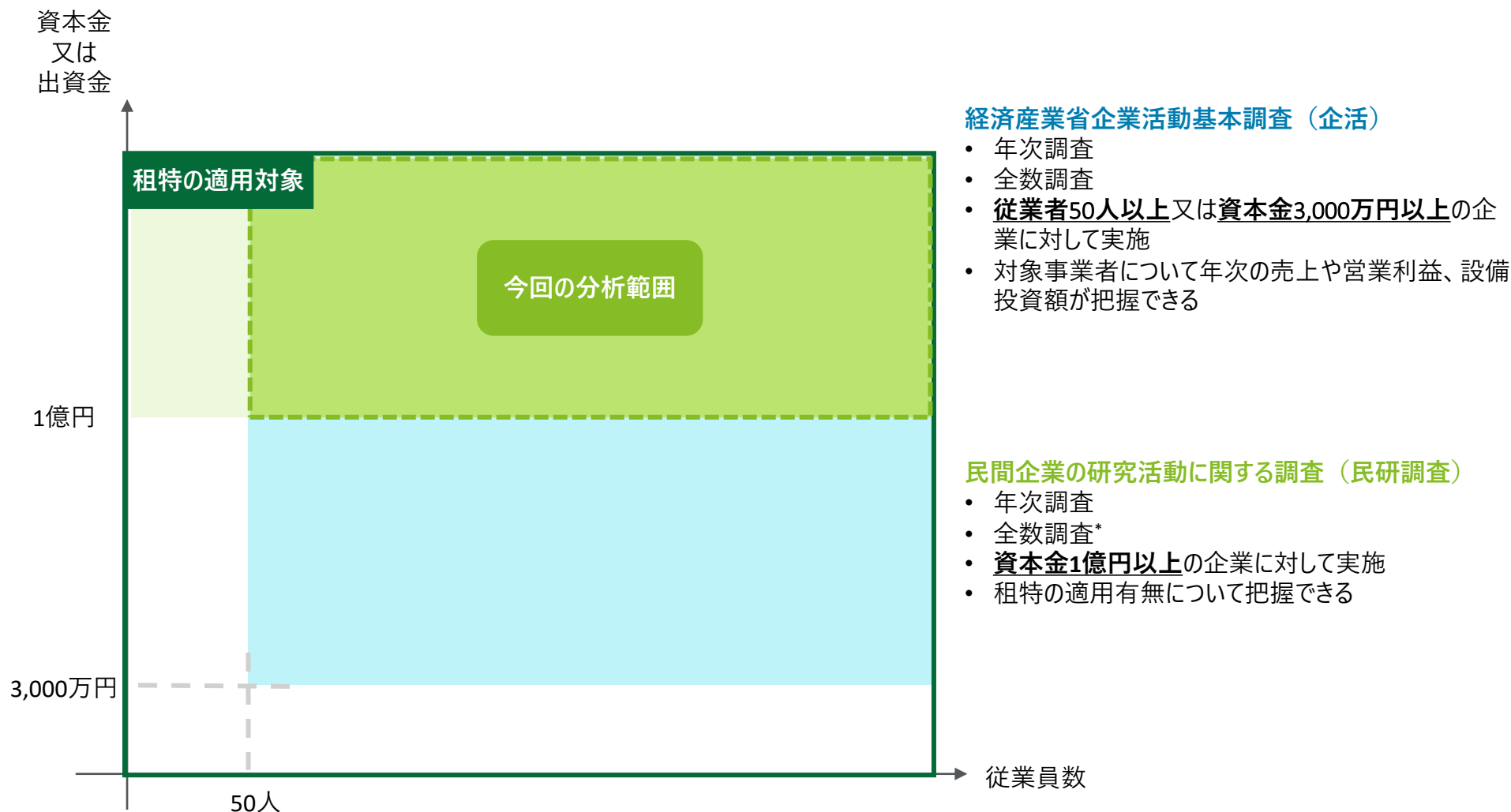
処置群	令和2（2020）年度の民研調査で平成31（2019）年度に「特別試験研究費の額に係る税額控除制度（「オープンイノベーション型」）を利用した」と回答しており、平成31（2019）年度及び令和2（2020）年度の企活にも回答している事業者
対照群	令和2（2020）年度の民研調査で平成31（2019）年度に「特別試験研究費の額に係る税額控除制度（「オープンイノベーション型」）を利用しなかった」と回答しており、平成31（2019）年度及び令和2（2020）年度の企活にも回答している事業者

【注意点】
下記の点を踏まえ、分析結果の解釈には一定の留意が必要である

- 民研調査では、単年度の適用有無しか把握できないため、対照群には直近（前年度等）に〇I型を適用した事業者が含まれている可能性がある

分析で使用した民研調査・企活はそれぞれ対象範囲が異なっており、分析で使用した〇I型の適用事業者のサンプルにはバイアスがあるため、分析そのものに限界がある

データの捕捉範囲（イメージ）



本調査では、主に企活のデータ項目からアウトカム、説明変数、プロペンシティスコアマッチング（PSM）に使用する変数を取得した

分析に使用したデータ項目一覧

データ項目	出典	アウトカム	説明変数	PSM	備考
法人番号	民研調査「法人番号」企活「法人番号」				データセットの作成に利用
租特適用有無	民研調査「特別試験研究費の額に係る税額控除制度（「オープンイノベーション型」）利用の有無」		●		
資本金	企活「資本金額」			●	
経常利益	企活「経常利益」			●	
従業員数	企活「正社員正職員数」			●	
自己資本金額	算出（企活「資本金額」+企活「資本剰余金」+企活「利益剰余金」+企活「自己株式」）			●	
研究開発費	算出（企活「自社研究費」+企活「委託研究費」）	●			
売上高研究開発費比率	算出（企活「売上高」/企活「研究開発費」）	●			
研究部門人数当たりの研究開発費	算出（企活「研究開発費」/企活「研究開発部門従業員数」）	●			
特許所有数	企活「特許所有数」	●			
研究開発費増加率	算出（企活「研究開発費」）	●			前年度からの増加分を算出

本分析は、公的統計を用いて分析を実施したが、一部の租特適用事業者についてデータが取得できず、分析結果自体の信頼性は高くないことに留意する必要がある

本分析の前提と制約

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析

- ・ 民研調査（令和2（2020）年度）と、企活（令和2（2020）年度）を接続したデータを用いて分析を実施した
- ・ 分析可能なデータの範囲では、企業規模が大きい事業者が積極的に本措置を活用している

プロペンシティスコアを用いた差の差分析

- ・ 民研調査（令和2（2020）年度）と、企活（平成31（2019）年度、令和2（2020）年度）を接続したデータを用いて、平成31（2019）年度の改正による効果を分析した
- ・ 分析の結果、統計的に有意な結果は得られなかった
- ・ 対照群の変更を行い、追加的に分析を実施した結果、売上高研究開発費比率において一部で統計的に有意な影響が示唆されたが、その効果は小さい。また、他の指標については統計的に有意な結果は得られなかった

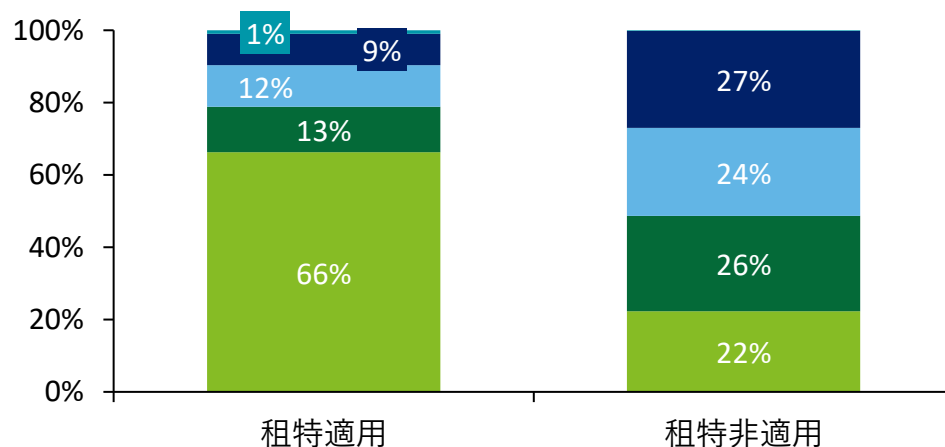
分析の限界点

- ・ 民研調査や企活の調査対象範囲と租特の適用対象範囲が一致していないことから、一部の業種・企業規模に偏ったデータを用いた分析となっている
- ・ また、本措置は創設から長期間が経過しているため、①本措置の存在が既に企業行動に織り込まれている可能性が高く、本措置そのものの効果を分析することが難しいこと、②データの制約上、近年の改正が分析対象となるが、改正が大きなものではない場合、統計的に有意な結果が確認できない可能性が高いといった問題が存在する
- ・ 上記を前提に定量的分析を実施しているため、分析結果の信頼性は十分でなく、今回の分析結果は本措置の効果を正確に測定できているものとは言い難い

分析可能なデータの範囲では、租特適用事業者は資本金50億円以上の事業者が最も多く、資本金が大きい事業者が租特を適用している

資本金の分布

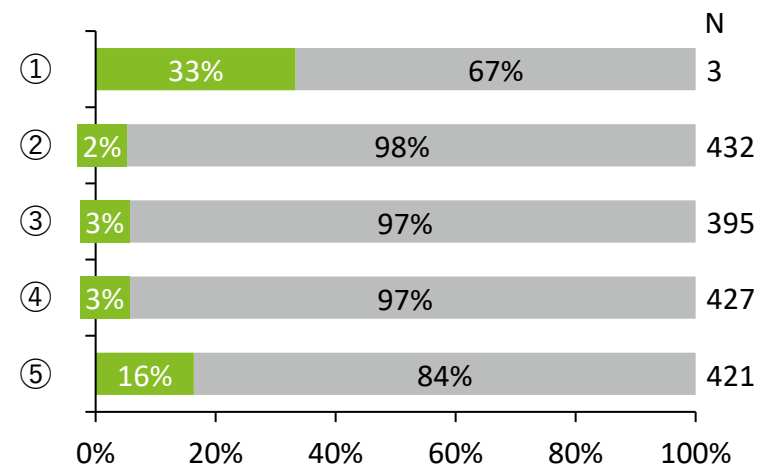
租特適用別の資本金区分別割合



- ① 1億円未満
- ② 1億円以上～3億円未満
- ③ 3億円以上～10億円未満
- ④ 10億円以上～50億円未満
- ⑤ 50億円以上

件数	104	1,574
平均値 [百万円]	68,880.04	6,731.98
標準偏差	165,764.20	25,281.20

資本金区分別の租特適用割合



■ 租特適用 ■ 租特非適用

■ 傾向

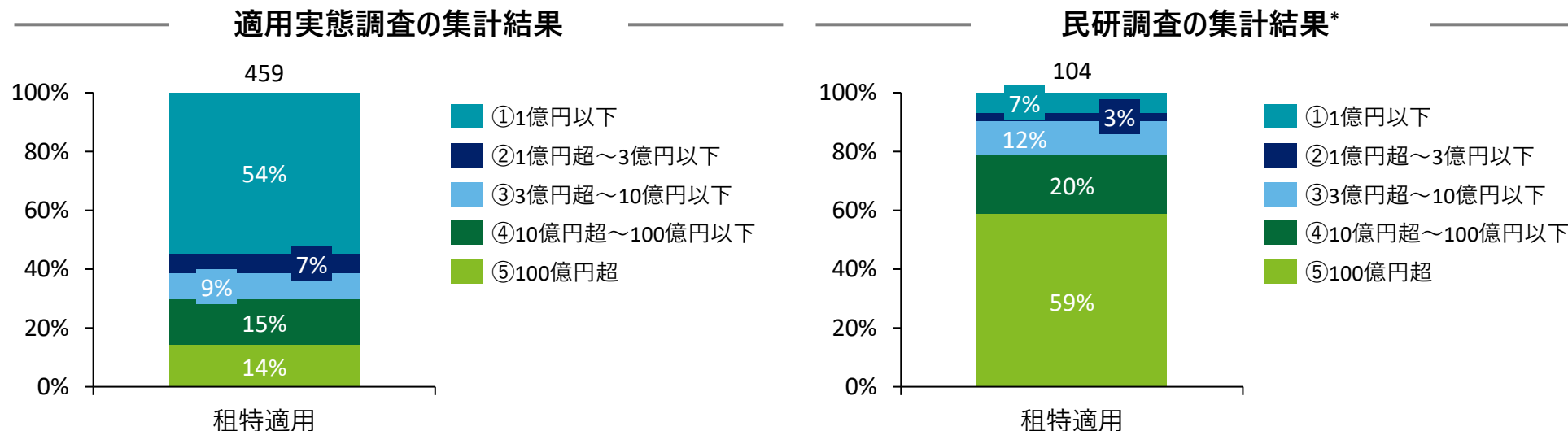
- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本金の平均が大きく、租特適用事業者の66%は、50億円以上の事業者である
- 資本金区分別で比較しても、50億円以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい（1億円未満の事業者においても適用事業者の割合は大きい、該当する母数が少ない）

■ 示唆

- 分析可能なデータの範囲では、資本金が大きい事業者が積極的に租特を適用している

適用実態調査では、資本金1億円以下の事業者が租特適用事業者の54%を占め、分析に用いた民研調査の集計結果と異なるため、本分析結果の解釈には留意が必要である

【参考】適用実態調査で確認した資本金の分布



*実態調査の集計区分に合わせ、前頁とは集計区分を変更している



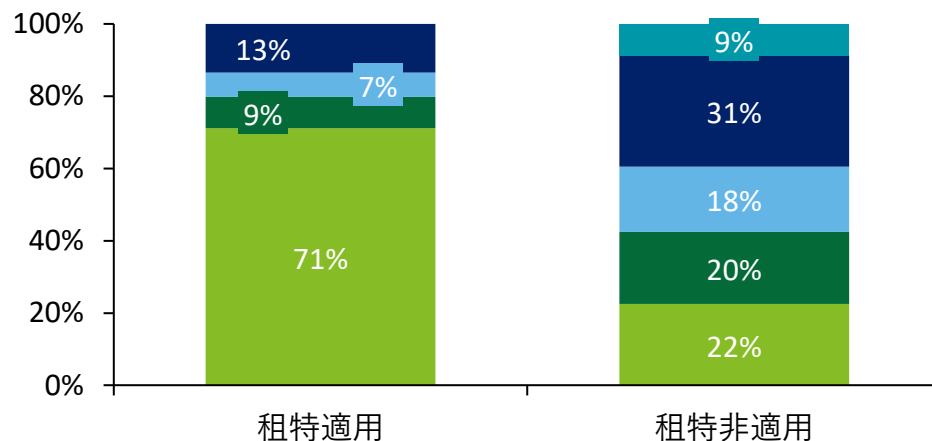
ポイント

- 令和2（2020）年度の適用実態調査では、資本金1億円以下の事業者が租特適用事業者の54%を占めているが、分析で使用している民研調査のデータでは資本金100億円超の事業者が租特適用事業者の59%を占めており、適用実態と分布が異なっている
- 後続の分析結果について、使用したデータでは、実態よりも大規模な事業者の割合が大きいことに留意する必要がある

分析可能なデータの範囲では、租特適用事業者は1,000人以上の事業者が最も多く、従業員数が多い事業者が租特を適用している

従業員数の分布

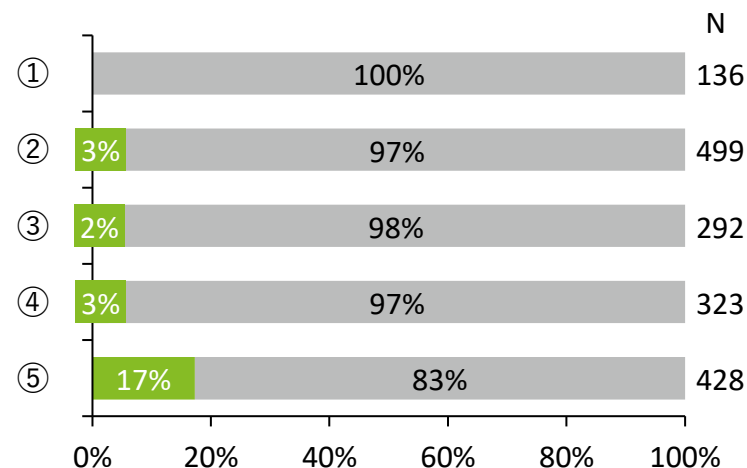
租特適用別の従業員数区分別割合



- ①100人未満
- ②100人以上～300人未満
- ③300人以上～500人未満
- ④500人以上1,000人未満
- ⑤1,000人以上

件数	104	1,574
平均値 [人]	5,824.23	929.64
標準偏差	10,755.29	2,587.36

従業員数区分別の租特適用割合



■ 租特適用 ■ 租特非適用

■ 傾向

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、従業員数の平均が大きく、租特適用事業者の71%が1,000人以上の従業員数を擁している
- 従業員数区分別で比較しても、1,000人以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい

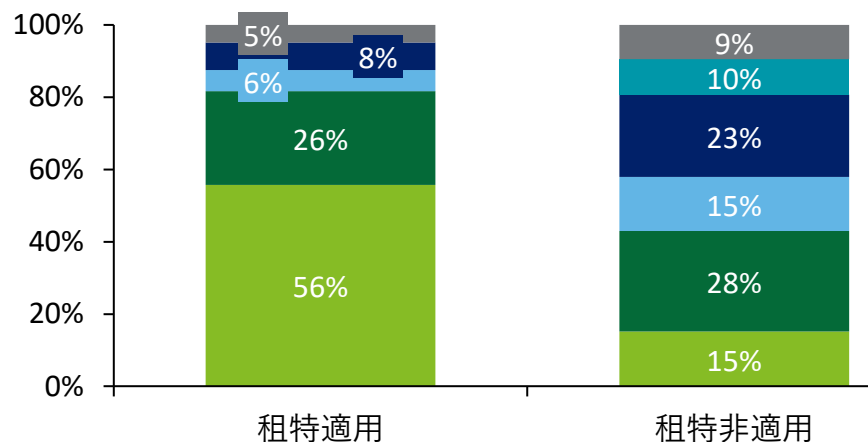
■ 示唆

- 分析可能なデータの範囲では、従業員数が多い事業者が積極的に租特を適用している

分析可能なデータの範囲では、租特適用事業者は、非適用事業者と比較して経常利益の平均額が大きく、経常利益が高い事業者が積極的に租特を適用している

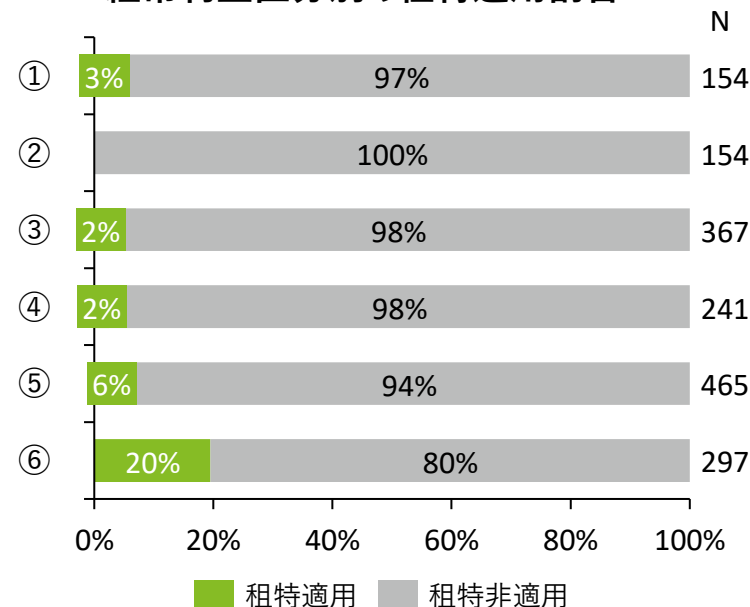
経常利益の分布

租特適用別の経常利益区分別割合



件数	104	1,574
平均値 [百万円]	42,065.17	3,516.65
標準偏差	1,749,015.00	12,869.08

経常利益区分別の租特適用割合



■ 傾向

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、経常利益の平均が大きく、適用事業者の56%は、経常利益が50億円以上である
- 資本金区分別で比較しても、50億円以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい

■ 示唆

- 分析可能なデータの範囲では、経常利益が高い事業者が積極的に租特を適用している

プロペンシティスコアマッチングの変数を変えて2つの分析を実施した結果、売上高研究開発費比率のみ統計的に有意な影響が示唆されたが、その効果は小さい

プロペンシティスコアを用いた差の差分析の分析内容・結果まとめ

1 OI型非適用と比較+企業規模でPSM（ベースとなる分析）

- 対象：平成31（2019）年度の改正
- 処置群：OI型の適用事業者
- 対照群：OI型非適用かつ処置群と類似した事業者

2 OI型非適用と比較+自己資本金額でPSM

- 対象：平成31（2019）年度の改正
- 処置群：OI型の適用事業者
- 対照群：OI型非適用かつ自己資本金額が処置群と類似した事業者

分析結果

- 売上高研究開発費比率は一部で統計的に有意な影響が示唆されたが、その効果は小さい

示唆

- 本措置は創設から長期間が経過しており、改正による大きな効果は出ていない可能性がある
- 下記の理由から、正しく効果が推定されていない可能性がある
 - ・ 民研調査のデータは、実態よりも大規模な事業者の割合が大きく、分析結果にバイアスが生じている
 - ・ 研究開発税制全体として完全に適用要件自体を満たせない事業者は多くないことが想定され、いずれのアプローチも「あえて適用しない」事業者によるバイアス（自己選択バイアス）が発生している可能性も考えられる

平成31年度の改正について、企業規模を用いたプロペンシティスコアマッチングによる分析を行ったところ、統計的に有意な結果は得られなかった

1 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（企業規模によるPSM）：概要

処置群	平成31（2019）年度にOI型を適用した事業者	
対照群	平成31（2019）年度に研究開発を行ったが、OI型を適用せず、処置群と企業規模が類似している事業者	
	改正年度の効果 （平成31（2019）年度）	改正翌年度の効果 （令和2（2020）年度）
アウトカム		
研究開発費[百万円]	-1,449.738 (0.467)	3,173.406 (0.220)
売上高研究開発費比率[pt]	0.010 (0.314)	0.005 (0.198)
研究部門人数当たりの研究開発費[百万円]	-2,125.938 (0.123)	-1,929.714 (0.143)
特許所有数[件]	365.977 (0.152)	-177.732 (0.660)
研究開発費増加率[pt]	-2.432 (0.301)	-
サンプルサイズ*		
処置群	103	101
対照群	103	101

() 内はp値、*** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

85 ※ただしp.79で記載したとおり、一部の業種・企業規模に偏ったデータを用いた分析となっているため、分析結果の信頼性は高くない

自己資本金額を用いたプロペンシティスコアマッチングによる分析も行ったところ、有意水準10%ではあるが、翌年度の売上高研究開発費比率に影響がある可能性が示唆された

2 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（自己資本金額によるPSM）：概要

処置群	平成31（2019）年度にOI型を適用した事業者	
対照群	平成31（2019）年度に研究開発を行ったが、OI型を適用せず、処置群と自己資本金額が類似している事業者	
	改正年度の効果 （平成31（2019）年度）	改正翌年度の効果 （令和2（2020）年度）
アウトカム		
研究開発費[百万円]	-1,480.718 (0.454)	2,691.980 (0.296)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.004 (0.328)	0.006* (0.098)
研究部門人数当たりの研究開発費[百万円]	-1,971.732 (0.131)	-2,299.270 (0.127)
特許所有数[件]	118.371 (0.425)	105.586 (0.686)
研究開発費増加率[pt]	-2.153 (0.300)	-
サンプルサイズ*		
処置群	103	101
対照群	103	101

() 内はp値、*** : $p<0.01$, ** : $p<0.05$, * : $p<0.1$

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

現状、適用前の状況や対照群の状況等、分析に利用できたデータもあったが、租特を適用できる可能性がある事業者を正確に捕捉する上ではサンプルに大きなバイアスが存在する

データ整理の状況

	現状	達成状況
1 租特適用事業者の特定	△	公的統計によって一部の適用事業者を把握できているが、公的統計の対象範囲が本措置の対象層と乖離しているため、バイアスが生じている
2 租特適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	公的統計によって一部の適用事業者のアウトカム指標を取得できているが、公的統計の対象範囲が本措置の対象層と乖離しているため、バイアスが生じている
3 租特非適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	公的統計によって一部の非適用事業者を把握できているが、一般型、中小型、OI型の適用事業者がそれぞれ別の公的統計データであるため、研究開発税制全体としての非適用事業者の状況（各型の一方では適用・一方では非適用）が正しく把握できない*
4 租特適用事業者の租特改正前のデータの取得	△	改正後のアウトカム指標が取得できている適用事業者については、適用前のアウトカム指標も取得できているが、租特改正後のデータと同様、公的統計の対象範囲が本措置の対象層と乖離しているため、バイアスが生じている
5 租特非適用事業者の租特改正前のデータの取得	△	改正後のアウトカム指標が取得できている非適用事業者については、適用前のアウトカム指標も取得できているが、租特改正後のデータと同様、一般型、中小型、OI型の適用事業者がそれぞれ別の公的統計データであるため、研究開発税制全体としての非適用事業者の状況（各型の一方では適用・一方では非適用）が正しく把握できない*
6 租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	○	改正前後のアウトカム指標が取得できている適用事業者・非適用事業者については、分析モデルに組み込むことで制御が期待できる資本金や従業員数、経常利益等のアウトカムに影響を与え得る指標も取得できている

【参考】データ整理のフレームワーク

	改正前	改正後
適用事業者	4	2
非適用事業者	5	3

既にデータ項目の面では有用な項目を概ね取得できる状態であるが、サンプルのバイアスが大きいいため、いかにバイアスを解消していけるかが今後に向けた課題と考えられる

今回は公的統計を活用して事業者単位で本措置の適用有無を確認したが、公的統計の対象外である事業者は把握できておらず、よりカバーできる仕組みを目指すことが望ましい

分析課題と対応案（1/2）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	適用有無に関するデータのバイアス	経済産業省において本措置に関連するアンケート調査が実施されているものの、他府省等への外部提供は利用目的外として本効果検証では利用できず、公的統計のみを用いて適用有無を確認した。そのため、特にOI型では資本金1億円以下の事業者における適用有無が把握できておらず、分析結果にこれらの事業者への影響が含まれていない ^{*1}	一般型・中小型・OI型全ての適用有無を把握でき、かつ、適用実態の把握においてバイアスが生じないよう、調査対象範囲が本措置の適用要件を持つ事業者を内包（中小型の場合は、資本金1億円未満の事業者全体が調査対象となる）するようなデータの整備が望ましい。また、既存アンケート調査によってカバーする場合は、アンケート調査結果を外部の効果検証にも利用できるよう、利用目的としてその旨を明示することが望ましい^{*2}
2		非適用事業者に含まれる他類型の適用事業者	中小型は中小実、OI型は民研調査にて本措置の適用有無を把握したが、中小実と民研調査は母集団が異なる標本調査であり、両方に回答している事業者が非常に少なく、両方を適用している事業者の捕捉ができなかった。また、例えば中小型について、対照群から一般型・OI型を適用している事業者を除外できなかったことで、適切な比較対象を設定した分析をできていない可能性がある	
3		パネルデータのバイアス	効果検証のデータセットとして、企活を元に作成したパネルデータを活用したが、企活の対象外である資本金3,000万円未満・従業員50人未満の事業者がデータセットには含まれないことから、それらの事業者に対する効果は分析できなかった。そのため、分析結果にこれらの事業者への影響が含まれていない	現状において、年次の全数調査である企活はパネルデータ作成に適したデータであることには変わりなく、引き続き活用しつつも、捕捉できない範囲のデータがあるため、企活の調査対象外である資本金が3,000万円未満等の事業者に対して、調査対象の資本金3,000万円以上等の事業者と同様の政策の効果が出ているか、ヒアリング調査を基に判断する等、分析結果は丁寧に解釈する

^{*1} 中小型においても、従業員300人超の事業者における適用有無が把握できないというバイアスが発生しているが、中小型については#3のパネルデータのバイアスが大きく、むしろ企業規模が小さい事業者への影響が含まれないという問題の方が大きかった

^{*2} 中小企業庁では、企業からの補助金等の申請データの利活用について、「中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー」を定めて運用している（https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/）

また、正確な効果検証を行う上ではデータの整備状況だけでなく、制度の性質や改正のインパクトの程度も考慮する必要がある

分析課題と対応案（2/2）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
4	データ	効果の切り分け	今回活用した公的統計の範囲では過去の租特適用有無が把握できないため、適用事業者・非適用事業者の中には、例えば前回の改正時に本措置を適用したことがある事業者も含まれる可能性が高く、推定された効果から過去の適用による効果を排除できなかった	中長期的には、部局で保有する業務データ等から租特適用事業者を全数かつ年次で把握し、法人番号等で公的統計と接続できることが望ましい
5	制度	自己選択バイアス	本分析では非適用事業者を単純に対照群と扱って分析したが、非適用事業者には、本措置の適用要件を満たしているが、税制メリットと煩雑な税務申告事務手続（OI型）を比較衡量し、あえて適用しないという選択をする事業者（自己選択バイアス）が存在する可能性や、研究開発を行っているが経常利益が赤字であるため適用されないといったバイアスを排除できず、正しい効果が推定されていない可能性も考えられる	- 現状では特に一般型・中小型は同時に改正されることが多いが、大規模な改正のタイミングがずれる場合は、改正の影響がある措置の対象事業者を処置群、影響がない措置の対象事業者を対照群として分析できる - 特定の業種や規模の事業者へのインパクトが大きい改正が実施された際は、インパクトが大きい事業者を処置群、その他事業者を対照群とする分析も可能と考えられる - 自己選択バイアスや、租特の適用要件以外の要因によって適用不可となるバイアスがある場合は、そのバイアスが分析結果にどのように作用している可能性があるかを考慮し、分析結果を解釈することが重要である
6		改正のインパクト	今回の分析対象となる改正が比較的小さなものであり、アウトカム指標への影響が小さかったため、今回の検証では統計的に有意な結果がほぼ得られなかった	- 差の差分析等、因果推論による効果検証は、大きな改正でない限り、統計的に有意な結果が出ない場合もある - 大きな改正が予定された際には、ランダムに抽出された事業者に対して改正前のデータを事前取得しておく等、効果検証に向けた準備も同時に行うことが望ましい - 現状は因果推論による効果検証には限界があることから、企業規模や業種等、特定の属性の事業者に限定した分析等によって、特にどのような層で効果が大きいかな等を確認することも有効と考えられる

4.船舶に係る特別償却制度

本措置は、その創設から70年以上経過しており、令和5年度の適用件数は72件、適用総額は約866億円となっている

本措置の概要

海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度

分野	■ 政策目標区分			直近適用実績 (法人)	令和3 (2021) 年度			令和4 (2022) 年度			令和5 (2023) 年度					
	3：地球環境の保全				適用件数			47			67			72		
	6：国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化				適用法人数			47			67			72		
					適用総額（億円）			653.3			755.1			886.2		
法的根拠	租税特別措置法43条			期間	昭和26（1951）年度～ 令和7（2025）年度											
					出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7.2月国会提出） ※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数											

現行（令和6年度）の措置内容	■ 青色申告書を提出する法人で、政令で定める海上運送業 ^{*1} を営むものが、特定船舶 ^{*2} を取得等した場合は、船舶の区分に応じて特別償却 ^{*3} を行うことができる					
	^{*1} 海洋運輸業、沿海運輸業、船舶貸渡業が該当する					
	^{*2} 特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める以下の船舶のうち国土交通大臣が指定するもので、下表に掲げるものをいう					
	① 海洋運輸業の用に供される船舶（国際総トン数が1万t以上で、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるものを除く）					
	② 沿海運輸業の用に供される船舶（総トン数が500t以上で、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるものを除く）					
	^{*3} 以下の区分に応じて特別償却率が定められている ^{*4, 5} 環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの					
	種類	船舶の区分	環境負荷低減能力	日本船舶	外国船舶	事前認証
	外航船舶環境低負荷船	一 認定外航船舶確保等計画に従って取得等された本邦対外船舶運航事業用船舶（日本オペ運航）	特定先進船舶 ^{*4}	32%	30%	要
			特定先進船舶以外	29%	27%	
		二 認定外航船舶確保等計画に従って取得等された①以外の外航船舶（外国オペ運航）	特定先進船舶	30%	28%	
			特定先進船舶以外	27%	25%	
		三 その他の外航船舶	特定先進船舶	20%	18%	不要
			特定先進船舶以外	17%	15%	
	内航船舶環境低負荷船	四 内航船舶環境低負荷船	高度環境低負荷船 ^{*5}		18%	
			環境低負荷船		16%	

出所：点検結果報告書（令和4（2022）年度）、

“令和5年度税制改正後の海運関係税制一覧”。一般社団法人日本船主協会、https://www.jsanet.or.jp/seisaku/pdf/seisaku_zei/r05_itiran.pdf（令和6年5月8日参照）

本措置については、前年度・翌年度に改正がない年度として、平成29年度、平成31年度及び令和3年度が差の差分析に適していると考えられる

改正の経緯（平成29年度～令和6年度）

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無	有	－	有	－	有	－	有	－
前年度からの主な改正内容	【外航】 - 縮減・延長（環境負荷低減要件の引き上げ） 【内航】 - 延長 - 拡充（内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては18%に引き上げ） - 縮減（バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化）		【外航】 - 拡充・縮減・延長（拡充：先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を追加、縮減：環境負荷低減船の償却割合を引き下げ。） 【内航】 - 縮減・延長（船首方位制御装置を必須要件化）		【外航】 - 縮減・延長（環境負荷低減要件の引き上げ、追加） 【内航】 - 縮減・延長（匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300トン以上2000トン未満の船舶に「衛星航法装置（GPS）」の装置を必須化等の設備要件見直し）		【外航】 - 経済安全保障に資する要件を満たす先進船舶又は環境負荷低減船について、特別償却率を日本オペレーター向けは12%、海外オペレーター向けは10%引き上げる。 【共通】 - その他、要件を一部見直した上で、3年間延長する。	
上記改正の主な目的	環境負荷低減船舶の建造促進を図るため		- 環境負荷低減船舶の建造促進を図るため - 我が国海事産業の国際競争力を確保するため		我が国海事産業の国際競争力の強化を図るべく、環境負荷低減に資する船舶やIoT技術等の最新技術を活用した先進船舶の導入促進を図るため		我が国の国民生活と経済活動を支える国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立のため	

内航船舶のアウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「特定船舶の増加」が考えられ、測定指標として「特定船舶の隻数」を設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

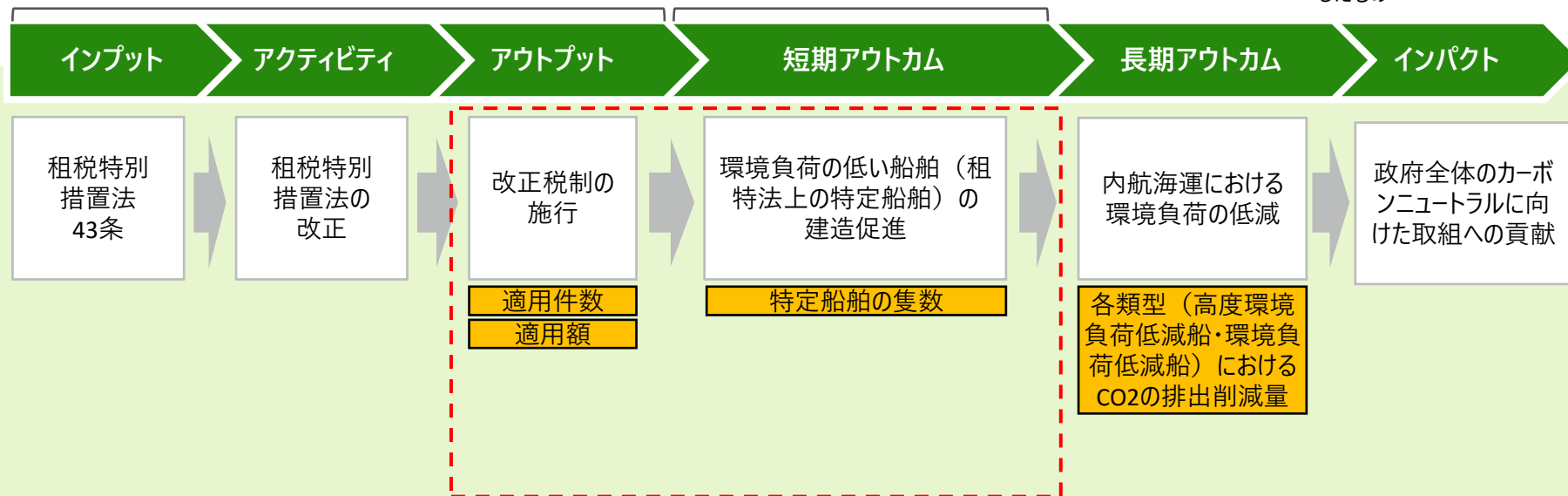
- **政策目的**：国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減や内航海運におけるカーボンニュートラル推進への要請に応えるため、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。
- **租税特別措置等の達成目標**：内航海運における環境負荷の低減を目指す。
- **測定指標**：特定船舶の隻数
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：内航船舶にあっては、環境負荷低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷低減に寄与する。

ロジックモデル



測定指標候補

※ 今回の分析を行うに当たり、
試行的に測定指標を仮置き
したもの



外航船舶のアウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「特定船舶の増加」が考えられ、測定指標として「特定船舶の隻数」を設定した

想定されるロジックモデル

参照情報

点検結果報告書（令和4（2022）年度）より

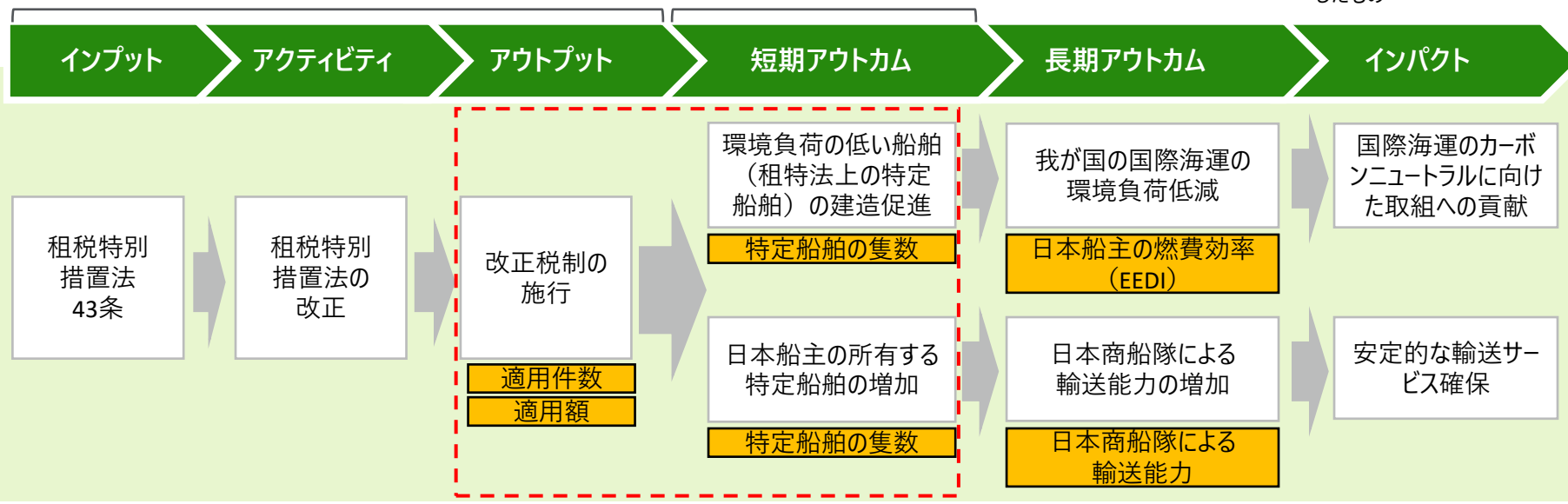
- 政策目的：国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減の要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。
- 租税特別措置等の達成目標：外航船舶は、燃費効率の上昇を目指すとともに、日本商船隊の輸送能力を増やし、先進船舶を増加させることを目標とする。
- 測定指標：特定船舶の隻数
- 政策目的に対する租税特別措置等の寄与：外航船舶にあつては、エネルギー効率のよい船舶の建造・整備の促進、安定的な国際海上輸送の確保、オペレーターの競争力強化に寄与する。

ロジックモデル



測定指標候補

※ 今回の分析を行うに当たり、
試行的に測定指標を仮置き
したもの



海運業は、国内の港と海外の港及び海外の港間を運航する外航海運と、国内の港間を運航する内航海運に区分される

海運業の区分

海運業

外航海運

国内の港と海外の港
及び海外の港間を運航

○貨物事業（外航貨物事業者：178者）

- ・我が国の貿易量（輸出入合計）の99.6%が海上輸送。うち、66.2%が日本商船隊が輸送。

定期：コンテナ船※

不定期：タンカー、自動車専用船 等

※現在、最大船型は約2万TEU級

○旅客事業（外航旅客事業者：7者）

定期：フェリー

不定期：クルーズ船

内航海運

国内の港と港を運航

○貨物事業（内航貨物事業者：2,812者）

- ・国内貨物輸送の約4割（トンキロベース）を担う。

定期：コンテナ船、RORO船※

不定期：タンカー、一般貨物船

※ ロールオン・ロールオフの略。

荷物を積んだトラック等が自走で乗り込むことができる貨物船

○旅客事業（内航旅客事業者：917者）

定期：フェリー、離島航路

不定期：遊覧船、クルーズ船

※1 旅客事業：旅客船により、人を運送する事業

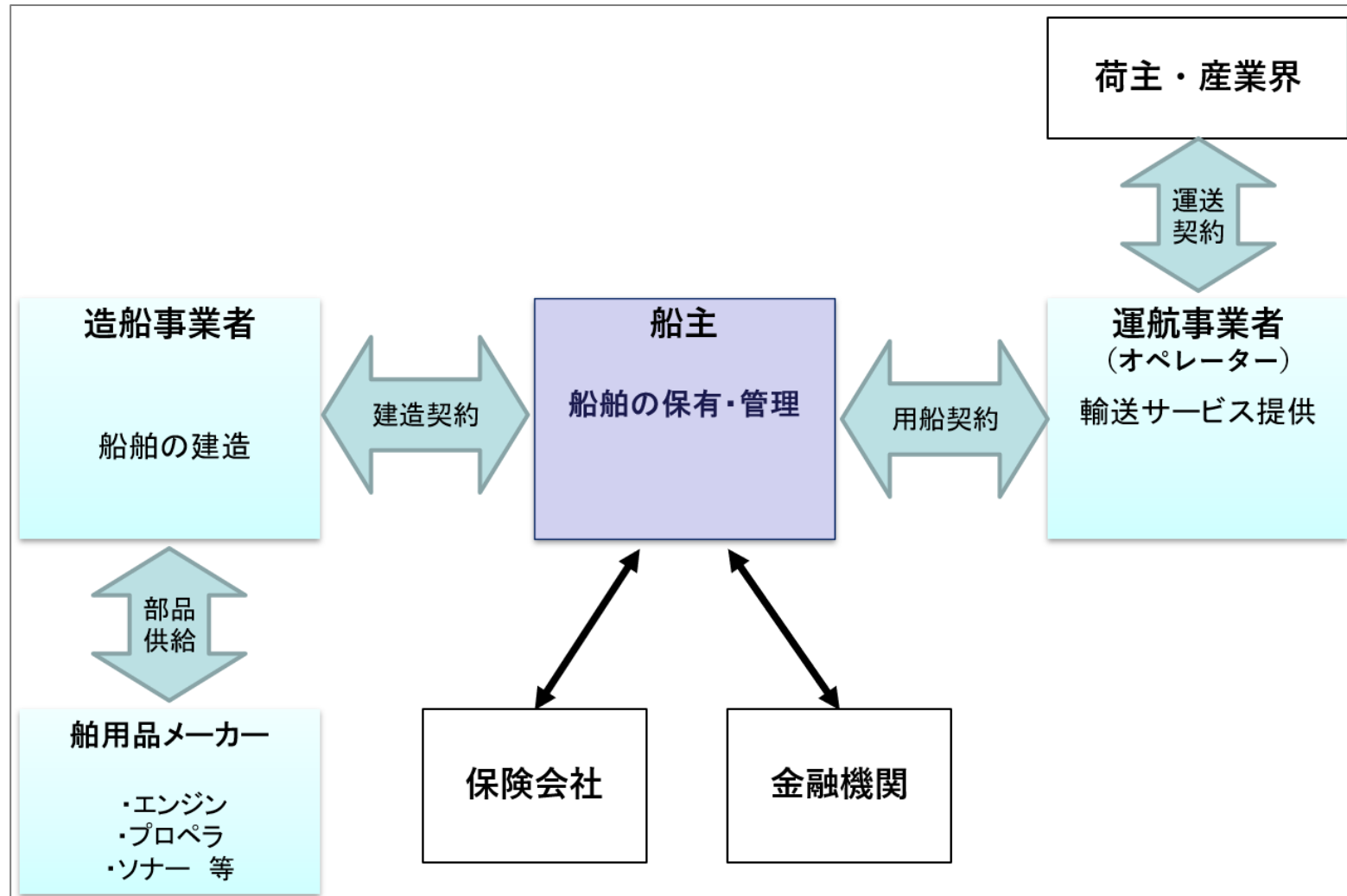
※2 貨物事業：貨物船により、物を運送する事業

※3 TEU：20フィートで換算したコンテナ個数を表す単位

※4 事業者数について、外航海運関係は、2025.3.1現在
内航海運関係は、2023.4.1現在

本措置の対象者である船主は、船舶の保有や管理を行っており、船主が造船事業者と建造契約を結び取得した船舶を、用船契約を結んだ運航事業者が運航している

海運に関わる関係者図



本調査にて使用する、本措置の関連用語を下記にて整理した

本措置の関連用語

用語	定義
EEDI	一定条件下で、1トンの貨物を1マイル運ぶのに排出すると見積もられるCO2グラム数
IMO番号	IMO(国際海事機関) が付与する船舶識別番号
船種	船舶の種類。特に貨物船においては貨物の種類によって様々なタイプに分かれている
総トン数	船舶の大きさ（容積）
航海距離	船舶の走行距離

< 内航船舶の船種の概要*（例） >

<RORO船>  自走でトレーラーを積み上げる荷役方式で、新聞用巻き取り紙、生鮮食料品、日用雑貨品などがドア・ツアードアで海陸一環輸送されている。	<一般貨物船>  内航貨物船の標準的な船型で、いろいろな貨物に対応した汎用性のある艀内構造になっている。	<セメント専用船>  セメント製品の輸送は、ベルトコンベア方式や、圧送式の自動荷役装置が装備されており、粉塵防止対策も考慮され専用船化されている。	<石灰石専用船>  鉄鋼やセメントの原料に使われる石灰石を大量かつ効率的に運ぶため、ベルトコンベア方式の荷役装置大型を装備したのぼら積み専用船が用いられている。
<自動車専用船>  自動車を効率的にはこぶため、多層構造になっているのが特徴。自動車はドライバーによって艀内に自走して積み揚げされる。	<コンテナ船>  定期航路に就航し、国内コンテナを輸送するコンテナ船と輸出入コンテナをフィダーサービス(国内二次輸送)するコンテナ船がある。	<油送船>  石油製品をはこぶ油送船には、重油用の黒油船(ダーティ・タンカー)とガソリン、ナフサ、灯油、軽油など用の白油船(クリーン・タンカー)がある。	

特別償却制度は船主向けの税制であり、新技術を導入した環境性能の高い船舶の建造と、国内船主による安定的な船舶の保有の促進が目的である

海事関係税制の概要

トン数標準税制(オペ向け)

日本船舶・準日本船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択を可能とし、課税負担を平準化するもの

利益の変動に左右されず安定的・計画的な船舶投資を促進

【期限】R5.4.1～R10.3.31

登録免許税(オペ・船主向け)

国際船舶の所有権保存登記・抵当権設定登記に係る税率を、新造の特定船舶は0.2%、既存（FB）船は0.35%とするもの（本則0.4%）

国際船舶の取得にかかるコストを軽減

【期限】R6.4.1～R9.3.31

固定資産税(オペ・船主向け)

国際船舶の課税標準を1/18、そのうち特定船舶の課税標準を1/36とするもの（本則：1/6）

国際船舶の保有にかかるコストを軽減

【期限】R6.4.1～R9.3.31

特別償却制度(船主向け)

船舶の取得初年度に以下の割合の特別償却額を上乗せして損金に算入することにより、一時的に税負担が軽減されるもの。

船舶の区分	特別償却率	経済安保に資する一定の要件を満たす場合	
		日本オペ運航	外国オペ運航
特定先進船舶	日本籍船：20% 外国籍船：18%	日本籍船：32% 外国籍船：30%	日本籍船：30% 外国籍船：28%
環境負荷低減船	日本籍船：17% 外国籍船：15%	日本籍船：29% 外国籍船：27%	日本籍船：27% 外国籍船：25%

新技術を積極的に導入しつつ環境性能の高い船舶の建造を促進するとともに、国内船主による安定的な船舶の保有を促進

【期限】R5.4.1～R8.3.31

買換特例制度(船主向け)

譲渡資産の売却益の最大80%を損金に算入することにより、一時的に税負担が軽減されるもの。

環境性能の高い船舶への代替を促進

【期限】R5.4.1～R8.3.31

総務省によるヒアリングの結果、本措置により事業者の投資余力が上がり、次なる投資（新船舶購入）につながるといった押し上げ効果に関する意見が聞かれた

本措置適用事業者へのヒアリング結果（1/2）

項目	ヒアリング結果
（１）船舶の買換え・購入に与える影響	○本措置により投資余力が上がり、次なる投資（新船舶購入）につながる ・本措置により特別償却が可能となり、それを元手に次なる資金確保につながり、新船舶の調達を行うことができる。 ・本措置により繰り延べた税負担を資金として、次の船舶購入の資金に充てることができる。頭金があることにより、銀行融資が受けやすくなることもメリット。 ・本措置によりキャッシュを確保することができ、それを次なる新船舶購入の頭金に使う。本措置がなければ、手元キャッシュで頭金を確保する必要があり、新船舶購入には踏み切れない。借入れが少なくなればそれだけ金利負担が少なくなり、社としての財務強化、競争力強化にもつながる。 ・本措置により内部留保を確保し資金繰りをよくすることで、次なる設備投資の余力が生まれる。 ・特別償却により減価償却が早く進むため、次の償却資産を形成するための将来の投資計画が立てやすい。 ・本措置は時限措置であり、船舶の建造契約から竣工（取得）まで２～３年の期間を要する中、本措置が延長される確証がなければ経営計画が立てにくい。 ○その他、本措置は金融機関等の外部から評価されているため新船舶の購入が進む ・本措置の適用を前提とした環境負荷低減船舶購入の事業計画を策定して、金融機関に説明を行うことで、金融機関が融資に前向きになり、必要資金を借り入れしやすくなるというメリットがある。
（２）環境負荷低減への効果	○本措置により、環境負荷低減船への入替えが進む ・本措置を適用することで船舶のリプレイスが進むため、CO2排出量の削減に加速度的に貢献できる。 ・本措置があることにより、燃費効率が高く環境に優しい新船舶への入替えが進む。 ・オペレーターが環境に良い船を望んでおり、船主としてはオペレーターからの要望に沿って事業遂行しているので、本措置の目的である環境負荷低減が推進されているものと理解している。 ・燃料消費量が少なく環境にやさしい設備等の導入は高額となるが、新船舶購入推進に寄与する本措置は、環境対応を含む最先端技術導入の取組の大きな後押しとなっている。 ・船舶はスピード化と省エネ機能の両方を有することが求められるため、必然的に船価が高くなってしまうところ、本措置により単年度の資金繰りが楽になり、新船舶購入の決断の一助になる。 ・本措置があることにより、高額である環境に良い船舶を造ることができ、環境意識の高いオペレーターと商売ができる。

総務省によるヒアリングの結果、本措置適用を所与のものとして予算計画を立てているほか、本措置がなければ経営が難しくなるとする事業者が多い

本措置適用事業者へのヒアリング結果（2/2）

項目	ヒアリング結果
（２）環境負荷低減への効果 （続き）	○本措置により、環境負荷低減船への入替えが進む（続き） ・国際的に環境への配慮が求められているため、基本的に新規取得する船舶については、高性能な環境負荷低減船かつ先進船舶が前提となるが、本措置がなければ船舶の新規取得は難しい。 ○本措置の適用要件は、新船舶の仕様検討の指針となる ・社会的に環境配慮が求められている中、新船舶のスペック検討の際に本措置の適用要件は環境負荷低減船の指針的役割を果たしているが、それに沿うべくスペックの検討がスムーズに行える。本措置がなければ、高スペックな設備を全て用意することは難しい。 ・新船舶購入の際には、まず本措置の適用対象となる設備を考え、その上で可能な限り高いスペックの設備を求めていく。仕様を本措置の適用有無と独立して考えていることもあるが、本措置が認められるということも仕様を決定する大きな要素になる。
（３）安定的な国際海上輸送 確保への効果	○本措置により、安定的に日本商船隊を確保できる ・本措置があることにより、日本商船隊整備を通じた日本国の経済安全保障に貢献できると考える。 ・本措置があることにより、二元燃料船への切替えは高額で現状では困難だが、燃費の良い日本製の新造船に切替えていくことが可能となる。 ・東日本大震災の原発事故発生直後、外国船舶が付近に寄り付かなくなることがあった。このような有事の際でも、日本船主は、日本への思いもあり、船舶を運航させていた。日本船主が船舶を保有できるようにするためにも、本措置は非常に重要である。
（４）予算に与える影響	○船舶を新規購入するに当たっての見積額も本措置の適用を踏まえたものとされている ・見積額も当然本措置の適用を踏まえたものとされており、本措置は当たり前にあるものと捉えられている。
（５）本措置が廃止された場合 の影響	○本措置がなければ、経営が難しくなる ・本措置があることにより安定操業ができています。本措置がなければ、環境に良い新船舶を増やすことができず、経営が難しくなる。（※多数事業者） ・環境問題は、日々国際的に厳しくなっており、将来的に基準に満たない船舶は入港不可という問題も出てくるだろう。そのため、船舶を買換えていく必要があり、これを後押しする本措置がなければ世界に太刀打ちできない。

内航船舶では、記述統計によって適用事業者の特徴を分析した後、本措置適用によるCO2排出量の変化に焦点を当てた前後比較を実施する方針でリサーチデザインを設計した

PICODAを用いたリサーチデザインの整理

	分析パターン	
	①記述統計	②前後比較
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	平成26（2014）年度～令和4（2022）年度に本措置を適用した内航船舶	令和4（2022）年度に本措置を適用し、船舶を建造した内航事業者
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成26（2014）年度～令和4（2022）年度に本措置を適用しなかった内航船舶	令和4（2022）年度に本措置を適用した内航事業者の、適用前の状態
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	- 総トン数 - 船種 - 航海距離	CO2排出量（燃料消費量から算出）
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	- 内航貨物船に係る税制利用状況調査（内航貨物状況調査）（国土交通省提供資料） - 内航船舶輸送統計調査（輸送調査）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、本措置を適用した事業者の特徴分析	前後比較

※本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であるため、本措置適用がCO2排出量へもたらす直接的な効果は検証しなかった

内航船舶に関連する既存データのうち、輸送調査と内航貨物状況調査を活用する方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧（内航船舶）

 : 今回利用したデータ

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
内航船舶輸送統計調査（輸送調査）	公的統計 （基幹統計：標本調査）	国土交通省	調査対象：内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者 頻 度：月次	船舶番号、事業者番号、総トン数、用途、航海距離、燃料消費量 等
内航貨物船に係る税制利用状況調査（内航貨物状況調査）	担当部局によるアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：業界団体を通じて接触可能な内航海運事業者 頻 度：年次	船舶番号、事業者名、租特適用有無、適用年度、取得価額、取得船舶の船種・総トン数、被代替船の船種・総トン数、環境低負荷設備の設置状況 等
国内旅客船に係る税制利用に関する調査	担当部局によるアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：業界団体を通じて接触可能な内航海運事業者 頻 度：年次	事業者名、取得価額、租特適用有無、適用年度、取得船舶の船種・総トン数、被代替船の船種・総トン数、環境低負荷設備の設置状況 等

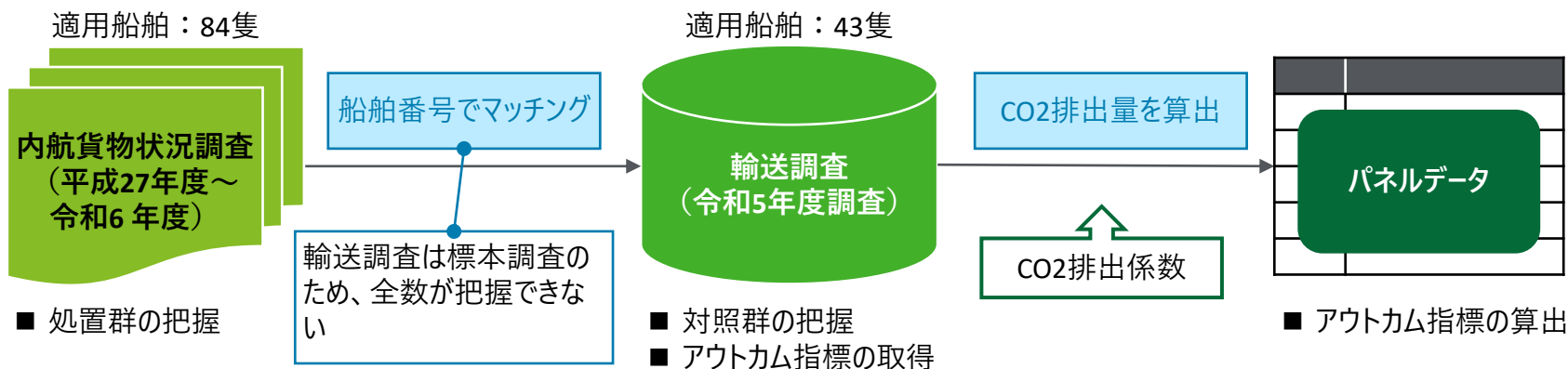
データの活用方針

- 分析に当たっては、船舶番号や用途、総トン数等のデータを取得する必要があり、検索の結果、上記3種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った
- 検討の結果、内航貨物状況調査にて処置群を特定した上で、船舶番号を用いて輸送調査と接続し、対照群の選定及び分析用のデータを作成する方針が適切であると判断とした
- なお、国内旅客船に係る税制利用に関する調査は、旅客船は輸送調査の調査対象外であるため、アウトカム指標が取得できず、本調査では活用しない方針とした

内航船舶の分析については、内航貨物状況調査と輸送調査からデータセットを作成し、記述統計と前後比較に使用した

データの接続方法

接続イメージ



処置群・対照群の定義

処置群	内航貨物状況調査から平成26（2014）年度～令和5（2023）年度の本措置適用実績が把握できた内航船舶
対照群	処置群に該当しておらず、かつ本措置の対象となる船種（自動車専用船・セメント専用船・石灰石専用船・石炭専用船・コンテナ専用船・RORO船・油送船）のいずれかに該当しており、令和5（2023）年度の輸送調査の対象である船舶

【注意点】

下記の点を踏まえ、分析結果の解釈には一定の留意が必要である

- 内航貨物状況調査で把握していない適用船舶が対照群に含まれている可能性がある
- 対照群の中には様々な船齢の船舶が含まれているが、輸送調査では各船舶の船齢が確認できないため、処置群との差が特定船舶の積極的な導入によるものか、基礎的な造船技術の進展によるものかが切り分けられない

本分析では、輸送調査の燃料消費量にCO₂排出係数を掛けてCO₂排出量を取得した。また、船種を5つに分類し、各船種におけるCO₂排出量を分析した

本分析に使用したデータ項目と定義

データ項目	定義	出典	算出・分類方法
船舶番号	各船舶固有の番号。内航貨物状況調査と輸送調査の接続キーとして使用	内航貨物状況調査「船舶番号」、輸送調査「船舶番号」	-
事業者番号	各事業者固有の番号。事業者ごとの所有船舶数を把握する際に使用	輸送調査「事業者番号」	-
総トン数	船舶の大きさ（容積）	輸送調査「総トン数」	-
航海距離	船舶の走行距離	輸送調査「航海距離」	-
船種	船舶の種類。①自動車船②バルカー③コンテナ船④RORO船⑤タンカーの5つに分類	輸送調査「用途」	①自動車船（自動車専用船）、②バルカー（セメント専用船、石灰石専用船、石炭専用船）、③コンテナ船（コンテナ専用船）、④RORO船（RORO船）、⑤タンカー（油送船）
CO ₂ 排出量	船舶の年間CO ₂ 排出量	輸送調査「燃料消費量」、CO ₂ 排出係数*	$(A \times \text{重油消費量}(\ell) \times 0.00271(\text{tCO}_2/\ell)) + (B \times C \times \text{重油消費量}(\ell) \times 0.003(\text{tCO}_2/\ell))$
1トンキロ当たりのCO ₂ 排出量	船舶の大きさ1トン・航海距離1km当たりのCO ₂ 排出量	輸送調査「用途」	CO ₂ 排出量 / (総トン数 × 航海距離)

* 環境省『二酸化炭素排出量の算定に用いる排出係数』より定義

記述統計や前後比較にて、適用船舶や適用後の事業者のCO2排出量が、非適用船舶や適用前の事業者と比較して小さいことを確認した

本分析の前提と制約

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析

- ・ 内航貨物状況調査（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）と、輸送調査（令和5（2023）年度）を接続したデータを用いて分析を実施した
- ・ 総トン数が大きい船舶や航海距離が長い船舶に本措置が適用されている傾向を確認した。また、船種別ではRORO船の適用が最も多く確認された
- ・ 船種別のCO2排出量については、いずれの船種においても、適用船舶が、非適用船舶と比較して、1トンキロ当たりのCO2排出量が小さいことが確認された
- ・ 記述統計では、平均総トン数や平均航海距離が異なる適用船舶と非適用船舶のCO2排出量の単純比較だけでは適切な比較ができないところ、1トンキロ当たりのCO2排出量に換算することによって、より適切に傾向を把握できた。このように、アウトカム指標へ影響する要因を考慮して適用船舶と非適用船舶を比較するために、当該要因1単位当たりのアウトカム指標を算出する等、既存のデータ項目に一工夫加えることにより、より適切な比較を行うことができた
- ・ ただし、本分析では全ての適用船舶を捕捉できておらず、サンプルサイズも小さいため、実態は異なる可能性がある

前後比較

- ・ 因果推論を実施するために必要なデータが存在しなかったため、内航貨物状況調査（令和5（2023）年度）と、輸送調査（令和3（2021）年度、令和5（2023）年度）を接続したデータを用いて、適用事業者が所有する船舶全体のCO2排出量について前後比較を行った
- ・ 分析の結果、適用事業者において、租特適用後の1トンキロ当たりのCO2排出量が、適用前と比較して、小さいことが確認された
- ・ 本来は因果推論を実施することが望ましいが、データや担当者のスキルセットの問題で実施が難しい場合、記述統計のネクストステップとして、前後比較を目指すことが一定程度は有効と考えられる。ただし、前後比較は、因果効果の検証において有効性が高くないことに留意が必要である

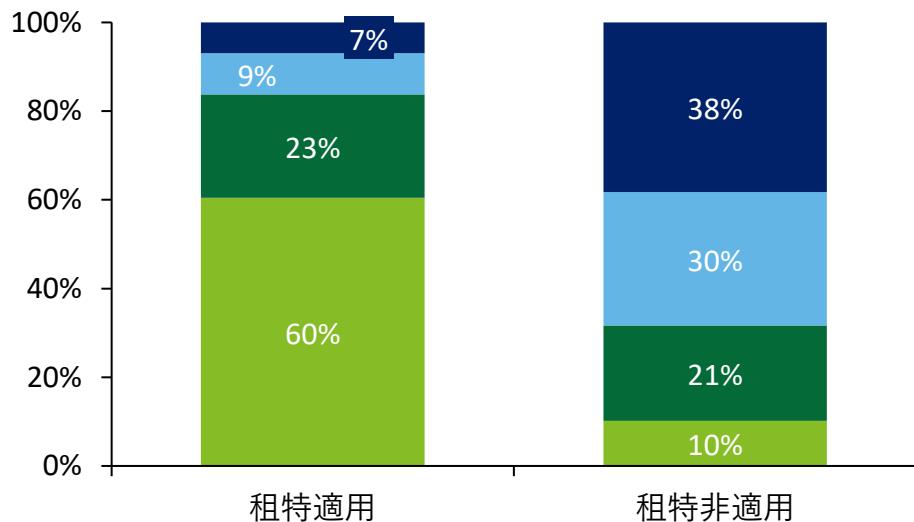
分析の限界点

- ・ 今回の分析において、設定した対照群は①内航貨物状況調査で把握していない本措置の適用船舶が含まれている可能性があること、②様々な船齢の船舶が含まれており、処置群との差が特定船舶の積極的な導入によるものか、基礎的な造船技術の進展によるものかが切り分けられておらず、「本措置を適用しておらず、かつ比較対象となる適用船舶と同時期に建造された船舶」を対照群として設定できなかった

本分析にて分析対象となった適用船舶においては、非適用船舶と比較して総トン数の平均値が大きく、より大型の船舶において適用されている

総トン数の分布

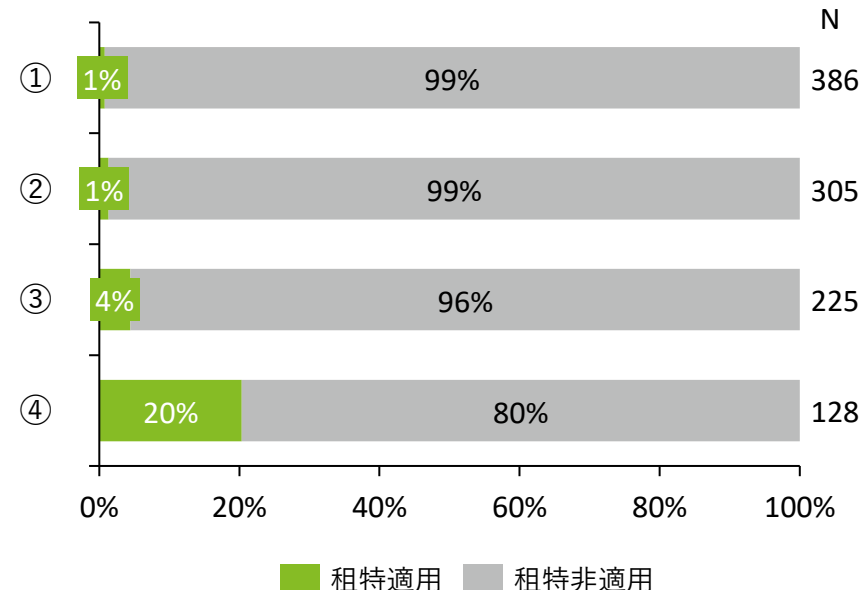
租特適用別の総トン数区分別割合



①500トン未満 ③1,000トン以上～5,000トン未満
②500トン以上～1,000トン未満 ④5,000トン以上

件数	43	1,001
平均値 [トン]	8,184.70	2,289.81
標準偏差	5,378.35	4,663.68

総トン数区分別の租特適用割合



傾向

- 適用船舶は、非適用船舶と比較して、総トン数の平均が大きく、適用事業者の60%は、総トン数が5,000トン以上である
- 総トン数区分別で比較しても、5,000トン以上の船舶は適用船舶の割合が最も大きい

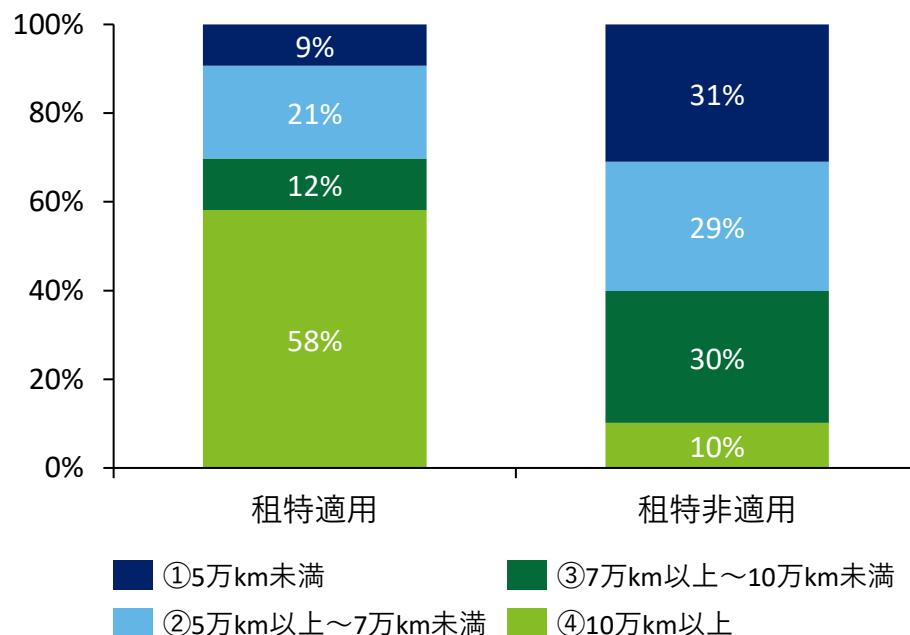
示唆

- 本分析にて分析対象となった適用船舶においては、大型の船舶において積極的に本措置が適用されている

本分析にて分析対象となった適用船舶においては、非適用船舶と比較して航海距離の平均値が大きく、より走行距離が長い船舶において適用されている

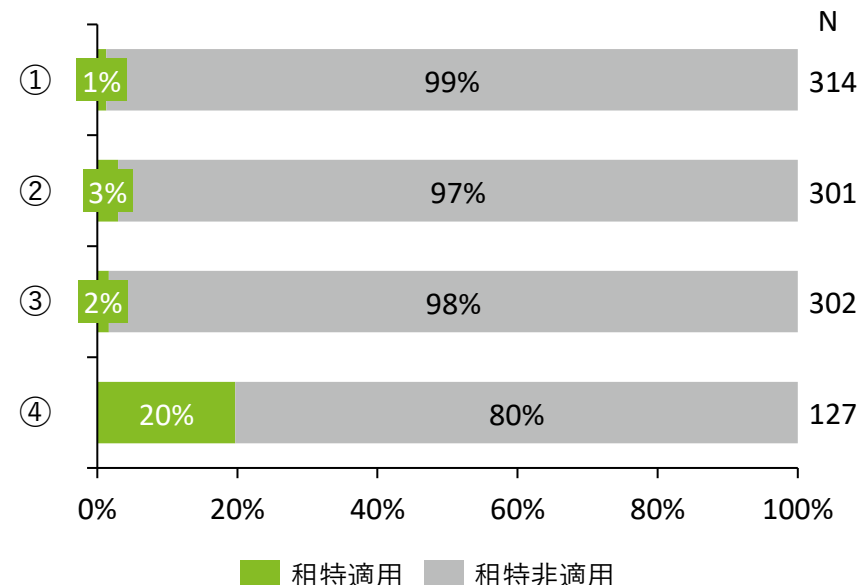
航海距離の分布

租特適用別の航海距離区分別割合



件数	43	1,001
平均値 [km]	140,216.30	65,612.75
標準偏差	81,166.29	39,476.66

航海距離区分別の租特適用割合



■ 傾向

- 適用船舶は、非適用船舶と比較して、航海距離の平均が大きく、適用船舶の58%は、航海距離が10万km以上である
- 航海距離区分別で比較しても、10万km以上の船舶は適用船舶の割合が最も大きい

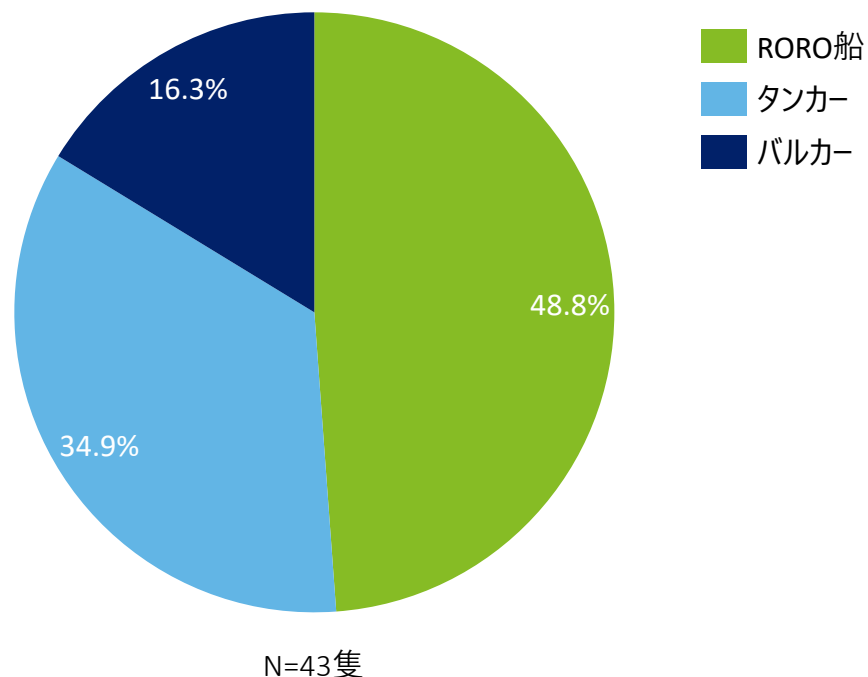
■ 示唆

- 本分析にて分析対象となった適用船舶においては、航海距離の長い船舶において積極的に本措置が適用されている

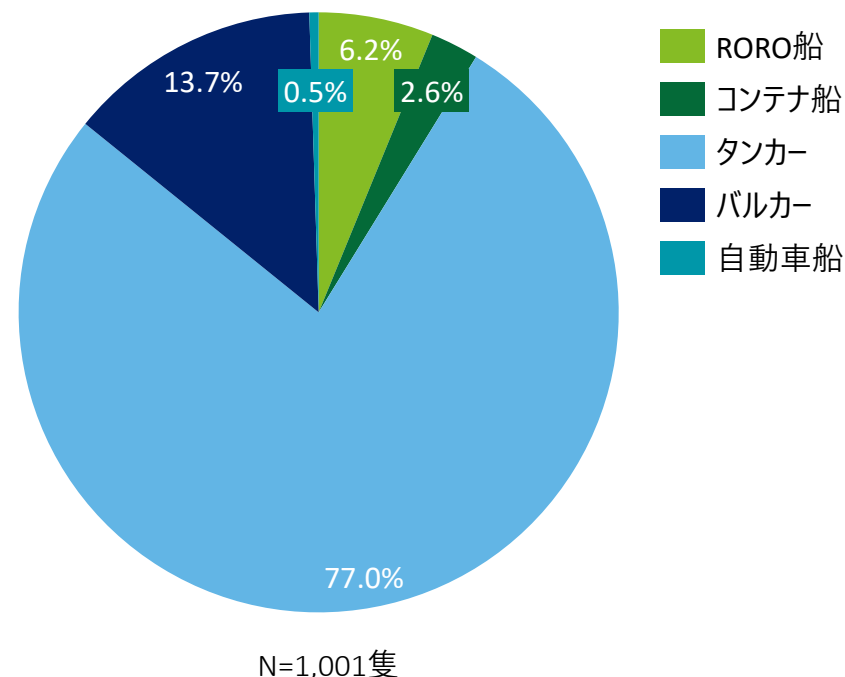
本分析にて分析対象となった適用船舶においては、非適用船舶と比較してRORO船の割合が大きい

船種の分布

適用船舶の船種



非適用船舶の船種



ポイント

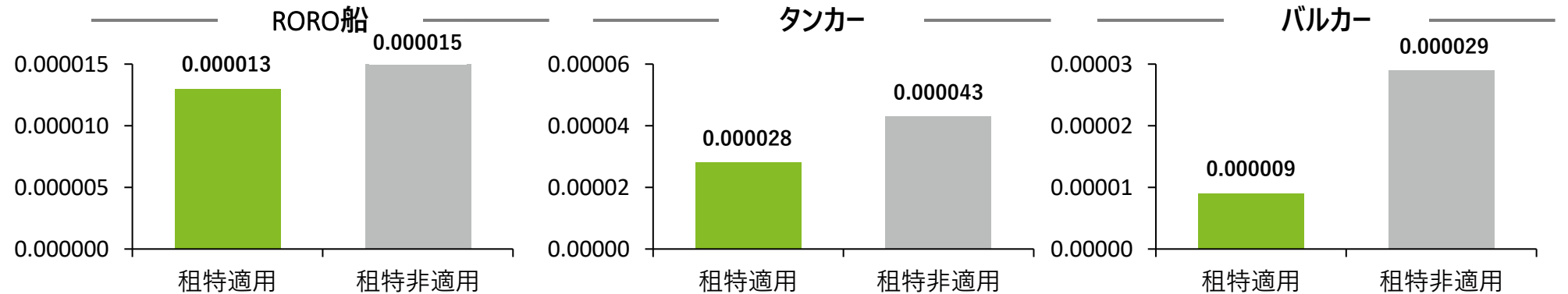
- 非適用船舶はタンカーの割合が最も多い
- 本分析にて分析対象となった適用船舶においては、タンカーよりもRORO船が多く、RORO船において本措置が多く利用されている

適用船舶と非適用船舶について1トンキロ当たりのCO2排出量を比較したが、いずれの船種についても適用船舶の方がCO2排出量が小さいことが確認できた

船種別のCO2排出量

■ 1トンキロ当たりCO2排出量の算出式

$$\frac{(A \text{ 重油消費量}(\ell) \times 0.00271(\text{tCO}_2/\ell)) + (B \cdot C \text{ 重油消費量}(\ell) \times 0.003(\text{tCO}_2/\ell))}{\text{総トン数} \times \text{航海距離}}$$



船舶数	21	61
平均総トン数 [トン]	11,754.62	10,155.20
平均航海距離 [km]	199,482.31	142,948.34
1トンキロ当たりCO2排出量 [t・kmCO2]	0.000013	0.000015

船舶数	15	759
平均総トン数 [トン]	2,236.40	1,404.52
平均航海距離 [km]	69,546.92	58,393.15
1トンキロ当たりCO2排出量 [t・kmCO2]	0.000028	0.000043

船舶数	7	134
平均総トン数 [トン]	10,221.29	4,023.51
平均航海距離 [km]	113,851.96	34,654.05
1トンキロ当たりCO2排出量 [t・kmCO2]	0.000009	0.000029



ポイント

- 1トンキロ当たりのCO2排出量に換算することで、平均総トン数や平均航海距離が異なる適用船舶と非適用船舶を比較した結果、より適切に傾向が把握できた
- いずれの船種についても、1トンキロ当たりのCO2排出量は、適用船舶の方が小さく、環境への負荷がより小さいと考えられる
- ただし、非適用船舶の中には様々な船齢の船舶が含まれており、平均船齢は適用船舶と比較して高いと考えられる。そのため、適用船舶との差が特定船舶の積極的な導入によるものか、基礎的な造船技術の進展によるものかは切り分けられない

前後比較では、令和4年度に本措置を適用した事業者を対象として、所有する全船舶のCO2排出量を令和3年度と令和5年度で比較した

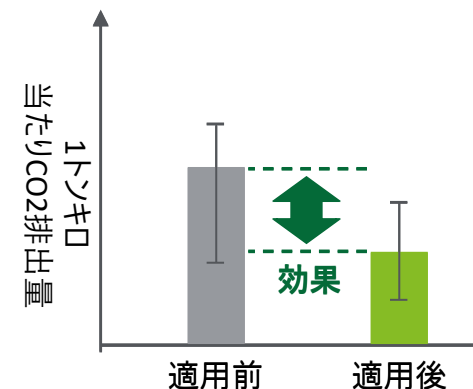
前後比較の実施概要

■ 適用前（令和3（2021）年度）

事業者	船舶番号	CO2排出量	総トン数
A社	121212...	3,000	2,000
	131313...	2,500	1,200
	141414...	3,200	1,500
B社	252525...	4,200	2,500
C社	363636...	3,400	2,100

■ 適用後（令和5（2023）年度）

事業者	船舶番号	CO2排出量	総トン数
A社	111111...	2,000	1,800
	121212...	3,200	2,000
	141414...	2,800	1,500
B社	222222...	3,500	3,000
	252525...	4,500	2,500



適用年	船舶番号	事業者番号
2022	111111...	A社
2022	222222...	B社
2022	333333...	C社

- 最新の年度である令和4（2022）年度に本措置を適用した船舶の所有事業者（適用事業者）を把握

- 適用事業者について、適用前後*で所有している全ての船舶を対象に、CO2排出量を算出
 - ・ 適用前（令和3（2021）年度）：算出対象に適用船舶は入らない
 - ・ 適用後（令和5（2023）年度）：算出対象に適用船舶が入る

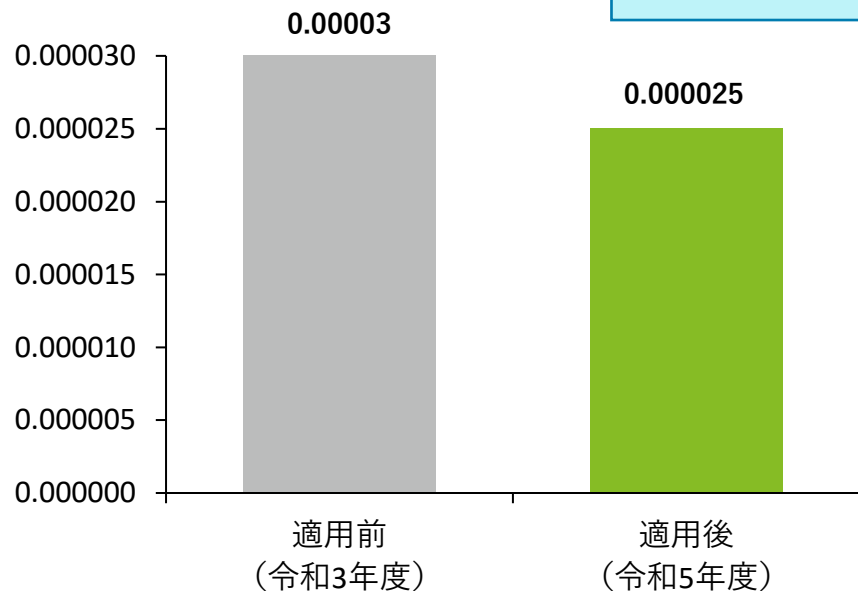
- 抽出したサンプルで適用前・適用後の1トンキロ当たりCO2排出量をそれぞれ算出し、その差を確認

本分析にて分析対象となった適用事業者においては、適用前と比較して、適用後の1トンキロ当たりCO2排出量が減少している

前後比較（分析結果）

■ 1トンキロ当たりCO2排出量の算出式

$$\frac{(A \text{重油消費量}(\ell) \times 0.00271(\text{tCO}_2/\ell)) + (B \cdot C \text{重油消費量}(\ell) \times 0.003(\text{tCO}_2/\ell))}{\text{総トン数} \times \text{航海距離}}$$



	適用前 (令和3年度)	適用後 (令和5年度)
船舶数	93	84
平均総トン数 [トン]	2,527.81	3,143.43
平均航海距離 [km]	87,210.46	82,616.11
1トンキロ当たり CO2排出量 [tCO2]	0.00003	0.000025



ポイント

- 適用前後で、適用事業者が持つ全ての船舶について、1トンキロ当たりのCO2排出量を比較した
- 分析の結果、適用後に1トンキロ当たりのCO2排出量が減少していることが確認できた
- また、平均航海距離や船舶数が減少している一方で、平均総トン数が増加しており、船舶の大型化が進み、より効率のよい輸送が行われている可能性も考えられる
- 本来は因果推論を実施することが望ましいが、このように、必ずしも高度な統計知見を必要としない記述統計のネクストステップとして、前後比較を目指すことが一定程度は有効と考えられる
- ただし、CO2排出量の算出に使用した燃料消費量は、航路や天候等にも影響されるため、本分析結果のみを用いて、本措置適用によってCO2排出量が削減されたと結論付けられない点に留意が必要である

内航船舶については、非適用船舶の正確な把握が困難であったため、アンケート調査等で正しく把握していくことが今後の課題である

データ整理の状況

	現状	達成状況
1 適用事業者の特定	○	内航貨物状況調査によって、適用船舶を把握することができる（ただし回収率は100%ではないため、全船舶数が把握できるわけではない）
2 適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	輸送調査にデータが存在する船舶についてはデータの取得が可能だが、標本調査のため、十分なサンプルサイズを確保できない
3 非適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	非適用船舶の正確な把握が困難であったため、今回は輸送調査のデータから、内航貨物状況調査から適用船舶であることが把握できた船舶を除外する形で対照群を設定したが、内航貨物状況調査はアンケート調査であるため、実際には把握できていない適用船舶が含まれている可能性がある
4 適用事業者の租特改正前のデータの取得	△	輸送調査にデータが存在する事業者・船舶についてはデータの取得が可能だが、改正後のアウトカム指標と同様に、標本調査のため、十分なサンプルサイズを確保できない
5 非適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	非適用船舶の正確な把握が困難であったため、今回は輸送調査のデータから、内航貨物状況調査から適用船舶であることが把握できた船舶を除外する形で対照群を設定したが、内航貨物状況調査はアンケート調査であるため、実際には把握できていない適用船舶が含まれている可能性がある
6 租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	△	船種や総トン数、航海距離等は輸送調査によって把握可能だが、船齢は取得できない

【参考】データ整理のフレームワーク

	改正前	改正後
適用事業者	4	2
非適用事業者	5	3

非適用船舶の正確な把握が困難であったため、いかに租特非適用船舶の状況を正しく把握していくかが今後に向けた課題と考えられる

アンケート調査等を通じて、本措置の非適用船舶を把握する必要がある。また、アウトカム指標はより多くの要因を考慮できることが望ましい

分析課題と対応案

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アウトカム指標の設定	燃料消費量によって1トンキロ当たりCO2排出量を算出したが、燃料消費量は船舶のスペック以外にも航路や天候等の影響も受けるため、船舶のスペックに起因するCO2排出量の差が確認できなかった	今回算出した1トンキロ当たりCO2排出量を代替するような形で、船舶そのもののスペックが把握可能なデータの更なる取得が望ましい
2		対照群の定義	本措置を適用していない船舶を対照群とすることが望ましいが、非適用船舶の正確な把握が困難であったため、本措置を適用していない船舶の情報が十分把握できなかった。そのため、正確な対照群が取得できず、輸送調査の対象船舶のうち、内航貨物状況調査にて本措置の適用船舶と把握できた船舶を除いたものを対照群とした。その結果、内航貨物状況調査で把握していない適用船舶が対照群に含まれている可能性がある	- アンケート調査の実施方法を工夫する等により、非適用船舶の実態を正しく把握することが望ましい。 - 本措置の適用船舶を全数かつ年次で把握することで、輸送調査で適用船舶を除いたものを対照群と設定する際に、把握できていない適用船舶が対照群に含まれる可能性が低くなるため、中長期的には、部局で保有する業務データ等から適用船舶を全数かつ年次で把握し、船舶番号等で公的統計と接続できることが望ましい
3		対照群の選定	船齢が処置群と近い船舶を対照群とすることが望ましいが、今回使用した輸送調査では各船舶の船齢が確認できなかったため、特定船舶導入による差と造船技術の進展による差が切り分けられなかった	分析の際、船齢が処置群と近い船舶を対照群として選定できるよう、内航船舶全体で船齢データを取得し、船舶番号等を用いて公的統計と接続して、船齢を含めた分析データを作成することが望ましい
4	制度	因果推論との相性	本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、詳細な分析を行わずとも、本措置適用によってCO2排出量が改善することは自明であるため、本措置適用がCO2排出量へもたらす直接的な効果は検証しなかった	- 適用船舶の導入前後での比較や、非適用船舶との比較を通じて、CO2排出量がどの程度削減されているか、記述統計や前後比較等で分析することが望ましい（船齢等、より多くの要因を考慮できることが望ましい） - 加えて、今回実施したように、本措置適用が特定船舶導入の意思決定に寄与しているかを定性分析等で把握することが望ましい

外航船舶では、一定の仮定の下で置き換え率の推移を確認する方針で、リサーチデザインを設計した

PICODAを用いたリサーチデザインの整理

	分析パターン
	置き換え率の推移確認
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	<u>令和元（2019）年以降に国内船主によって建造され、国内オペレーターに貸し出された外航船舶</u>
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度 【平成31（2019）年度の改正】 ・ 拡充・縮減・延長（拡充：先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を追加、縮減：環境負荷低減船の償却割合を引き下げ）
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	令和元（2019）年以前に国内船主によって建造され、国内オペレーターによって運航中の外航船舶
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	・ 対象船舶数
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	・ 各年における既存船舶の船齢データ（国土交通省提供資料）
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	令和元（2019）年～令和5（2023）年の各年における対象船舶の割合の推移を確認

※本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であるため、本措置適用がEEDIへもたらす直接的な効果は検証しなかった

外航船舶に関連する既存データのうち、各年における既存船舶の船齢データを活用する方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧（外航船舶）

 : 今回利用したデータ

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
各年における既存船舶の船齢データ	担当部局による提供資料*	国土交通省	調査対象：国内船主から国内オペレーターへ貸し出されている外航船舶 頻 度： 年次	建造年（船齢）
外航海運における税制利用状況調査	担当部局等が実施するアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：外航海運事業者（海上運送法に基づき対外船舶運航事業の届出、船舶貸渡業の届出をした者） 頻 度： 年次	事業者名、IMO番号、船名、取得価額、船種、総トン数、租特適用有無 等

*省令に基づく報告を抽出したもの

データの利用方針

- 分析に当たっては、船齢やIMO番号等のデータを取得する必要があり、検索の結果、上記2種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った
- 検討の結果、本調査では、各年における既存船舶の船齢データを用いて、先進船舶への置き換え率を分析する方針が適切であると判断した
- なお、外航海運における税制利用状況調査は、燃費効率について有効なアウトカム指標が取得できなかったため、本調査では活用しない方針とした

個船レベルのアウトカム指標の取得ができない中、代替的な分析として一定の仮定の下で置き換え率の推移の確認を行った

本分析の前提と制約

分析結果のサマリと分析の限界点

置き換え率の推移確認

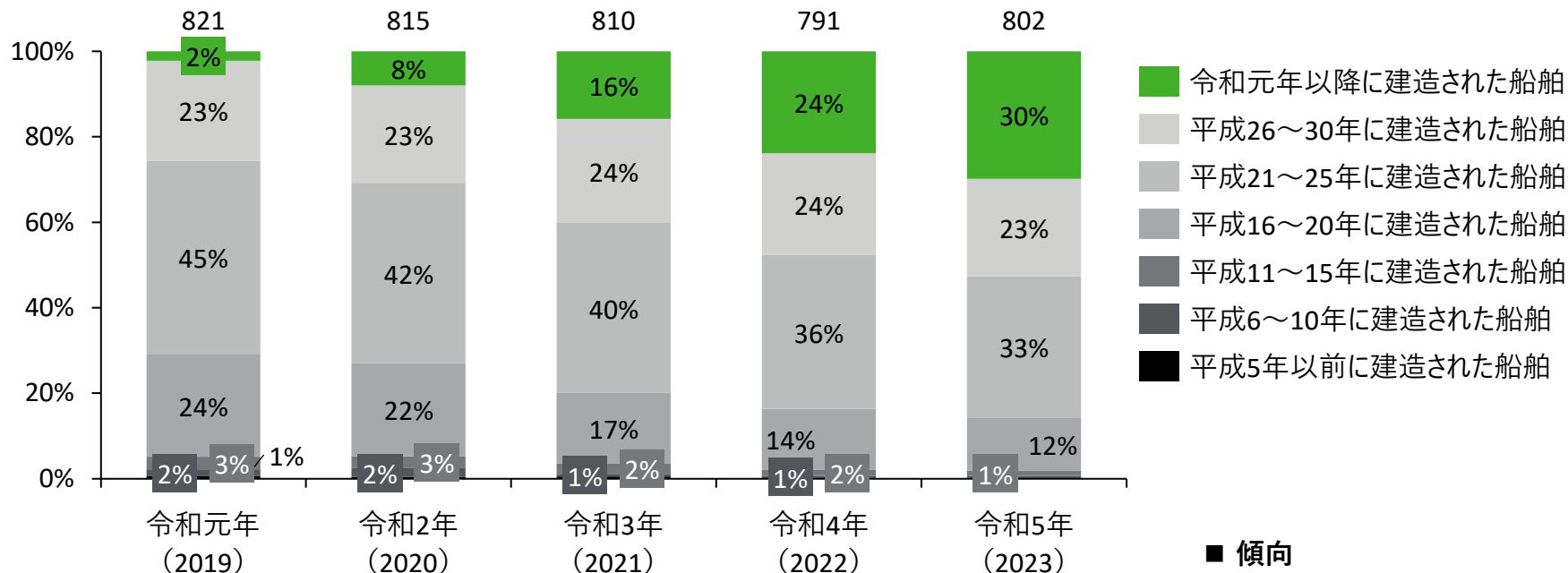
- 特定船舶への置き換え率の推移を確認しようとしたが、国土交通省提供の船齢データでは、各船舶が特定船舶に該当するか把握できなかった。そのため、令和元（2019）年以降に建造された船舶を、より環境負荷が低い「先進船舶」と仮定し、先進船舶へ置き換わっているかを確認した
- その結果、令和元（2019）年以降に建造された船舶の割合は、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて、約2%から約30%に増加している一方で、平成16（2004）年～平成25（2013）年に建造された船舶の割合が減少している
- そのため、先進船舶への置き換えは進んでいると考えられる

分析の限界点

- 前提として、本措置は、特に燃費効率について、個船レベルでのアウトカム指標の取得ができていないため、本措置がアウトカムへ与えた効果を検証できなかった
- 船齢データの中で適用船舶の特定ができなかったため、代替的な分析として、仮定を置いて先進船舶の置き換え率の推移の確認を行った
- ただし、本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であることや、既に環境負荷が低い船舶を建造するトレンドが生じている可能性があること等から、定量分析だけでは本措置の効果を測りきれない可能性がある

令和元年以降に建造された船舶は、令和元年時点で約2%であったところ、令和5年には約30%まで増えており、環境低負荷船への置き換えが進んでいると考えられる

日本商船隊における国内船主所有船舶の構成比（先進船舶への置き換え率）



■ 傾向

- 令和5（2023）年の時点で、「令和元年以降に建造された船舶」は全体の約30%を占めている
- 令和元（2019）年以降、平均して毎年約50隻程度の新しい船舶が建造されている
- 一方、特に「平成21～25年に建造された船舶」「平成16～20年に建造された船舶」が減少しており、これらの船舶が買い換えられている可能性が高い

船舶数の前年差

船齢区分	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
令和元年以降に建造	47	63	61	50
平成26～30年に建造	-6	11*	-9	-5
平成21～25年に建造	-26	-23	-37	-20
平成16～20年に建造	-22	-42	-22	-12
平成11～15年に建造	-1	-3	-8	-2
平成6～10年に建造	4*	-12	-1	0
平成5年以前に建造	-2	1*	-3	0

外航船舶については、燃費効率が各船舶で把握できるデータが存在しないため、各船舶の燃費効率を把握できるようデータを整備していくことが今後に向けた課題である

データ整理の状況

	現状	達成状況
1 適用事業者の特定	○	外航海運における税制利用状況調査によって、適用船舶を把握することができる（ただし回収率は100%ではないため、全船舶数が把握できるわけではない）
2 適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	効果検証に必要なアウトカム指標である燃費効率（EEDI）について、各船舶のデータを取得できるものが現状存在しない
3 非適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	効果検証に必要なアウトカム指標である燃費効率（EEDI）について、各船舶のデータを取得できるものが現状存在しない
4 適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	外航海運における税制利用状況調査では、新たに建造した船舶についてのみ調査対象としているため、適用前の状況は把握できない
5 非適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	外航海運における税制利用状況調査では、新たに建造した船舶についてのみ調査対象としているため、適用前の状況は把握できない
6 租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	△	船種や総トン数等は外航海運における税制利用状況調査によって把握可能だが、航海距離や航路等は把握できない

【参考】データ整理のフレームワーク

	改正前	改正後
適用事業者	4	2
非適用事業者	5	3

燃費効率について各船舶のデータを把握できていないため、各船舶の燃費効率が把握できるようデータを整備していくことが今後に向けた課題と考えられる。また、前後比較を見据え、適用前の事業者の状況も把握できることが望ましい

短期的には船齢データと租特適用有無を紐づけて特定船舶の導入状況確認の必要がある。また、中長期的には適用・非適用船舶の燃費効率の差が把握できることが望ましい

分析課題と対応案（外航船舶）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アウトカム指標の設定	外航船舶について、各船舶のアウトカム指標（EEDI）のデータが存在しないため、本措置の適用がアウトカムへ与えた影響を分析できなかった	中長期的には、アンケート調査等にて、各船舶のEEDIを取得する
2		船齢と適用有無の紐づけ	#1の制約を踏まえ、記述統計や前後比較の代替として、今回の分析では、特定船舶への置き換え率を確認しようとしたが、国土交通省提供の船齢データでは、各船舶が特定船舶に該当するかが把握できなかったため、特定船舶への置き換え率を分析できなかった。このため、令和元（2019）年以降に建造された船舶を先進船舶と仮定し、先進船舶への置き換え率を分析した	船齢データにIMO番号や船名等を付記し、適用船舶に対して実施しているアンケート調査と接続できるようにすることで、特定船舶への置き換え率を分析し、特定船舶が増加しているかを確認する
3	制度	因果推論との相性	本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、詳細な分析を行わずとも、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であるため、本措置適用がEEDIへもたらす直接的な効果は検証しなかった	- 仮定を置かず、実際の特定船舶への置き換え率の推移等を分析し、特定船舶が増加しているかを確認する - 加えて、今回実施したように、本措置適用が特定船舶導入の意思決定に寄与しているかを定性分析等で把握することが望ましい - また、中長期的に個船ごとのEEDIが把握可能となった場合は、本措置適用船舶が非適用船舶と比較して、燃費効率がどの程度高くなっているか、記述統計等で把握することが望ましい

5.長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の 場合の課税の特例措置

本措置は、平成6年度に創設され、令和5年度の適用件数は857件、適用総額は約4,894億円となっている

本措置の概要

長期保有（10年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けることができる制度

分野	■ 政策目標区分 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護
法的根拠	租税特別措置法第65条の7
期間	平成6（1994）年度 ～令和7（2025）年度

直近適用実績
（法人）

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
適用件数	777	870	857
適用法人数	771	864	848
適用総額（億円）	4,194.4	4,311.3	4,893.8

出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7 2月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和6年度）の措置内容	■ 法人が、一定の資産（譲渡資産*1）を譲渡した場合において、譲渡の日を含む事業年度において特定の資産（買換資産*2）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供した、又は供する見込みであるときは、譲渡益の80%*3分の圧縮記帳*4をすることができる *1 国内にある土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるもの *2 国内にある300㎡以上の土地等（以下に限る）、建物又は構築物 ①事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く）の敷地の用に供されるもの ②駐車場の用に供されるもので、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて、やむを得ない事情（以下の手続等が進行中であること）があるもの （1）都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の手続 （2）建築基準法第六条第一項に規定する確認の手続 （3）文化財保護法第九十三条第二項に規定する発掘調査 （4）建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続（国土交通大臣が証明したものに限る） *3 以下の場合は80%とは異なる割合が適用される ①集中地域（三大都市圏の一部地域）以外から、東京都の特別区内への買換えで、本店又は主たる事務所の移転を伴うとき 60% ②集中地域以外から、東京都の特別区内への買換えのとき（①を除く） 70% ③集中地域以外から、集中地域内への買換えのとき（①・②を除く） 75% ④東京都の特別区内から、集中地域以外への買換えで、本店又は主たる事務所の移転を伴うとき 90% *4 圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の80%*3が圧縮記帳限度額となる ①圧縮基礎取得価額＝（1）当該買換資産の取得価額と（2）譲渡資産の譲渡対価の額のいずれか少ない金額 ②差益割合＝$\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡資産の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$
----------------	--

本措置については、平成29年度、令和2年度及び令和5年度の改正は前年度・翌年度に改正がないが、いずれも改正内容が軽微であるため、効果検証に適さない

改正の経緯（平成29年度～令和6年度）

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無	有	－	－	有	－	－	有	－
前年度からの主な改正内容	現行の措置を3年間（平成29年4月1日～平成32年3月31日）延長する。			現行の措置を3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）延長する。			- 現行の措置を3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）延長する。 - 本社の買換について圧縮率を見直し（23区⇒外：90%、外⇒23区：60%）	
上記改正の主な目的	デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため			デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため			コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長を実現するため	

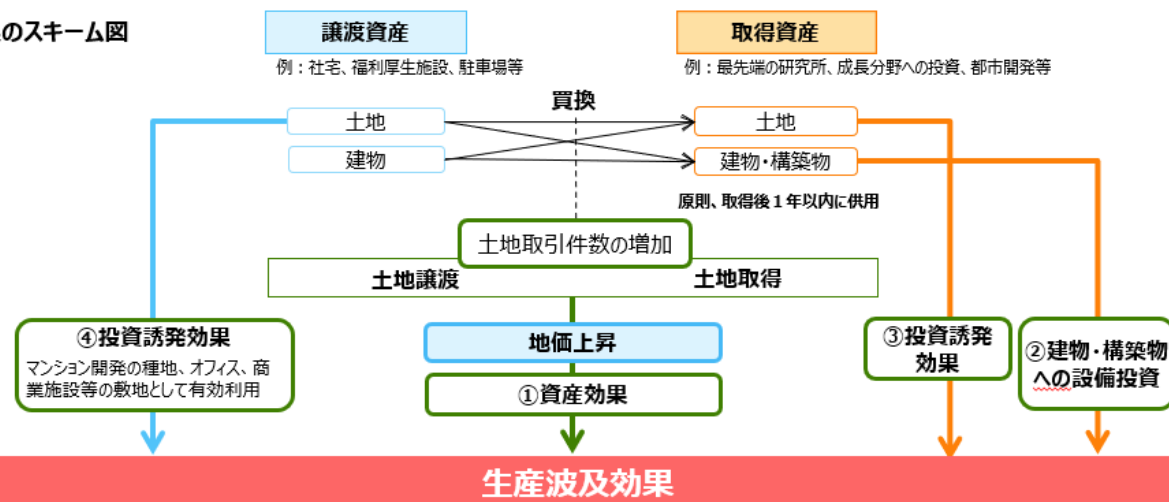
アウトプットは「改正税制の施行」、短期アウトカムは「長期保有事業用資産の譲渡の増加」が考えられ、測定指標として「法人の長期保有土地の取引件数」等を設定した

想定されるロジックモデル

点検結果報告書（令和4（2022）年度）及び国交省提供資料より

- **政策目的**：長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る
- **租税特別措置等の達成目標・測定指標**：法人の長期保有土地の取引件数、取得資産（建物・構築物）への設備投資
- **政策目的に対する租税特別措置等の寄与**：本措置は、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えることから、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することが出来る
- **本措置によって行われる四通りの新たな設備投資の考え方**（以下①～④は、経済効果のスキーム図の①～④と一致する）
 - ①資産効果：本措置によって土地取引需要が喚起されたことで地価が上昇し、ここで生じた事業者の保有資産総額の増加により、新たな設備投資が喚起される
 - ②建物・建築物への設備投資：本措置によって事業者が長期保有土地等を売却し、その売却益をもって買換資産として新たに建物・構築物を取得する
 - ③投資誘発効果（取得した土地への投資）：本措置によって事業者が長期保有土地等を売却し、その売却益をもって新たに取得した土地に新築建築物を建設することで建設投資及び住宅投資が生じる。（マンション開発の種地、オフィス、商業施設等の敷地として有効活用 等）
 - ④投資誘発効果（譲渡された土地への投資）：本措置によって売却された長期保有土地等のうち土地を、他の事業者が新たに取得した際に建設投資及び住宅投資が生じる。（マンション開発の種地、オフィス、商業施設等の敷地として有効活用 等）

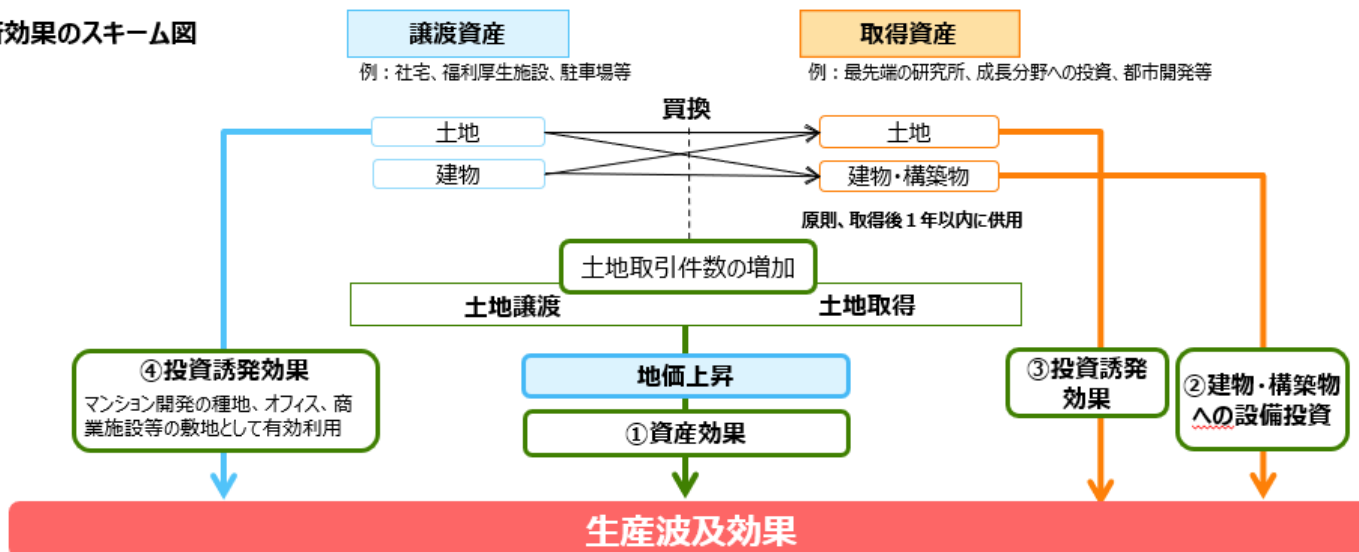
経済効果のスキーム図



スキーム図では、新たな設備投資を上記①～④の4区分に分け、産出均衡モデル（特定の需要が与えられた場合に、その需要を満たすために必要な生産額を導き出すモデル）を用いて生産波及効果を推計している。推計に当たっては、適用実態調査とアンケート調査から本措置によって喚起された土地取引件数を拡大推計し、本推計値と公的統計等から得られた地価や平均建築単価等を用いて①～④による設備投資額をそれぞれ推計している。その上で推計した設備投資額を、産業連関表を基に作成された産出均衡モデルへ当て込み、生産波及効果を算出している

再掲

経済効果のスキーム図



政策実施者

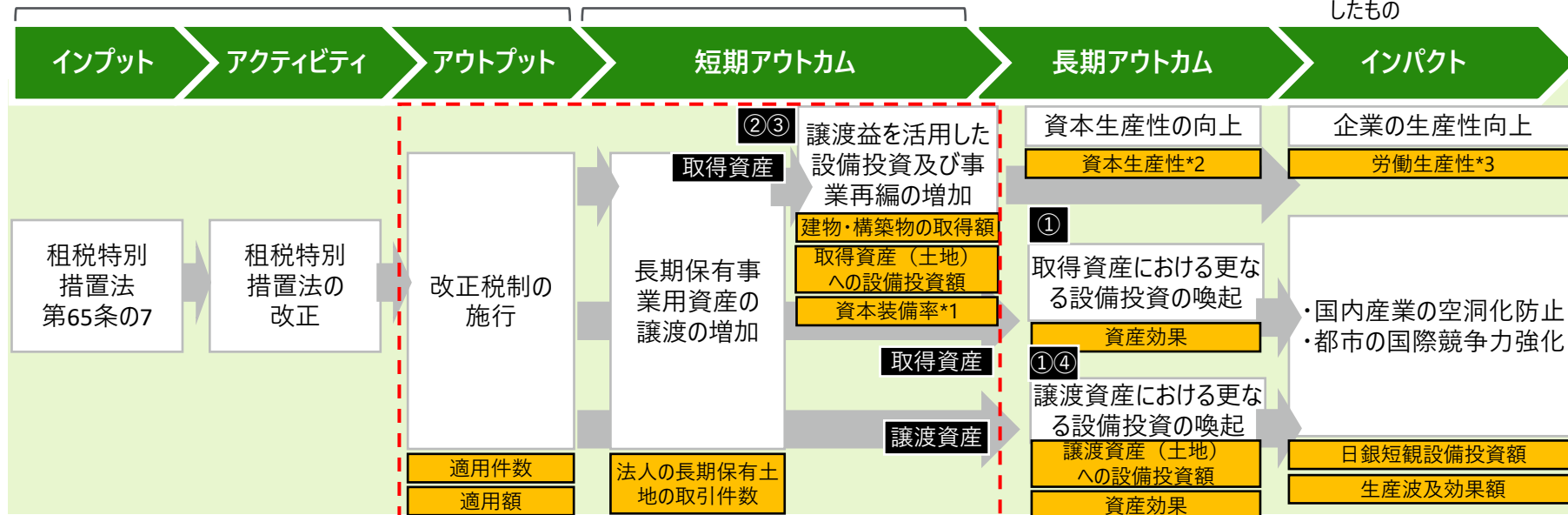


政策受益者

- *1 資本装備率 = 有形固定資産 / 労働力
- *2 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産
- *3 労働生産性 = 付加価値額 / 労働力
- = 資本装備率 × 資本生産性

測定指標案

※ 今回の分析を行うに当たり、試行的に測定指標を仮置したもの



総務省によるヒアリングの結果、本措置により事業者がキャッシュを確保することができ、次の投資につながっているとの押し上げ効果に関する意見が聞かれた

本措置適用事業者へのヒアリング結果

項目	ヒアリング結果
(1) 長期保有資産の買換えに与える影響	○本措置によりキャッシュを確保することができ、次の投資を行うことができる ・資産の売却益が多く出ることが見込まれる場合等には本措置をうまく活用すべく、本措置の情報を経理部門から総務部門や事業部門に共有しており、試算の結果、本措置の活用によりキャッシュ面でのメリットが見込まれることが分かり、資産購入時期の判断につながった。 ・本措置によりキャッシュが手元に残り、そのまま次の投資が可能となることは、非常に大きな意義がある。借入金を増額することなく新規投資ができることにより、変容する社会ニーズを捉えた投資を速やかに行うことができ、大変重要な税制であると認識している。 ・過去に取得した資産について、事業環境の変化等により事業用資産として適さなくなる可能性はある。そのような場合も、本措置があれば、新たに別の案件に投資するという選択肢も含めて検討することができる。 ・コロナ禍において赤字となった際、キャッシュの確保が最優先事項となった。平時であれば、本措置は直接的に利益が増えるものではないため、経営の意思決定に影響することはあまりないが、このような状況下においては、非常に価値があるものだった。 ・本措置があることにより、担当部門としては、資産の売却・購入を進めたい案件について社内の承認を得られやすいとのメリットがあり、経理・財務部門としては、キャッシュの面で非常に大きなメリットがあったと感じている。 ○本措置があるからといって余分な投資を行うものではない ・株主からの出資金をもとに活動しているため、それに沿う・見合うようなリターンができる活動、そのために必要なことを行うものであって、税制等があるからといって余分な投資を行うことはない。
(2) 予算に与える影響	○資産の売却計画を策定する際には、補助金・税制等の活用を検討・計算の上策定している ・資産の売却計画を策定する際には、必ず補助金・税制等の活用を検討し、計算の上策定している。
(3) 本措置が廃止された場合の影響	○本措置がなければ、資産の買換え時期が後になっていた可能性がある ・本措置がなければ、資産の買換え時期が後になっていた可能性は十分にある。 ○本措置がなくとも資金繰りが厳しくなるということはない ・次の投資をしようと思った時、本措置がなければ資金繰りが厳しくなるということはおそらくない。

記述統計によって適用事業者の特徴を分析する方針でリサーチデザインを設計した

PICODAを用いたリサーチデザインの整理

	分析パターン
	記述統計
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	<u>平成29（2017）年度に土地を譲渡し、本措置を適用した事業者</u>
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	長期保有（10年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けることができる制度 【令和2（2020）年度の改正】 ・ 現行の措置を3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）延長する
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成29（2017）年度の時点で長期保有の土地を所持している事業者
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	- 資本金 - 従業員数 - 経常利益 - 業種 土地単位のデータ*は存在しないため、事業者単位の指標を設定した
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	- 特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査（長期保有土地税制アンケート調査） - 法人土地・建物基本調査（土地調査） - 経済産業省企業活動基本調査（企活）
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、本措置を適用した事業者の特徴分析

※本措置は、論理的なつながりが遠い長期アウトカムである土地の売買をきっかけとした波及効果をアウトカムとして想定しており、直接的な因果効果を検証できない可能性が高いため、因果推論アプローチを実施せず、記述統計のみを実施した

長期保有土地税制アンケート調査や企活に加えて、対照群の選定のため、各事業者の土地保有状況が把握できる土地調査を用いる方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧（1/2）

：今回利用したデータ

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
経済産業省企業活動基本調査（企活）	公的統計 （基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業* 頻 度：年次	法人番号、資本金額又は出資金額、従業者数、経常利益、売上高 等
法人土地・建物基本調査（土地調査）	公的統計 （一般統計：全数・標本調査）	国土交通省	調査対象：日本国内に本所・本社・本店を有する法人（※資本金1億円以上の事業者は全数調査、資本金1億円未満の事業者は標本調査） 頻 度：5年	法人番号、事業者名、資本金、常用雇用者数、業種、土地の取得時期、利用現況 等
特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査（長期保有土地税制アンケート調査）	担当部局等が実施するアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：特定の業界団体に所属する全事業者 頻 度：3年	事業者名、業種、本措置の適用有無、譲渡資産・買換資産の場所、面積、保有期間、譲渡・取得額、譲渡・取得年月日 等
土地保有・動態調査	公的統計 （一般統計：全数・標本調査）	国土交通省	調査対象：売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主（※資本金5億円以上の事業者は全数調査、資本金5億円未満の事業者は標本調査） 頻 度：年次	法人番号、資本金、常用雇用者数、業種、売却・購入目的、売却した土地の取得年 等

長期保有土地税制アンケート調査や企活に加えて、対照群の選定のため、各事業者の土地保有状況が把握できる土地調査を用いる方針とした

本措置の分析に利用を検討したデータ一覧（2/2）

：今回利用したデータ

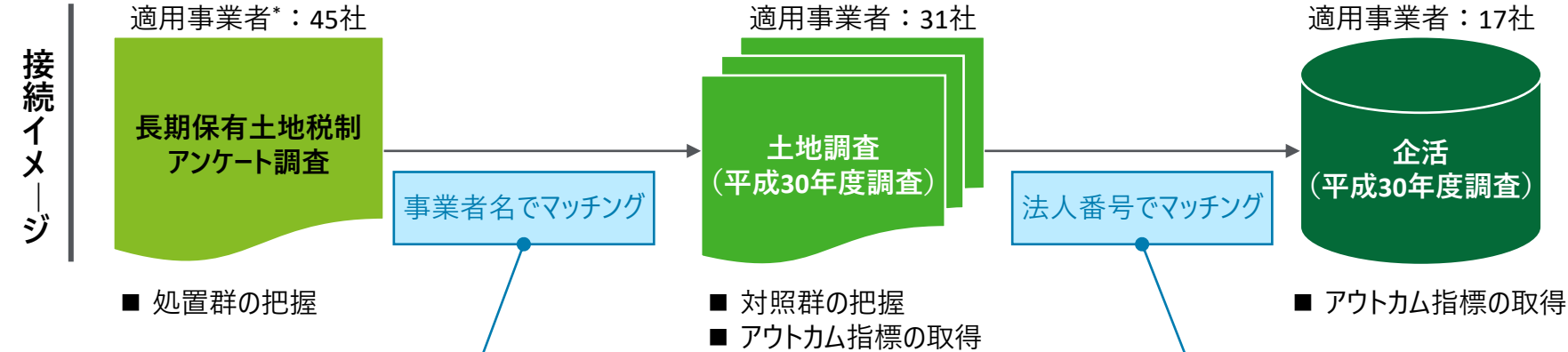
調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
土地保有移動調査	公的統計 （一般統計： 標本調査）	国土交通省	調査対象：売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主 頻 度： 年次	売主・買主の属性、売却・購入目的、売却した土地の取得年 等
土地動態調査	公的統計 （一般統計： 標本調査）	国土交通省	調査対象：資本金1億円以上の法人及び相互会社 頻 度： 年次	法人番号、資本金、常用雇用者数、業種、土地の所有状況、利用現況 等

データの利用方針

- 分析に当たっては、資本金や法人番号、設備投資額等のデータを取得する必要があり、検索の結果、上記5種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。
- 検討の結果、長期保有土地税制アンケート調査にて処置群を特定した上で、事業者名を用いて土地調査と接続し、対照群の選定を行った。その後、法人番号を用いて企活と接続し、分析用のデータを作成する方針が適切であると判断した
- なお、土地保有・動態調査は、長期的に保有している土地に関する情報は存在しないため、本調査では活用しない方針とした
- 土地保有移動調査や土地動態調査についても、長期的に保有している土地に関する情報は存在しないため、本調査では活用しない方針とした

本分析では、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査、企活からデータセットを作成し、記述統計に利用した

データの接続方法



- 事業者名のみでマッチングしたため、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査で事業者名が一致しない、又は複数社一致したものは、どれが正しいか判別できず、接続できない

長期保有土地税制アンケート調査	土地調査
ABC株式会社	ABCテクノロジーズ
	ABCマテリアル
	ABCエンジニアリング
DE会社	DE株式会社
	DE社
	XX県DE社

- 企活の調査対象には、運輸業、郵便業や、不動産取引業、不動産賃貸業等が含まれておらず、本措置適用事業者の半数近くについてパネルデータを取得できない

<別表>

G 情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391-ソフトウェア業及び小分類 392- 情報処理・提供サービス業、中分類 40-インターネット附随サービス業、細分類 4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）、細分類 4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類 4113-アニメーション制作業、小分類 413-新聞業及び小分類 414-出版業
L 金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643-クレジットカード業、割賦金融業
K 不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類 70-物品賃貸業（小分類 704-自動車賃貸業、細分類 7092-音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）及び細分類 7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く）
E 学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類 71-学術・開発研究機関、小分類 720-デザイン業、中分類 73-広告業、中分類 74-技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類 743-機械設計業、小分類 744-商品・非破壊検査業、小分類 745-計量証明業、小分類 746-写真業及び小分類 749-その他の技術サービス業

出所：経済産業省企業活動基本調査の対象【属性】
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo/pdf/chosahani.pdf>

問題点

* 譲渡年が平成29（2017）年になっている事業者

処置群を「アンケート調査に回答した、平成29年に土地を譲渡した適用事業者」、対照群を「処置群に該当せず、土地調査にて長期未利用土地を所持する事業者」とした

処置群・対照群の定義

■ 処置群・対照群の定義

処置群	長期保有土地税制アンケート調査にて、租特利用と回答かつ「平成29（2017）年に土地を譲渡している」と回答しており、平成30（2018）年度の土地調査及び企活に回答している適用事業者
対照群	処置群に該当しておらず、平成30（2018）年度の土地調査にて「取得年が平成17（2005）年以前*」かつ「現在利用していない」土地を所持していると回答しており、平成30（2018）年度の企活にも回答している事業者

【注意点】

下記の点を踏まえ、分析結果の解釈には一定の留意が必要である

- ・ 処置群について、長期保有土地税制アンケート調査への回答事業者に限定されており、かつ土地調査や企活とのデータ接続の際にもデータが欠落している
- ・ 長期保有土地税制アンケート調査に回答していない適用事業者や、データ接続時に欠落した適用事業者が対照群に含まれている可能性がある

■ 土地調査の調査票

12 土地の所有面積

●土地の所有面積を記入してください。

●共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。

※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

13 土地の貸付の有無

●土地を自ら使用しているのか、貸しているのかについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

●土地の上に自ら所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2を選択してください。

●土地を貸駐車場や貸別荘等として使用している場合も、2を選択してください。

1. 貴法人以外の者へ貸している
2. 貸していない

14 土地の取得時期・今後の保有等予定

取得時期

●土地の引渡しを受けた時期について、当てはまる番号を記入してください。

●取得時期が複数期間にわたる場合は主要な部分を取得した時期を選んでください。

1. 昭和25年以前	9. 平成18～22年
2. 昭和26～35年	10. 平成23年
3. 昭和36～45年	11. 平成24年
4. 昭和46～55年	12. 平成25年
5. 昭和56～平成2年	13. 平成26年
6. 平成3～7年	14. 平成27年
7. 平成8～12年	15. 平成28年
8. 平成13～17年	16. 平成29年

今後の保有等予定

●今後の保有等予定を○で囲んでください。

1. 今後5年以上保有する
2. 今後5年以内に売却等を予定している
3. 既に売却が決まっている

15 土地の利用状況

利用状況

●土地の主な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。

●13又は21に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。

●建築中で土地の用途が不明の場合は13を選び、カッコ内に建築中と記入してください。

●造成中で土地の用途が不明の場合は21を選び、カッコ内に造成中と記入してください。

【建物】

1. 事務所
2. 店舗
3. 工場
4. 倉庫
5. 社宅・従業員宿舎
6. その他の福利厚生施設
7. 社宅・従業員宿舎以外の住宅（賃貸用住宅等）
8. ホテル・旅館
9. 文教用施設
10. 宗教用施設
11. 医療施設・福祉施設
12. ビル型駐車場
13. その他の建物

【建物以外】

14. 駐車場
15. 資材置場
16. グラウンド等の福利厚生施設
17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場
18. 貯水池・水路
19. 文教用地
20. 宗教用地
21. その他

【利用していない】

22. 利用できない建物（廃屋等）
23. 空き地（未着工の建設予定地を含む）

5年前の利用状況

●利用状況が14, 15, 21～23の場合で、平成24年以前に取得した場合、平成25年1月1日時点の利用状況を左記の1～23から選び、当てはまる番号を記入してください。

●利用状況が14, 15, 21～23の場合、今後の別の用途への転換の具体的な予定について、当てはまる番号を記入してください。

1. 概ね1年以内に転換を予定している
2. 概ね5年以内に転換を予定している
3. 転換を予定しているが5年以上は要する
4. 転換を予定しているが時期は決めていない
5. 転換の予定はない

取得年が平成17年以前の土地に絞り込み

現在利用していない土地に絞り込み

記述統計にて、規模の大きい事業者が租特を適用している傾向を確認したが、サンプルにバイアスが生じているため、分析結果自体の信頼性は高いことに留意する必要がある

本分析の前提と制約

分析結果のサマリと分析の限界点

記述統計分析

- 長期保有土地税制アンケート調査（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）と土地調査（平成30（2018）年度）、企活（平成30（2018）年度）を接続したデータを用いて分析を実施した
- 分析の結果、製造業での適用が半数以上を占めており、資本金、従業員数、経常利益等で規模の大きい事業者が本措置を適用している傾向を確認した
- 長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を接続した段階のデータでも規模の大きい事業者が本措置を適用している傾向を確認したが、製造業以外にも、運輸業、郵便業や、不動産業、物品賃貸業業種の割合が高く、業種については企活接続後の分布と異なる
- 適用実態調査では、資本金1億円以下の事業者が過半数を占めており、上記どちらのデータでも規模の大きい事業者の適用が多かった点と乖離している

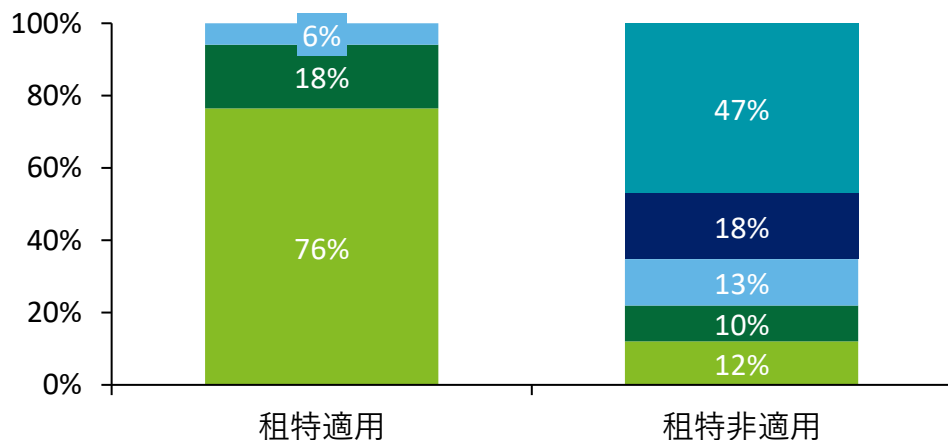
分析の限界点

- 本調査の分析結果は、取得した適用事業者のデータにおいて、規模や業種の面で明らかなバイアスが存在しているため、信頼性が低い
- バイアスが生じる理由として、適用事業者数が多いにもかかわらず、捕捉できているサンプルサイズが小さいことが挙げられる。その原因は、担当府省が適用事業者を把握できないため、調査すべき対象事業者を特定できない（現在は適用事業者がどの程度含まれるかがわからない状態で、業界団体を通じて、団体に所属する事業者を対象にアンケート調査を実施している）ことにあると考えられる
- 企活の調査対象範囲から特定の業種や規模の事業者（不動産取引業や資本金3,000万円未満の事業者等）が除外されていることもバイアスが生じている一因である
- さらに、処置群のサンプルサイズが小さく、各公的統計とのデータ接続の際にもデータが欠落しているため、長期保有土地税制アンケート調査に回答していない適用事業者や、データ接続時に欠落した適用事業者が対照群に含まれている可能性がある点にも留意が必要である
- 本分析はこのような制約があることを受容した上で実証的共同研究としてアプローチを示すことによって一定の示唆を提供しており、今後のより良い効果検証に向けた取組に資するものとして取り組んだものである

本分析にて分析対象となった適用事業者においては、資本金50億円以上の事業者が最も多い

資本金の分布

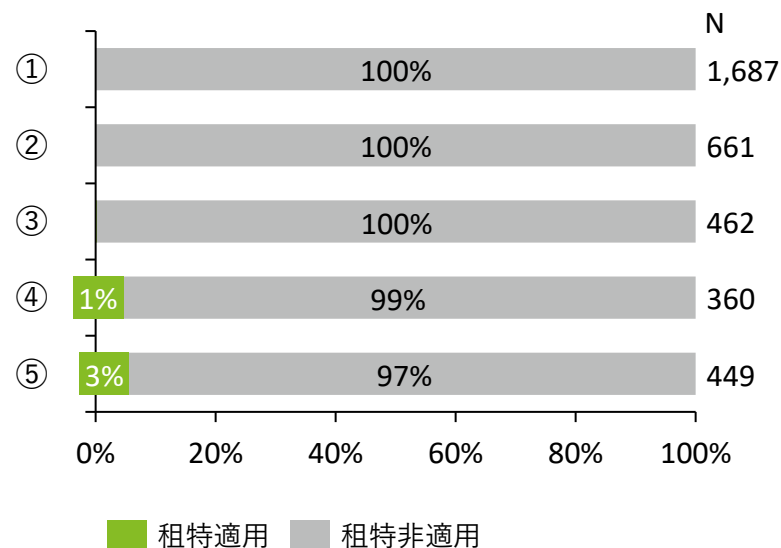
租特適用別の資本金区分別割合



- ①1億円未満
- ②1億円以上～3億円未満
- ③3億円以上～10億円未満
- ④10億円以上～50億円未満
- ⑤50億円以上

件数	17	3,602
平均値 [百万円]	140,930	5,201.21
標準偏差	171,731.5	34,599.64

資本金区分別の租特適用割合



■ 傾向

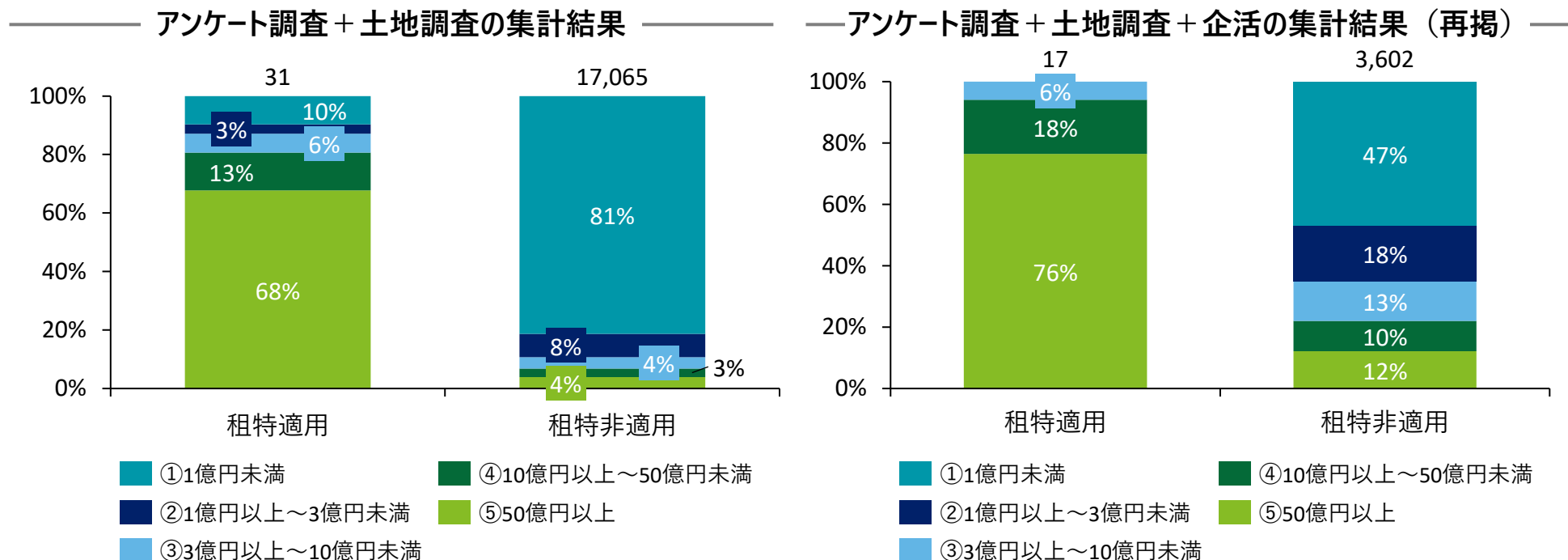
- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本金の平均額が大きく、租特適用事業者の76%は、50億円以上の事業者である
- 資本金区分別で比較しても、50億円以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい

■ 示唆

- 本分析にて分析対象となった適用事業者においては、資本金が大きい事業者が積極的に租特を適用している

企活と接続する前のデータで集計した場合においても、本分析にて分析対象となった適用事業者においては資本金50億円以上の事業者が最も多い

資本金の分布（土地調査のみと企活と接続後の集計結果比較）



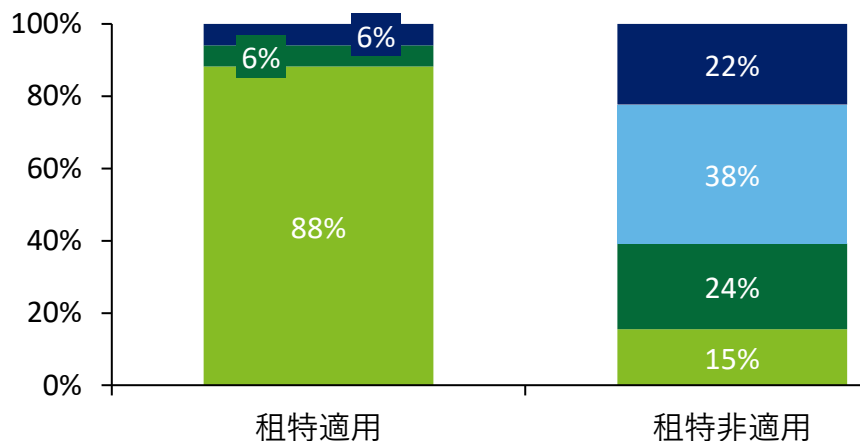
ポイント

- 土地調査のみと企活と接続後の集計結果を比較すると、土地調査のみでは資本金1億円未満の事業者の割合が多くなっており、特に非適用事業者において資本金1億円未満の事業者は81%を占めている
- 適用事業者についても、土地調査のみの集計結果では、資本金50億円以上の事業者の割合が68%であり、企活接続後と比較してその割合は低下している
- ただし、土地調査においても租特適用事業者の方が資本金が大きく、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、大企業が本措置を適用している

本分析にて分析対象となった適用事業者においては従業員数1,000人以上の事業者が最も多い

従業員数の分布

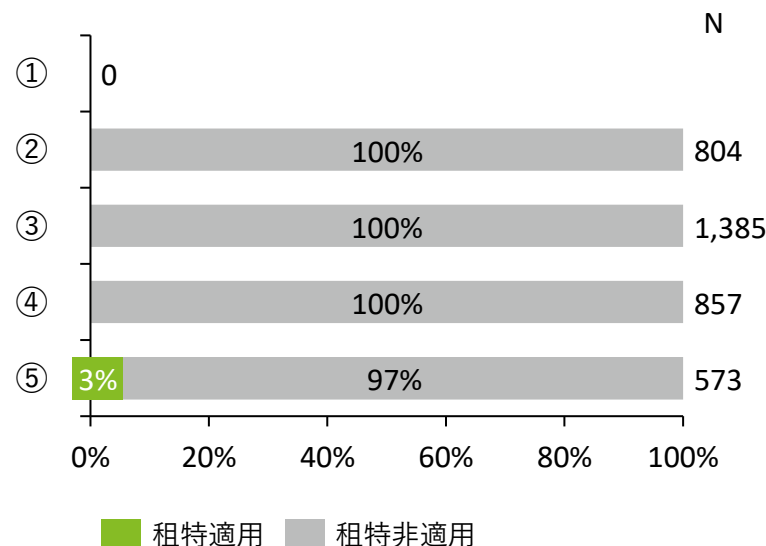
租特適用別の従業員数区分別割合



- ①10人未満
- ②10人以上～100人未満
- ③100人以上～300人未満
- ④300人以上1,000人未満
- ⑤1,000人以上

件数	17	3,602
平均値 [人]	13,547.53	926.57
標準偏差	20,228.99	3,553.18

従業員数区分別の租特適用割合



■ 傾向

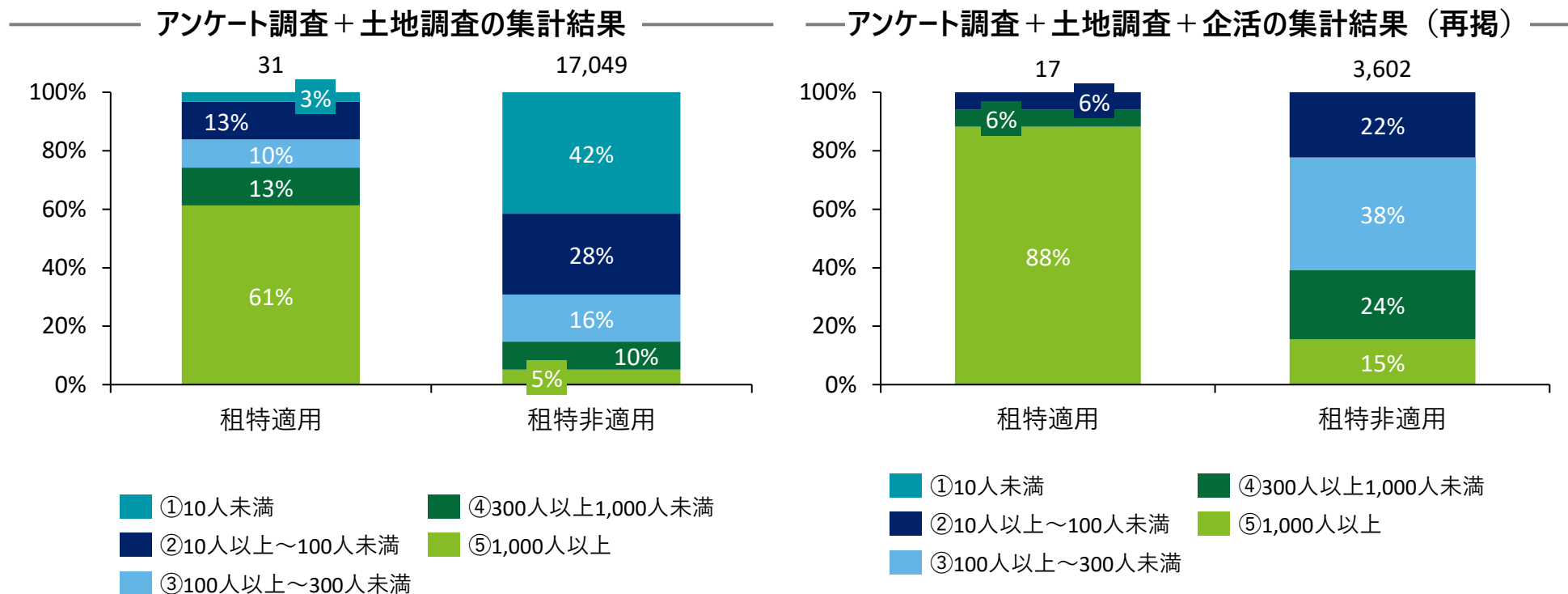
- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、従業員数の平均値が大きく、租特適用事業者の88%が1,000人以上の従業員数を擁している
- 従業員数区分別で比較しても、1,000人以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい

■ 示唆

- 本分析にて分析対象となった適用事業者においては、従業員数が多い事業者が積極的に租特を適用している

企活と接続する前のデータで集計した場合においても、本分析にて分析対象となった適用事業者においては従業員数1,000人以上の事業者が最も多い

従業員数の分布（土地調査のみと企活と接続後の集計結果比較）



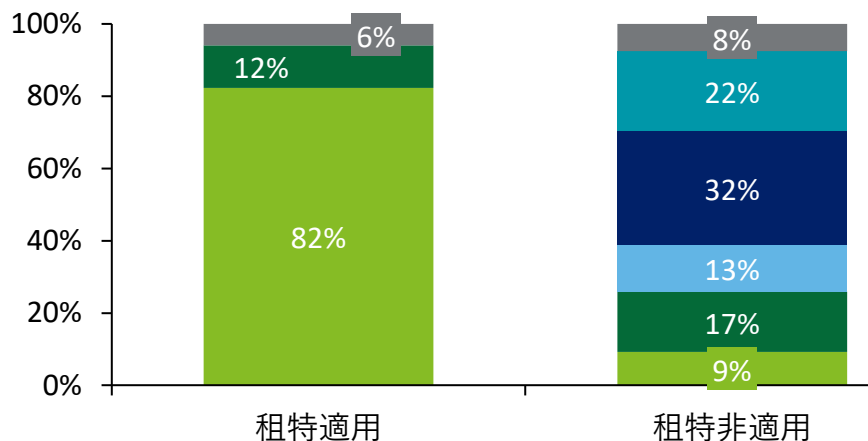
ポイント

- 土地調査のみ接続後の集計結果では、企活接続後の集計結果と比較して従業員数10人未満の事業者の割合が多くなっており、特に非適用事業者において従業員数10人未満の事業者は42%になっている（企活接続後は0%）
- 適用事業者についても、土地調査のみの集計結果では、従業員数1,000人以上の事業者の割合が61%であり、企活接続後の集計結果と比較してその割合は低下している
- ただし、依然として租特適用事業者の方が従業員数が多く、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、従業員数の多い事業者が本措置を適用している

本分析にて分析対象となった適用事業者においては、非適用事業者と比較して経常利益の平均額が大きい

経常利益の分布

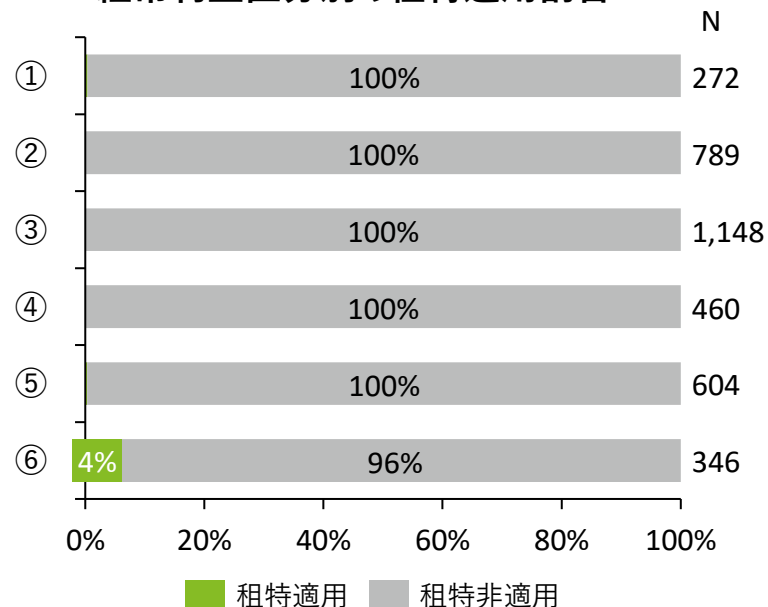
租特適用別の経常利益区分別割合



- ①赤字
- ②1億円未満
- ③1億円以上～5億円未満
- ④5億円以上～10億円未満
- ⑤10億円以上～50億円未満
- ⑥50億円以上

件数	17	3,601
平均値 [百万円]	203,322.6	3,711.95
標準偏差	538,213.9	19,993.39

経常利益区分別の租特適用割合



■ 傾向

- 適用事業者は、非適用事業者と比較して、経常利益の平均が大きく、適用事業者の82%は、経常利益が50億円以上である
- 資本金区分別で比較しても、50億円以上の事業者は適用事業者の割合が最も大きい

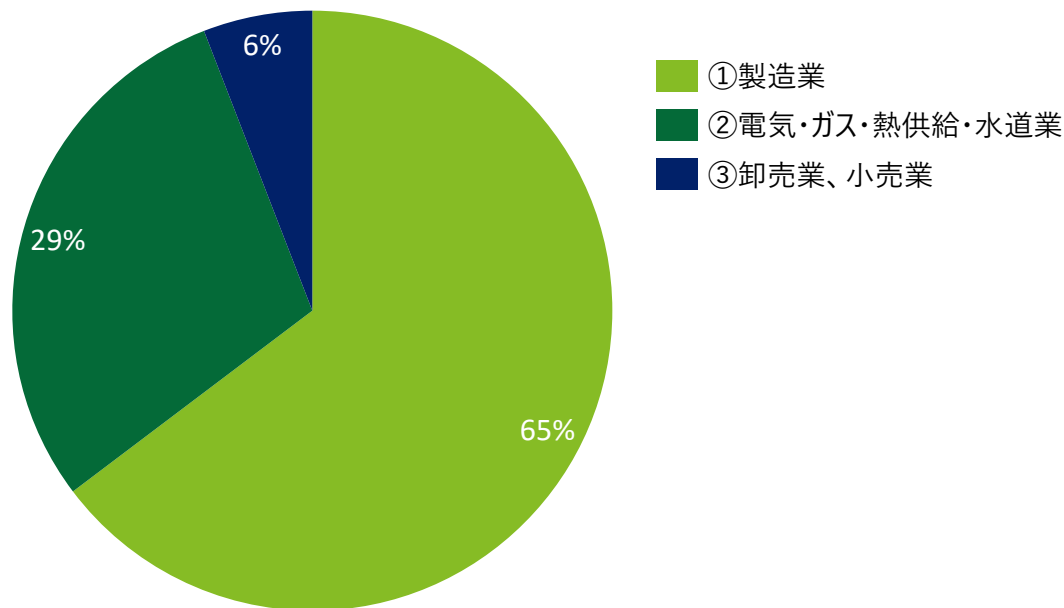
■ 示唆

- 本分析にて分析対象となった適用事業者においては、経常利益が高い事業者が積極的に租特を適用している

本分析にて分析対象となった適用事業者の中では製造業の適用が最も多く、業種別の租特適用割合では、電気・ガス・熱供給・水道業の割合が最も大きい

業種の分布

租特適用事業者の業種割合

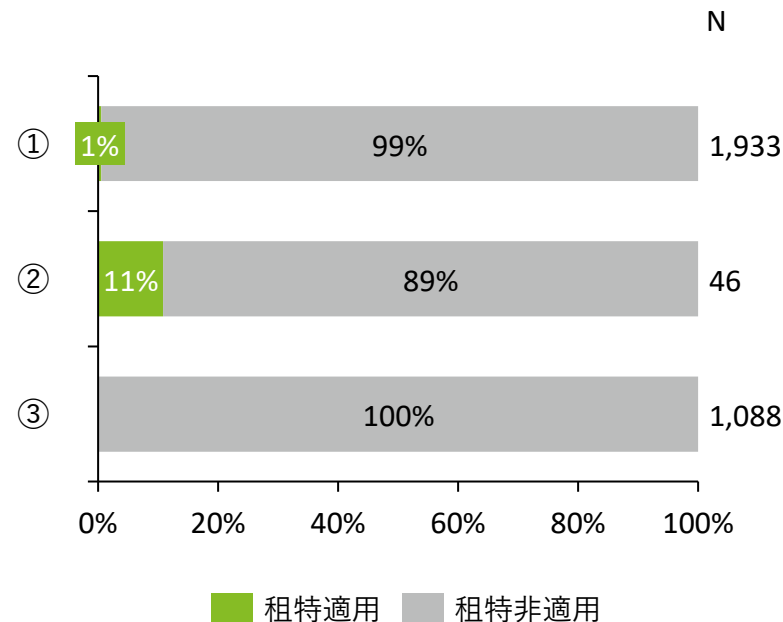


N=17社

■ 傾向

- 適用事業者数では一番に製造業、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が多い
- 一方、業種別の租特適用割合では、母数が少ないものの、電気・ガス・熱供給・水道業での適用事業者が占める割合が大きい

業種別の租特適用割合



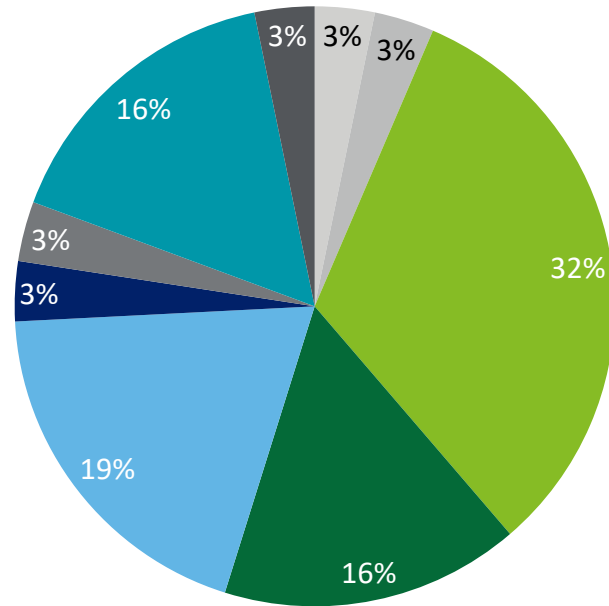
■ 示唆

- 本分析にて分析対象となった適用事業者においては、事業者数が多い製造業での適用件数が最も多いが、電気・ガス・熱供給・水道業では、適用事業者の割合が高く、特定の業種によって活用されている

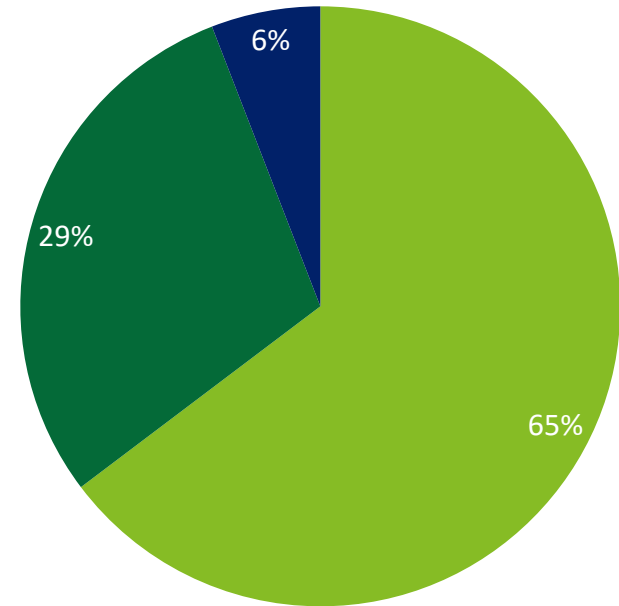
企活と接続する前のデータでの集計結果では運輸業、郵便業や、不動産業、物品賃貸業の割合が高く、企活接続後のデータの分布と異なっている

業種の分布（土地調査のみと企活と接続後の集計結果比較）

———— アンケート調査＋土地調査の集計結果 ————— アンケート調査＋土地調査＋企活の集計結果（再掲） —



N=31社



N=17社



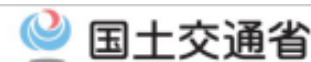
ポイント

- 土地調査のみの集計結果では、製造業や電気・ガス・熱供給・水道業の割合も大きいですが、企活と接続後の集計結果には存在しなかった運輸業、郵便業や不動産業、物品賃貸業も一定程度の適用事業者が存在する
- 企活では、運輸業、郵便業や、不動産業の一部である不動産取引業、不動産賃貸業が調査対象外であるため、これらのバイアスが影響していると考えられる

適用実態調査では資本金1億円以下の事業者が84%と、本分析に利用した土地調査の10%程度と大きく異なる。また、両者の上位4業種は概ね同一であるが、割合等は異なる

【参考】適用実態調査における資本金・業種の分布

長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例適用実績



- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例は、資本金1億円以下の企業の適用件数が84%となっており、不動産業、製造業、卸売業、運輸通信公益事業、小売業、サービス業等と多岐にわたる事業において活用されており、不動産業以外の業種で約6割の適用実績となっている。

令和2年度実績

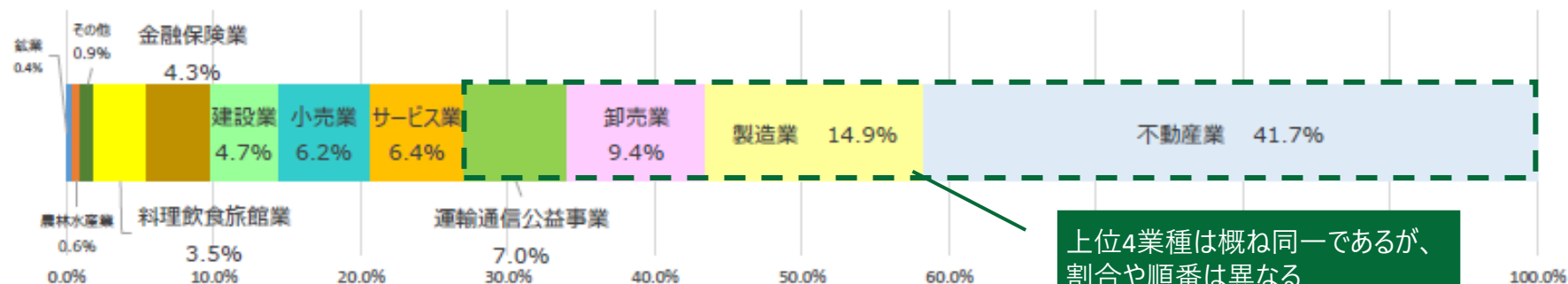
(出典) 財務省租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
(令和4年1月国会提出) より作成

適用件数	うち資本金1億円以下
902件	754件 (84%)

適用実態調査では資本金1億円以下の事業者が84%を占めているが、本分析に利用した長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を接続したデータ、さらに企活も接続したデータ、いずれの集計結果とも異なる。その原因として以下が想定される

⇒長期保有土地税制アンケート調査の回答企業の9割超が大企業であり、大企業に偏っている
⇒中小企業の回答が少ない理由として、①売上高等、質問項目の一部が非公開情報に該当する、②過年度のデータを遡って把握することが難しい、等の可能性が想定される

業種別適用件数割合



上位4業種は概ね同一であるが、割合や順番は異なる

現状、非適用事業者を把握できておらず、租特適用事業者もデータにバイアスが生じているため、これらを正しく把握していくことが今後の課題である

データ整理の状況

	現状	達成状況
1 租特適用事業者の特定	△	一部の適用事業者を把握できるが、一部の業界団体のみを通じて実施している調査で得るデータであり、当該団体に所属していない事業者は捕捉できない。そのため、適用件数が多い租特であるにもかかわらず、サンプルサイズが小さく、団体の特徴によるバイアスも生じやすい*1
2 租特適用事業者の 租特改正後のデータの取得	△	企活によって一部の適用事業者のアウトカム指標を取得できるが、企活の対象範囲が本措置の対象層と一致していないため、公的統計の対象範囲によるバイアスが生じている
3 租特非適用事業者の 租特改正後のデータの取得	×	非適用事業者を正確には把握できていない。今回は土地調査のデータから、長期保有土地税制アンケート調査から適用事業者であることが把握できた事業者を除外する形で対照群を設定したが、実際には把握できていない適用事業者が含まれている可能性がある
4 租特適用事業者の 租特改正前のデータの取得	△	租特改正後のアウトカム指標を取得できる適用事業者については、企活を用いて改正前のアウトカム指標も取得できるが、改正後のアウトカム指標と同様に、公的統計の対象範囲によるバイアスが生じている
5 租特非適用事業者の 租特改正前のデータの取得	×	非適用事業者を正確には把握できていない。今回は土地調査のデータから、長期保有土地税制アンケート調査で適用事業者であることが把握できた事業者を除外する形で対照群を設定したが、実際には把握できていない適用事業者が含まれている可能性がある
6 租特以外のアウトカム指標 へ影響する要因を考慮	△	事業者ごとの資本金や従業員数等、アウトカムに影響を与え得る指標は一部取得できているが、土地に限定したアウトカム指標（対象土地における設備投資額等）へ与える影響を考慮できるような、その土地に関するデータ*2は取得できていない

【参考】データ整理のフレームワーク

	改正前	改正後
適用事業者	4	2
非適用事業者	5	3

租特適用事業者のサンプルサイズが小さく、バイアスが大きいいため、サンプルサイズを確保しバイアスを解消していくことや、担当府省が適用事業者を把握する仕組みを構築した上で、アンケート調査等を実施することが望ましい

今回はアンケート調査と土地調査、企活を組み合わせる分析を実施したが、現行のデータでは限界があるため、まずはアンケート調査にてより多くの情報を取得する必要がある

分析課題と対応案（1/2）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アンケート調査と公的統計の接続	長期保有土地税制アンケート調査と公的統計の接続キーとして事業者名を用いたが、事業者名の不一致や重複等が生じたため、一部の事業者はデータを接続できなかった	- アンケート調査項目として法人番号を追加する - 難しい場合は、アンケート調査項目に、事業者の資本金や本社所在地等、公的統計との接続キーとなる情報を設ける
2		パネルデータのバイアス	効果検証のデータセットとして、企活を元にしたパネルデータを活用したが、不動産業等の一部業種は企活の調査対象外であるため、それらの事業者に対する効果は分析できなかった	適用事業者の主要な業種である不動産業等を把握できるようにするため、アンケート調査にて適用前後年度のアウトカムに関する設問を設定し、簡易なパネルデータを作成できるようにする
3		アウトカム指標の設定	土地単位のアウトカム指標のデータが存在しないため、因果推論アプローチを用いた分析を試みても、売買した土地に対する設備投資額等をアウトカム指標として分析できない	- アンケート調査にて、売買した土地に対する設備投資額を把握する - 可能であれば、土地や拠点単位での本措置が与える生産性への影響を確認する
4		適用有無に関するデータのバイアス	本措置の適用事業者を把握するために、担当府省が実施している長期保有土地税制アンケート調査を用いたが、担当府省は適用事業者を直接把握しておらず、適用事業者がどの程度含まれるかわからない状態で、業界団体を通じて、団体に所属する事業者を対象にアンケート調査を実施している。そのため、当該団体に所属していない事業者は捕捉できず、適用件数が多い租特であるにもかかわらず、サンプルサイズが小さくなっている。また、分析結果と適用実態調査に乖離が生じているが、その原因は、アンケート調査対象が特定の業界団体に偏っており、当該団体の特徴*によるバイアスが原因と考えられる	- アンケート調査のデータについて、適用実態調査と照らし、資本金や業種等に偏りが生じているか、その偏りによって結果がどのように変化する可能性があるかを考慮する - 処置群となる本措置の適用事業者の把握がなければ効果検証が困難となるため、中長期的には、政策担当者が適用事業者の全数を把握できるように税務データ等の活用も視野に入れることが望ましい

本措置は波及効果をアウトカムとしており、経済効果のスキーム図に則った生産波及効果の分析や、定性分析、記述統計による把握も並行で行うことが望ましい

分析課題と対応案（2/2）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
5	データ	対照群の定義	本措置を適用していない事業者のうち、長期的に土地を保有している事業者を長期保有土地税制アンケート調査から把握できなかったため、正確な対照群を把握できず、土地調査にて長期に土地を保有している事業者のうち、アンケート調査にて把握できる本措置の適用事業者を除いたものを対照群とした	- アンケート調査にて本措置を適用していないと回答した事業者に対しても、長期間保有している土地の所有有無や所有期間、所有状況等に関する設問を設計し、適切な対照群として活用できるようにする - 中長期的には、税務データや部局で保有する業務データ等から租特適用事業者を全数かつ年次で把握でき、法人番号等で統計データと接続できることが望ましい
6	制度	因果推論との相性	当初は他措置同様に、因果推論アプローチでの分析も検討していたが、本措置は、論理的なつながりが遠い長期アウトカムである土地の売買をきっかけとした波及効果をアウトカムとして想定しており、直接的な因果効果を検証できない可能性が高いと判断した。加えて#1～#4に記載のデータの問題もあり、因果推論アプローチを実施せず、記述統計のみを実施した	- 国土交通省で従来から実施している経済効果のスキーム図に則った生産波及効果の推定を継続して実施する - 加えて、本措置適用によって土地売買が活発化しているか、また想定する事業者層によって本措置が適用されているかを定性分析や記述統計等で把握することが望ましい